

様亦兵を城中より被出合、打而被敗之候。長知勇略幾許也与御感悦被遊候。敵敗北之比、瑞龍院様二の丸に御着被遊、御使を以毎度被召候に付、隨命御側に罷在候故、首級を得不申候。天正十三年御父子様再び越中に兵を被出、佐々成政与御合戦、鳥越之城を押而御座被成候時、先驅之侍礪波表に亂入、民屋を燒働、鯨波を擧而、成政之勢木船・鳥越之二城より蜂起、惣軍懸合せ勇戰數度、互に入交り勝負を争候處、高德院様如何被成御座候哉罷越し奉窺候様に、瑞龍院様之蒙命馳參候道に而、越中勢之退散に出合、印牧次郎兵衛与槍を合、長知脇下に疵を蒙り候得共、件之御使相勤申候。秀吉公成政之領分越中川西三郡を、瑞龍院様御拜領に付、同國守山之城に御移被遊候節、松任より守山へ罷越相勤申候。天正十五年豊前國岩石之城責之時、瑞龍院様搦手へ御向被成候節、長知暨陰山三右衛門・太平宗左衛門与、三人先鋒に進み、長知槍を以突立拉き候之處、敵將終に降參仕候。此日數級之首を得、備高覽候處、瑞龍院様御感悦被遊候。右御凱陣於御途中、長知之兄長秀を被召候付、長秀急に馳參候處、種村三郎四郎家來石川權右衛門与申者に泥を蹴揚候付、右權右衛門惡口を吐申を、長秀聞付不申、長知其雜言之咎を謹め杖に而撻之申候。或夜三嶋某今一人何某二人与共に下宿仕候節、半途に而相分れ、頭之清水に立寄手洗申刻、後より不意に刀を打懸候付、何者成与寄向候處に續而打懸、相共に斬合、終に彼者を斬殺候得共、長知量倒絶氣仕候付、瑞龍院様被爲勞之、廣

瀬民部を被付置介抱被付。民部は其後長知に致給仕、終に家臣与成申候。天正十五年瑞龍院様御歸陣之後、勳功之爲御褒美御家老職被仰付候。同十八年上州松枝城責之時、御父子様並上杉家与、大兵を以城之四方を取圍み、數日責戰候處、城中火矢鐵砲を飛候事如雨、大兵進み兼候付、高德院様之鐵砲頭長田權右衛門、本丸に向ひ竹束を連候。瑞龍院様に茂仕寄を長知に被仰付に依而、御先に進み、權右衛門より七間餘り先に竹束を列候故、味方は氣を得而各進み、勢に乗而攻戰候處、駿河守父子降參を乞申候。八王寺御陣之刻一番に城を乗越候處、城中より槍を以長知之膝を突候得共、走懸而登り越、悉く斬殺即時に落居仕候。瑞龍院様長知之振舞甚御感悦被遊候。此時太田但馬、長知之非先登与争候得共、證人數多依在之、長知先登分明に御座候。慶長四年瑞龍院様、守山之城より金澤之御城に被爲入候砌御供仕、母妻子金澤に引越申候。瑞龍院様御異心を金給之旨讒訴之者有之候付、權現様被聞召、小松之城主丹羽五郎左衛門殿に討伐之將を被仰付、金澤に發向之由、細川越中守殿より申來に依而、攝州に罷越申披き仕候様に長知に被命候付、權現様に奉謁、品々御尋有之候處、逐一申披き仕候に依而、御別意無之、爲浮說事御領掌在之、和議御調被成候。同年於金澤八坂、禪宇一寺を建立仕、先祖之廟所与仕候。往昔勤學之師網天を相招候處、乃來應仕候。併網天は黒衣無出世に而、仕職難仕旨辭退申聞候付、丹州圓通寺之僧融山長老相招開基与仕候。後に隱居

仕、長知居地之内に庵室を結び、融山院と號申候。後世に至り石川郡泉野寺町の罷越申候。家之紋、其初は三ツ柏葉之由承傳申候。長知先に越前の移り候砌、同國大野大岫山岫慶寺に暫罷在申候。僧網天茂又爰に來り再會仕候。長知寺を罷出候砌、網天一句を授与仕、又卍字を畫候經帷子を附与仕候。是を戰場に肌着に仕候付、其後家之紋に相改申候。慶長五年濃州關ヶ原御陣之砌、能美郡小松之城主丹羽五郎左衛門殿兵を出し、路程を塞ぎ兵糧を掠候に依而、奉行富田越後烈敷戰申所、長知返し合せ取挟み而相戰、敵を靡し申候。夫より大聖寺之城主山口玄蕃守宗永与相戰、一番に金ヶ丸を乗取、本丸を責破候處、山口父子自殺仕候。此時金ヶ丸に建並置候大身之槍十七本を分取仕、其場之所用に仕候由、今に所持仕候。右落城に依而台德院様より御書翰を被下候。(略)

此外台德院様之御眞翰四通拜受仕候。慶長七年太田但馬誅伐被仰付候。長知但馬を斬付候得共、但馬刃を執而長知を刺候處、懷中之鏡に當而聳候之處を、續而打殺申候。瑞龍院様御手槍を被提御覽被遊候。且亦半田勘右衛門罪科有之候に依而、守山之御城に而長知に殺害被仰付候。其度に御懇厚之蒙仰候。但馬知行一萬五千石、並肩衝之茶入を拜領被仰付候。右茶入之濫觴は泉州之堺千利休致所見、是を賞美仕候而小肩衝与名付申候を、高徳院様被爲求之御秘藏被成候處、秀吉公御一覽有之、厚望被成候得共秘而御贈り不被成候處、今爲忠賞拜領被

此書翰は慶長五年九月十五日附のものなるを以て略す

聲本のまゝ

仰付候旨、御懇之被仰出之上頂戴之仕候。右等之趣を長知自記仕候而、世々相傳家珍与仕、右懷中之鏡共に今に所持仕候。慶長八年大聖寺之城を長知に可被下旨、瑞龍院様度々被仰出候得共、堅く御辭退申上候に付、爲御城代兄長秀に在城被仰付候。同十四年讒者之事に依而、蒙御勘氣剃髮、名を道哲と相改、松山寺に罷越蟄居仕、同十九年嫡子康玄三男長治を召連、山州山科に屏居仕、名を夕庵と改申候。無程比叡山に獨居仕、時日を送り候處、豊臣秀頼公將軍家に鉾楯、東西に兵を被集に依而、權現様長知を被召募候事毎度、秀頼公茂又郡國を可被充行之旨、強而被相招候得共、二心之所存曾無之、微妙院様大坂に趣給与聞而甚悦、幸に徵參之蒙命、二子暨家僕与共に馳參候途に二子を留置、長知は越前淺生津迄罷越候處、其忠誠を御感悦不斜蒙御懇命候。加州に罷越、郡民を撫育可仕之旨御意に依而、御留守に罷在、康玄、長治は御陣之御供仕候。慶長十九年瑞龍院様御逝去、玉泉院様高岡之城より加州に御移之節、於西之丸新造被仰付候砌、長知宅に暫く被成御座候。元和元年大坂冬御陣之刻、微妙院様御進發御供被仰付、於岡山表敵之備を突崩し、首級を得候而献之候。民屋を放火仕、堀田圖書丸を責敵味方齊く進み、三軍入交り相戰候處、城中火起り候而愈亂軍之處、長知再び御旗を標し味方を取纏め備を成申候。此時秀頼公生害有之候。權現様本多佐渡守殿を以、長知有備事を御褒美被成候。微妙院様御凱陣之後、諸士之軍賞被行候に依而、長知之家僕中、

於圖書丸有功之者に被下之候。

銀二枚、御單一ツ、御帷子二ツ

木村權兵衛

銀二枚、御帷子二ツ

松山助右衛門

同斷

長谷川五右衛門

同斷

廣瀬宇右衛門

同斷

伴 太左衛門

同斷

伊藤左源太

同斷

岡本左門

家僕之中高澤猪右衛門・中川久左衛門・渡部大學・田中八右衛門・堀田重兵衛、外旗持一人、於圖書丸討死仕候。元和元年陽廣院様御誕生、御名指上候様に天德院様之蒙命、犬千代様与奉尊名候。依之本多佐渡守殿迄捧書候處、達台聽大猷院様並御臺様御欣然被思召候段、佐渡守奉書を以申來候。同三年於武州、微妙院様御屋形に台德院様御成之節、御太刀等父子三人之者と献上仕候處、白銀等拜領被仰付候。微妙院様參議中納言に被任候刻、叙爵被仰付山城守与申候。同六年大坂天守臺微妙院様御手傳之刻、長知・安房守兩人に御奉行被仰付候。元和八年天德院御建立之砌御奉行被仰付、御寺成就仕候。寛永五年於武州微妙院様御屋形に、台德

院様・大猷院様御成之砌、父子三人之者の白銀等御銘々様より拜領被仰付候。御知行度々御加増被仰付、都合三萬石拜領之仕、瑞龍院様・微妙院様・陽廣院様・松雲院様御四世に奉仕、享年七十八歳に而隱居被仰付、嫡孫忠次に家督被仰付、爲隱居知嫡子康玄之支配一萬五千石内二千石與力知共拜領之仕候處、翌正保三年正月病死仕候。

〔錦里文集〕

山州刺史横山君傳

君姓小野。氏横山。諱長知。小字三郎。其先出於敏達帝。父諱長隆。母杉野氏。以永祿戊辰某月某日。生於濃州多藝郡直江庄。七歳。投丹陽永谷山圓通禪寺。學字讀書。聰敏過人。天正十年。長隆携往越前。仕前田氏。使長知委質瑞龍公。時年十有五。明年癸未。平秀吉與柴田勝家戰于江州柳瀨。長隆與長知從前田氏。陣于一方。長隆爲司旗旌。軍敗也。長隆樹旗逆敵奮勇不撓。敵兵猶豫不進。既而敵察我兵少。競進急擊。長隆奮鎗苦戰。擊殺數輩。大創而死。時年四十有五。長知屬瑞龍公。殿衆而退。短兵急接。反擊數四。斬其驍騎。瑞龍公親視。稱其壯勇。柴田氏殲焉。高德公併有賀州。當是之時。佐々成政在越中。與高德公鎮北陸。高德公築城能州末守山。使與村永福守之。天正甲申九月。成政大兵來襲。其鋒太銳。急攻一日一夜。城將陷。永福告急賀州。高德公與瑞龍公馳往救之。到津幡。衆有異議中沮。夜且半高德公

俄發。倉卒之際瑞龍公不及知而後。長知急執認旗。走進軍前植之沙上。舉火其下。我衆望見。以爲瑞龍公在前鋒。勇氣倍奮。高德公亦大喜。其到末守。血戰數刻。成政兵氣頗張。長知與稻垣上坂及前軍士。伏鎗相待。敵衆勢沮。瑞龍公出兵。城中併擊敗之。是日長知勇略居多。瑞龍公嘉知其可用。明年從攻鳥越城。與成政勇士印牧某。合鎗被創。天正十五年。秀吉西征島津氏。令瑞龍公與蒲生氏攻岩石城。長知與陰山大平兩士。進逼譙門。相共健闘。長知斬敵甚夥。一日長知兄長秀。與石川某有違言。長知走進。以杖撻之。某大辱之恨之。覘長知寅夜及之。長知傷甚。猶自擊殺之。長知質性沈毅。儼然有威容。奉上弗懈。臨事多策略。瑞龍公嘉其材。舉爲家長。年始及弱冠。而一府以爲得其宜矣。秀吉之東伐也。高德公及瑞龍公。將北陸兵。由信州入關左。始攻松枝城。銃砲雨飛。衆兵難進。長知爲先鋒。急列竹笆逼城壁。先諸士二十餘步。我衆依之。鎗附競進攻陷之。其圍八王寺城。長知先衆登陣。爲鎗所刺。墮石壁間。奮激復登。衆從之入。遂拔其城。是役也。太田但馬誣長知非先登。然攻城之諸士。同證長知爲先無異言。慶長庚子瑞龍公攻大聖寺城。長知率山田氏佐藤氏及家衆若干。先登金丸。被創數所。進入子城。遂陷之。長知之勇功。於是乎大矣。間一歲。太田但馬得罪。公命長知誅之。長知手刃殺之。太田勇悍之士。公自提鎗臨視。褒其捷勇。悉以太田祿賜之。牛田某有罪。公復令長知戮之。公之讓國於黃門公也。移居越中高岡城。頃之。長知有故蒙譴。恐

石庵とせる
は夕庵の誤
なり

悚斷髮。蟄居邊邑。公怒不已。故遁北地。屏居山科。以石名菴。以堅其志。慶長甲寅夏五月。公之薨也。有事於大坂。東西聚兵。幕府召募長知。豐秀賴亦誘以州郡。欲招致之。長知不應。嘆曰。我受前田氏之恩深矣。豈有他慮哉。聞黃門公之赴大坂。大喜。率康玄長治二子。馳而迎之。到越前淺生津。望黃門公旌旗。拜于馬前。願執羈勒再爲家臣。黃門公感其忠誠。許賜舊祿。謂長知。北陸之民動易煽亂。汝可往賀城鎮撫郡邑。使康玄長治從我陣間。遂令瀧氏神戶氏二部曲。假隸康玄聽其指麾。是年東西講和。諸州罷兵。明年大坂再構難。黃門公復出兵攝陽。命長知爲前鋒。率渡邊氏後藤氏。督戰數合。勇震三軍。城陷。大兵齊進。萬衆擾亂。長知率騎士。左右分列。長知復標旗指揮。收兵爲備。軍容整正。可觀可畏。黃門公大爲稱賞。公之眷遇日隆。幕府使本多正信褒長知有備。是歲閏六月。幕府有旨。賜爵朝散大夫。任山州刺史。可謂特恩也。長知歷仕瑞龍公黃門公陽廣公三世。執國政。治績著于四方。正保三年正月廿有一日。歿於金澤私館。年七十有九。有子男八人。長康玄繼。爲執政。次長治。次與治。次長清。與治十二歲。召仕幕府。賜采邑。無子。以弟知清爲嗣。其次某某四人。與長治同仕黃門公。有食祿。女九人皆歸名族。橫山氏之餘澤。被子孫者可謂盛矣。

〔讀橫山長知傳〕

一、母杉野氏。野字誤加、杉氏なり。

加賀藩史料 第三編 正保三年

本文は前掲
錦里文集の
正誤なり

- 一、長知屬瑞龍公より稱其壯勇まで三十一字、他の書に於て未之見、其據處考ふべし。
- 一、石川某、疑くは種村三郎四郎の事ならん。
- 一、康玄繼爲執政非なり康玄は先父卒、其年父退隠し、嫡孫承祖となる。

右明治十七年十一月二十一日記

横山政和

〔關屋政春古兵談〕

一、高麗陣のとき、秀吉公九州名護屋に御在陣、利家公・利長公も名護屋に被成御座時、横山山城兄の横山因幡と同道して他行す。因幡は三十間程先へ行處、歩行若黨一人因幡脇をすり通りざまに、馬の蹴上を懸る。立戻りて因幡を散々悪口す。因幡も乘戻して何者ぞなど云處へ、舍弟山城來り何事ぞと云。しかくと云。山城聞て誰が者かは知ね共、當家來の者と見えたり。慮外者として事の外に打擲す。翌日種村四郎三郎方より使者にて、昨日我等家來道中にて慮外仕について御打擲被成候由、御尤に存候。則其者扶持を放し申候間、其心得可被成候。返事に、昨日道中にて慮外者有之に付て打擲仕候。貴様御家來の由、就夫御扶持放され候旨被仰聞、得其意存候と返事す。其後程有て御本陣へ出、御夜詰過ぎて下宿するとて、宿は近し、草履取一人宛にて二三人傍輩同道にて出る。山城は小便するに下に居る。殘る衆は宿近に依て、さらばくとて歸る。然所に後より、何者共なく山城を二刀切、右の肩先より

本文は正徳十五年の吉野西征の際の事なり此出せり

筋違に、三つがらみの所迄切先はづれに切。山城抜合せ、我も數ヶ所を負、相手にも數ヶ所手負はす。然共山城深手なる故にころぶ。其を見て死たると思ひ退く。山城未だ死なぬぞ、比興者どよめをさせと言葉を懸る。心得たりとて歸る處を、起ざまに横を拂ふ、相手の兩股切て落す。のつけに返す處を押付どよめをさしたり。草履取は喧嘩よと告げに行。其に依て各かけつけ見ければ、夥しき疵中々本復などは思もよらぬ躰なれ共、正氣正しきに依て、其を頼に療治をしければ、程なく本復したり。利長公御満足不大方、其時迄山城二千五百石領しけるが、五千石の御加増にて七千五百石に成たり。後聞けば、種村三郎四郎若黨打擲に逢ける時、三郎四郎に申けるは、今日不慮の仕合にて横山山城に打擲せられ申候、男成不申候間御暇を可申上候と斷りければ、三郎四郎一段尤とて、刀をこらせたりと云々。古兵の語也。但此節は横山大膳と云。

〔關屋政春古兵談〕

一、太田但馬を御成敗、横山大膳後號山崎山崎閑齋兩人に被仰付、大膳は親類に勝尾半左衛門と云者利長公の御馬廻に有之、潜に此旨を知らする。此時半左衛門は年寄の留書を勤めたりとも云。扱大膳と但馬と、其石垣の御用被仰付たる帳を大膳持參して、御城の廣間にて但馬に見する。但馬座して片膝を立、大脇指を差て帳を披き一覽する處を、大膳は立ながら、菊地入道重代の物切の刀にて抜

太田但馬討
罰の事は慶
長七年五月
四日に在り

打に眉間を切。大物切も其時何とか仕たりけん一圓不切。但馬大脇指を抜放し横に拂ふ。大膳鼻紙皆切れたれ共、身に不當。鬘鏡を懐中故、是に當りて身に不疵と云。後より勝尾半左衛門袈裟がけに切る、是も不切。半左衛門を利長公とや思けん、御情けなき事と云儘に、後ろを拂ふ。半左衛門右の肩先より腕へ懸けて少手を負ふ。其間に向より、大膳疊みかけて切、後より半左衛門切、則たゝき伏る。利長公は御長刀の鞘をはづし、御出被成、主の目を開がし、不届なる奴と被仰、御長刀の石突にて但馬をつかせ給へば、其時但馬物は不言、かぶりをふりたりと聞及也。或人の云、利長公御内存にて大膳に、誰にても心易き者一兩人同道せよとて、依て半左衛門を同道する。扱家來石垣の普請の帳を調上たるを、調仕立様あしきとて散々叱り、大方手討にもすべき躰にて大聲を上げて、叱りく御式代を上る。但馬何を御腹立候哉と云。大膳か様なる不調法なる帳の調様有之物に候や、御覽候へとて但馬の前へ帳を出す。是に依て大膳が氣色せきたる躰も不見、家來も一人其場へ召連たるもの也。大膳思慮不淺事と云傳へたり。

〔乙夜之書物〕

一、横山山城、利長公御意にちがひ御家を立退たる事子細不知、昌山寺へ入て落髮して、上意次第に切腹可仕と申て居たる處へ、三輪法壽見廻來て曰く、扱も不慮なる事なり、皆々人のさへなるべし、口惜き次第なり、仰分られ可申立事なり、急に取つめられては何を申て

昌山寺は松
山寺
法壽は法受

才野は才の
誤

もせん在べからず、弓鐵砲を備へ、何者來りたる共討立、堅固に持つめ、思召のまゝに御申分可被成と被申ければ、山城何とて左様に可仕、御ぞうり取にても御使に被下候はゞ、其前にて切腹可仕覺悟と被申ければ、法壽それは御尤にて候得共、餘りにむねなる事と被申。然所に本多安房高岡より來り、山城御國を立退くに極る。才野伊豆來りて、御妻子は何と被成と云。前田對馬に、我等の女も式部女も當分預て可行と存る。伊豆が云、いやくそれは悪く御座候。蒲生彌左衛門會津を立退申時、妻子をしうとに預け置申候を、跡にて妻子を押へられ難義仕たる例あり。誠の時對馬殿、貴殿と殿様ともおもひかへたまはんや、唯々いづくまでも御同道御尤と申に付て、尤になり、何も同道になる。

〔續漸得雜記〕

一、慶長十九年の頃横山山城守長知流浪ゆる、殊之外困窮なりし。或夜夢に、左の手に燭を乗り、右の手に玉を握り行きけるに、倒れて燭も消え玉も破れたり。覺めて甚憂色あり。傍に浪人者有て聞之、甚吉夢のよし告げて即座に歌をよむ。今までのとぼしき事を打捨て君より祿を玉はりにけり。此年大坂陣起り、越前鯖江にて被召出、再び三萬石を領す。

〔金澤古文書〕

一、圓通院殿慶長十九年二月御國を被立退候由也。此子細は、慶長十六七年頃より、故肥前

様御前惡敷様に候。此故は如何様之儀共不知。其頃故肥前様御隠居にて富山に被成御座候。毎年御鷹之鳥御家老中へ被下候處、外之面々へは如例被下、山城殿計へ不被下候に付、此義を無念に被存、剃髮して松山寺へ被引籠、御家老仲間衆迄、私儀存念有之、致剃髮寺に引籠候。上之思召惡敷、如何様にも被仰付義に候はゞ、檢使は御草履取に而も可被遣、速に切腹可仕と申越候に付、何も驚き松山寺へ被罷越候へ共、對面も無之候故、右之段爲言上、安房殿早馬にて富山へ參上、利長様御機嫌をはからひ、山城事か様之次第に候、御取立之者に候處、沙汰之限之仕形に御座候与被申上候へば、以之外御立腹に而、切腹可被仰付程に御意之處、安房殿被申上候は、尤不届之仕形に候へ共、山城程之者をそこつに切腹被仰付段、天下之聞え如何に御座候。先一旦いかやうにも御なため、御下知被仰付可然と被申上、御國を立退被申首尾に成候。御立腹之所を御なため可被申上ため、安房殿態与富山へ被罷越躰之由也。山城殿御前惡敷成候は、其時分之出頭人奥村攝津守謹申上候故之由候。上口より之沙汰迄、此攝津守惡人にて我威をふるひ、惣而我儘なる仕形之由に候。大坂御陣之時分働惡敷、後は浪人して京都にて果候由也。山城殿右之通にて上方へ被退候時分、本道は遠慮も有之由にて、宮腰より舟にて、越前三國迄のがれ、三國森田何某いかやうの筋目に候や、山城殿目かけ有之、御宿可仕と申候て、先森田が所に暫被居候。大膳殿・式部殿も此時同道にて被退候由也。

大津之町人菱屋源次、山城殿入魂之者故、右之様子聞付、舟にて三國迄迎に參、鶴賀迄山城守父子を伴ひ參候。鶴賀に暫滞留候へ共、此分に而も不事濟義に候間、大津に御越之様にと、源次申候に付、大津迄被罷越候。然共大津は押立たる所に候へば、居住遠慮之由にて、坂本の被引越候。其時大膳殿兄弟は坂本に置、山城殿は叡山に被引籠、其時道哲と名を改被申、剃髮の心得より叡山へ被引籠時分迄は、夕庵と申候。扱叡山に閑居して被送候處、同年之冬大坂事おこり候時分、山城殿歸參被仰付可然と、公方様より御内意も添申故、急に歸參之事上方へ申參候。是は慶長十九年十月、利常様大坂表へ御發向之時分にて、山城入道指急御國へ被罷越候處、道にて利常様へ行逢ひ奉り、越前今庄にて歸參之御目見有之候。此時取次、生駒八郎右衛門也。其時御意は、此度大坂より御歸陣迄は、三ヶ國山城に御預け被成候。心之儘に仕置可仕候。御留守居御頼被成候由、御直の御意にて、直に金澤へ被歸候。大膳殿・式部殿は、坂本より大津迄被出有之候處、大坂へ御供可仕旨、山城殿より申來、大津より直に大坂へ御供也。右之通故、山城殿は翌年元和元年の夏陣に御供、前年冬は御留守居也。大膳殿・式部殿は冬夏兩度共御供也。夏陣之時大膳殿、岡山口にて猩々皮之羽織着たる武者之首被取候由也。

三月十五日。大聖寺侯前田利治加賀江沼郡山中醫王寺に土地を寄進す。
〔加賀古文書〕

山中藥師屋敷爲増地五百歩、先地引合七百七十歩令寄進所如件。

正保三年三月十五日

飛驒守利治判

醫王寺法印

四月。加賀・能登・越中一國一帖の高辻帳を製す。

〔金澤古文書〕

三ヶ國御帳一國一帖に仕御帳奥書調様之覺。

加賀國四郡

惣高合四十二萬三千七百六石六斗一升

内九百五十七石九斗

寺社領分

田方二萬千二百十六町六反八畝

畠方五千九百八十四町七反九畝十五歩

物成合十九萬千三百六十六石六升

本高之内

二十六萬千四百八十六石二斗六升

松平犬千代領分

二萬二千四百十六石四升

松平淡路守領分

六萬五千七百十石八斗四升

松平飛驒守領分

七萬三千四百六十三石四斗七升

松平肥前守領分

外

新田高

合一萬六千四百八十二石六斗五升

田方六百七十一町九反二畝一步

畠方四百二十四町八反四畝七歩

物成五千二百二十二石九斗二升

新田高之内

八千七百二十二石七斗一升

犬千代領分

七百七十石一斗八升

淡路守領分

五千六百十七石七升

飛驒守領分

千三百七十二石六斗九升

肥前守領分

能登國四郡

惣高合二十二萬五千六石一斗五升

加賀藩史料 第三編 正保三年

內千八百六石八斗二升 寺社領分

田方一萬千三百三十八町六反七畝六步

畠方三千六百六十一町七反三畝二十四步

物成九萬千五百六十七石八斗九升

右高之内

二十一萬千四百三十二石八斗四升 松平犬千代領分

一萬三千五百七十三石三斗一升 土方河内守領分

外

新田高

合一萬五千六百六十九石四斗三升 犬千代領分

田方八百二十二町三反一畝十五步

畠方百八十八町九反八畝一步

物成四千六百九十八石一斗六升

越中國四郡

惣高合五十九萬二千四百十五石六斗八升

內千三百六十八石二斗八升 寺社領分

田方三萬三千五百十五町二反九畝三步

畠方五千九百七十九町八畝二十九步

物成二十二萬千四百五十四石四斗

本高之内

三十三萬二千三百六十八石三斗一升 犬千代領分

九萬百三十七石九斗二升 淡路守領分

四千三百二十二石八斗九升 飛驒守領分

十六萬五千五百八十六石五斗六升 肥前守領分

外

新田高合六萬八千三百二石八斗二升

田方三千九百四十三町三段八畝一步

畠方六百十町一反四畝三步

物成二萬二千六百七十五石六斗三升

新田高之内

三萬五千三百八十石三斗三升

犬千代領分

一萬四千二百六十石七斗二升

淡路守領分

一萬八千六百六十一石七斗七升

肥前守領分

加賀越中能登三ヶ國

總本高

都合百二十四萬四百九十八石四斗四升

内四千三百三十三石

寺社領

田方六萬六千七十町六反四畝九步

島方一萬五千六百二十五町六段二畝十二步

物成合五十萬四千三百八十四石三斗五升

右高之内

八十萬五千二百八十七石四斗一升

松平犬千代領分

十一萬二千五百五十三石九斗六升

松平淡路守領分

七萬三千三百七十七石七斗三升

松平飛騨守領分

二十三萬九千五百三十三升

松平肥前守領分

一萬三千五百七十三石三斗一升

土方河内守領分

外

新田高

都合九萬九千九百五十四石九斗

田方五千四百三十七町六反一畝十七步

島方千二百二十三町九反六畝十一步

物成合三萬二千四百九十六石七斗一升

右新田高之内

五萬九千二百七十二石四斗七升

松平犬千代領分

一萬五千三十石九斗

松平淡路守領分

五千六百七十七石七升

松平飛騨守領分

二萬三十四石四斗六升

松平肥前守領分

正保三年丙戌四月吉日

五月二十日。前田利長の三十三回忌法會を越中高岡に行ふ。

〔三壺記〕

利長公三十三回忌之事

正保三年五月廿日は瑞龍院殿昌山英賢大居士の三十三回忌にて、内々より御寺御墓所の御造營を美々敷被仰付、御墓所の掃拭並御茶湯灯明などの御爲に、ゑび坂の繁久寺を御建立有て被召置、御分國中の曹洞宗大衆千人の都合なり。其外諷經の衆幾百人、五月朔日より廿日の御満參迄、日々夜々の勤行、一部經頓寫、懺法施餓鬼捨香招經法問朝參首楞嚴金剛般若波羅密、一々次第殘所なく、高岡様へ御奉公せらるゝ人々は、卯月廿日より相詰て御番を勤らるゝ。津田玄蕃に宮越采女・市川長左衛門・北川久兵衛三人、諸事御入用詰開き、御一門衆御名代の御燒香、御人持物頭一人も不殘參詣也。廿一日・廿二日・廿三日御能被仰付、出家衆其後御郡中の百姓等見物被仰付。勿論施行米百石を非人に施し給ひ、千萬重の御報謝共言語に絶する所なり。不及委細略せしむ。

七月十日。前田利常就封の暇を賜はりたる以て徳川家光に辭見す。

〔徳川實紀〕

七月十日次に小松中納言利常卿就封の辭見あり、御盃下され、鷹三据・鶴二据・馬二疋遣はし給ふ。大納言殿よりは吉則の御脇差を賜りしとぞ。

七月十二日。前田利常江戸を發して小松に向ふ。

〔政隣記〕

一、利常公七月十二日江戸御發駕、下通八月二日小松御歸城。

從兩御所様爲上使松平伊豆守殿・松平和泉守殿を以、一昨九日就被下御暇、翌日爲御禮登城之處、御前に被召出、重疊忝上意、殊御盃頂戴、御酒御しい被成、清泰院様・犬千代・萬菊儀、在國中公方様被成御請取候。我等病者に候間、無氣遣緩々と心を延可遂養生之旨、御懇御直々被仰聞、殊鶴捉之黃鷹・巢鶴・御馬種々拜領候。其上前田帶刀儀、御奉公仕候様仕度旨、内々讃岐殿迄申入候處、被達上聞、我等存所尤被思召條、則可被召出旨、是又御直上意候。於二之丸大納言様の令御目見、御指料之吉光御脇指御直拜領、忝次第候。無殘所仕合候之條可心安候。爲其申達候、恐々謹言。

七月十一日

肥

前

本多安房守殿

〔三壺記〕

小松黃門利常公御歸國之事

去年天良大居士の御逝去、萬菊様御誕生候等に付、正保三年七月迄御暇相延、七月七日に御いとま出ければ、其内に御上屋敷之御用ども今枝民部に被仰置、十二日に御發足被成、高岡

七日は九日なるべし

へ入らせられ、英賢大居士の御墓所御參詣、五七日御逗留被成、淨願寺川の橋臺等之儀、奉行人に被仰付、諸奉行ども御用等奉り、追付御立被成、八月二日に小松へ御歸城被成けり。七月十六日。前田綱紀奇魚を徳川家光に献ず。

〔徳川實紀〕

七月十六日松平犬千代丸より、加州金澤浦にて網引得たりとて、よしへといふ魚を献ず。

八月朔日。前田利常京師頂妙寺に藏する日蓮の筆蹟を裝潢せしめしもの成る。

〔頂妙寺藏文書〕

奉修飾元祖眞翰六拾餘軸並聖教等。

夫法王興于世也。言無言之言。以赴差萬機故佛教起焉。教之淺深依根之優劣。所以有半有滿有權有實焉。然後爲一。是開顯也。妙法也。伏膺之徒。悉遂本誓矣。鶴林已來。立宗申論。論師人師。森々如稻麻。亦似竹葦。或以小破大。或執偏亡圓。或崇權蔑實。彼々人情。而深奧之妙旨未有以敷暢矣。粵吾祖蓮公。宿屬冥薰。不俟親承。玄悟圓意。寔天機秀發之師也。誰若此師乎。兼亦注於懸河而沾于群品。至若下於龍管而逗于後緣。斯言若墜將來可悲矣。誠哉

累代嗣法。寶茲大化。漸至于今。四百歲也。世名靈寶。粲然弗墜焉。雖然。逮于近世。龍淵將渴。卷軸亦摧。殆爲盡靈寶。因茲緇素愁憤。日益深焉。於是前賀能越州太守黃門松平氏肥前守利常卿。粗依有願誓。頓令長安之工匠。速企靈寶之再興。其功不日而成矣。誠奇哉美哉。非太守之恩光。莊嚴何容易乎。其志願如何者。欲令幼孫松平氏犬千代公並萬菊公。軀保金剛。壽堅盤石。拂不祥之災患於千里外。施仁政之德用於諸邦內。誠哉現世安穩。法王之金言。怨敵摧滅。諸佛之讚詞。病消不死。宿王守護。令百無患多聞擁護也。然則志願尤深。守護何空乎。功德尙有餘慶。願主利常卿並門葉等。共登壽域。舉國豐寧而已云爾。

正保三年太歲丙戌八月朔日

正中山法華經寺中興十八世
洛陽頂妙寺中興八代興徳院日貞

施主分法眼本阿彌光甫

工匠菊澤藤藏

奉再興大聖眞翰 六拾餘軸並聖教等

正保三年太歲丙戌仲秋朔日

日貞判

本願主

松平氏肥前守利常卿

施主分法眼本阿彌光甫

八月十七日。近江大津着米の取扱に關する覺書を菱屋源次に與ふ。

〔國初遺文〕

覺

- 一、大津着米如跡々米改並升廻以下御横目罷在、其上を以御藏入可仕事。
- 一、御米拂之義、其方存寄之通拂立、直段は御藏御拂並に可被遂算用事。
- 一、欠米御藏並に可有算用事。
- 一、御米拂庭帳之上に、御横目以印判銀子取立、如跡々々に京御藏屋敷へ相渡、切手可被取置事。

一、今津米從當年御藏並其方藏へ、半分宛毎年藏入可有事。
右今度被仰出候條、無相違様に可被相心得者也。

正保三年八月十七日

前田内藏允

大津 菱屋源次殿

八月廿三日。近江今津村弘川の年貢米に對する皆濟狀を與ふ。

〔國初遺文〕

正保元年分江州今津弘川年貢米之事

草高二千二百六十石二斗八升二合

一、千百八十四石六斗二升五合

京升定納、口米運賃水上とも

内

五十九石六斗二升五合

口米運賃水上代官引

高三百石之物成

百四十九石六斗一升五合

角倉方に遣之

八十五石三斗一升

竹生嶋花王坊今津曹澤寺寄進米肝煎給一作
不納用捨分道引取代並橋爪五兵衛扶持方共

八百九十石七升五合

大津 藏入

外

四十石四升五合

借米之利足同藏入

右遂算用皆濟如件

正保三年八月廿三日

御 印

今津甚右衛門

九月上旬。前田利常小松城に新殿を構ふ。

〔新山田畔書〕

加賀藩史料 第三編 正保三年

一、當歲陽廣公の御事に付て御歸國、七月江戸御立、八月二日小松御着、御居間の脇御座布を被立、奉行は佃源太左衛門也。御大工渡邊伊右衛門・與四兵衛御指圖を仕、御好濟、早速に急いで出來す。追付戸障子の繪様迄も美々布調ふ。其間に稻垣三之丞、年寄たる徒与加藤新左衛門・武部久左衛門など同道して上京、公家衆の息女京極殿と云御召仕の女中を具して歸り、九月上旬徙移也。佃常に云けるは御本丸御居間の脇に明地あり、植木花畑など被仰付はせで置く。如何なる御思案ぞと思ひけるにと語りし。此京極殿御子を誕生して、鶴松公と云けれ共御早世也。

九月十三日。前田貞里祿千五百石を加賜せらる。

〔前田貞醇藏文書〕

同九月廿六日荒木六兵衛爲御使者御加増被下。被仰出趣は。

- 一、近年仕置役被仰付候處、相談之儀等、ろくに申候由被開召上候事。
- 一、御加増少分に候へ共、犬千代様御幼少に候故、御儘に不被爲成、則讃岐殿・伊豆殿へ御相談被仰入、其上を以被下候事。則御兩人被仰通、民部より六兵衛迄の披露狀持參候而見せらるゝ。
- 一、犬千代様へ先御禮に使者を上、罷歸次第小松へ御禮に可參事。

- 一、與力分御知行も、當分は自分に可仕事。
- 一、與力・自分之侍共來年より可申付事。
- 一、以來追而御取立可被成候。此分には被成被置間敷候條、彌御奉公可申上との御事。爲加増千五百石、内七百石与力、本知合七千石全可有領納狀、如件。

正保三年九月十三日

犬 千 代
利 常

前田出雲守殿

右御請

御加増御一行謹而致頂戴候。殊種々難有御誼共、忝仕合冥加之至奉存候。犬千代様へ先御禮可申上旨奉得其意候。早速江戸へ使者上申候。右之通御前宜被仰上可被下候、以上。

九月廿六日

前田 出 雲

荒木六兵衛殿

十月廿四日。徳川家光、前田利常に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

十月廿四日小松黄門へ小姓番組頭石川播磨守惣長御使して鶴をつかはさる。

加賀藩史料 第三編 正保三年

十一月二日。前田利常の女春姫、本多政長に嫁す。

〔袂草〕

本田安房長政へ春姫様御入輿は、同三年丙戌十一月二日也。

〔政隣記〕

春姫様金澤より小松に御呼越、此姫於金澤竹田市三郎宅にて御成長に付、松原口惣構の門を塞、晝夜往來を禁止す。此故に不明門と云。然共小松に御呼越後、晝の内御門の出入を被許。扱又本多長松政長に御嫁娶、十一月二日御輿入。御行列、長柄十筋猩々皮覆入、鐵砲十挺猩々緋袋、御供に岡嶋兵庫・大橋又兵衛・原五郎左衛門・淺野藤左衛門・佃源太左衛門・福田彦左衛門等。本多安房守政重長松父也野町之端に御迎に出る。

十一月十五日。幕府前田利常に重臣の子女を證人として江戸に置くことを命ず。

〔本多家代々記録〕

證人御指出事並相止事

一、諸國の證人江戸表に被指出に、其家々の重臣の子弟も指出さる。正保三年の被仰出左之

通り。

犬千代殿家中證人事

本多安房守實子ろく、横山左衛門伯母くに、長九郎左衛門實子娘つる、此三人は定詰に差置度由達上開置候處、其通可被申付旨候。此外前田對馬從弟娘まれ、津田玄蕃實子勘十郎、成瀬内藏助娘つる、並小幡宮内實子市正、奥村因幡養子權佐、村井兵部養子てふ、奥村河内實子四郎兵衛、前田出雲養子はつ、篠原織部實娘まつ、大音主馬娘あぐり、右十人三番に仕、證人指置度由、是又言上之通可仕被仰出候。其心得に而可被仰付候、恐々謹言。

正保三年十一月十五日

杉浦内藏允判

酒井紀伊守判

松平肥前守殿

右之通證人被指出候處、寛文四年四月被仰出候家中證人之儀、從此以前雖指上之、御代々御相續之上は御心易被思召候。且又當年於日光山東照宮五十年回之御法事首尾能御執行、御感不斜候。諸家中證人被成御免候旨、直に被仰合候段、稻葉正則・阿部忠秋・酒井忠清より、青山因幡守・板倉内膳正・石丸石見守に被仰渡候事。

十二月十四日。能登鳳至郡總持寺塔頭の六院、寺領の收納方に關する協

約を爲す。

〔國初遺文〕

一、總持寺御領分之内本地九十三石二斗之定納、京升俵に而從先規直納に被成來候へ共、當納より斗懸俵にして、御代官納被申様に被成度旨、尤奉存候。左様に御座候へば、京升俵を斗懸になほし申通、帳面に理り書仕り、前帳引合申様にも可然候はん哉。

一、御寺領分御代官星野源五郎義、從先奉行被申付新地二百石餘之口米、帳面を除而被出置候。然共當年より帳面にあらはし、十石二斗七升五合星野忠兵衛に被遣度之旨、右切米高に相違無御座候はゞ、左様に被成候而も、同事に可有御座候哉。是以先帳と引合、米高別義無之様に可然奉存候。

一、御寺御右筆神田與三右衛門御扶持米二石七斗被遣度之由、如何様共御意次第奉存候。

右爲御相談被仰下、一卷拜見仕候。猶以御寺僧衆被成御談合可被仰付候、以上。

正保三年戊十二月十四日

嶋田勘右衛門 判

小森又兵衛 判

六院御納所方

裏書

右表書之通六院之以衆評、寺奉行衆に令相談、如此相究所如件。

普藏院 洞察 判

妙高庵 林佐 判

洞川庵 春碩 判

傳法庵 春致 判

如意庵 祖建 判

芳春院 文意 判

正保三年十二月廿二日

星野忠兵衛殿

十二月十五日。前田利常越中高岡の繁久寺に知行所附を與ふ。

〔越中古書〕

知行所付之事

一、十九石五斗八合

中郡 經田村

免三ツ五步

一、三十八石九升二合

同 西二塚村

免三ツ四厘

合五十七石一斗五升

本高

五十石 三ツ六步五厘

外

口米定納一石に付而八升充

夫銀定納百石に付而百四十目充、但朱銀、春秋兩度。

右除山竹木、全可令收納者也。

正保三年十二月十五日

判

高岡 繁久 寺

〔寺社來歴〕 繁久寺由來書

當歲は貞享二年なり

當寺開闢者、永祿五年射水郡南條之城主加納中務公發起に而被致建立候。則南條に在寺仕候由申傳候。其後高岡に引越罷在候處、正保三年に伊藤内膳奉に而、爲瑞龍院様御廟守、微妙院様寺御建立被爲成、寺領地に罷成、御一行頂戴仕、年頭之御札被仰付候。則寺屋鋪拜領地に而御座候。從永祿五年、至當歲百二十四年に罷成候。

十二月廿五日。步・若黨以下の衣服佩刀に關する制限を定む。

はぶたへの次不可着の語あるべし

〔國初遺文〕

一、かぶきもの其科不輕事。

一、かち・若黨衣類、さや・ちりめん・ひら嶋・はぶたへ・きぬ・つむぎ・木綿・布着用可仕事。

一、かち・若黨道服之ゑり・かつばのゑり・着物の袖へり・上帶・下帶・袴に不仕物之事。

びらうご 銀子一枚金二歩 若黨小者

しゆちん 同

りんす 同

しゆす 同

どんす 同

けん 同

右不殘着仕候者、奥書如定過料可出。

一、弓鐵砲之もの、きぬ・つむぎ・木綿・布之外不可着事。

一、小者・中間・ざうり取、木綿・布之外不可着事。

一、なでつけ仕間敷事。

一、下々かたなは、つか・さやかけ三尺五寸、わきざしはつか・さやかけて二尺五寸たるべ

し。是より長きは可爲曲事事。
右可相守此旨。若違犯之輩於有之者、紙面之過料主人可出之。重過之者は、定之過怠一倍、其身は可爲死罪之事。

正保三年十二月廿五日

御 印

過料

- 一、知行百石 米三 俵
- 一、百石より三百石迄 同五 俵
- 一、三百石より五百石迄 同七 俵
- 一、五百石より千石迄 同十 俵
- 一、千石より千五百石迄 同十五 俵
- 一、千五百石より二千五百石迄 同二十 俵
- 一、二千五百石より四千石迄 同二十五 俵
- 一、四千石より五千石迄 同三十 俵
- 一、五千石より七千石迄 同三十五 俵
- 一、八千石より九千石迄 同四十 俵

此月は大盡なり

以上

十二月晦日。大聖寺侯前田利治從四位下侍從に叙任せらる。

〔徳川實紀〕

十二月晦日從四位下侍從に叙任せらるゝ者六人。松平刑部頼元は大輔になり、播磨頼隆は守になる。其外松平飛騨守利治・松平土佐守忠義・高家品川内膳正高如・大澤兵部大輔基將なり。是歳。加賀石川郡上野に田地を開く。

〔内外國事記〕

一、正保三年田中覺兵衛与云浪人、利常公に言上、寺津村之石嶋と云所より、別に川を堀上げて、土清水之山之腰を堀廻し、牛坂之上野と云清水野を田地に開發す。

是歳。金澤玉泉寺を再建す。

〔社來歴〕 玉泉寺由來

寛永十六年二月玉泉院様十七年忌御弔より御位牌所に御定被成候。
一、正保三年當寺御建立被成候。承應三年之暮寺領六十石御寄附被遊。

〔北華文集〕

加賀藩史料 第三編 正保三年

淨禪寺を玉泉寺と改め玉泉院の位牌所とした。已に寛永六年宮上梁文に

玉泉寺天満宮上梁文

寛永九年十一月念八日。神殿回祿。靈像如本。職主驚異。遷于假殿。屢奏再造於國主。時國務甚繁而未果。至正保年中。黃門利常公。神像一幅安于假殿。乃菅神之自畫而。羽林光高公之平日所珍敬也云々。

〔菅家見聞集〕

明年二月廿四日玉泉院殿三十三回忌に付、此冬より相模國藤澤山清淨光寺住持遊行上人金澤へ來りて、泉野玉泉寺に宿し、百日の間別時六時の念佛し、越年して及來年也。今年玉泉寺屋敷替被仰付、本屋敷は淨土宗淨覺寺に渡り、劔口ツルギの見付にて三千歩屋敷を被遣、御寺御建立。

〔金澤古蹟志〕

玉泉寺舊地

昌披問答に、玉泉寺の舊地は祇園の邊成覺寺の所なりと見ゆ、三壺記に云、寛永六年常善寺と云寺號を除て、玉泉寺と改められ、寺の向ふと横町・野町の際まで寺の門前に被下ければ、夥敷地子を取上げ、寺の造用に成しけり。然に明暦元年玉泉院殿の三十三回忌にならせ給へば、前年より玉泉寺屋敷替命せられ、本の寺屋敷は成覺寺に渡り、其時門前地は被召上たりとあり。按に此地を玉泉寺の寺地となし、爰に菅原天神の社殿をも造營ありしは、元和三年

明年は明暦元年にして、本文の非なること前承に同じ。三年遊行の來りとも誤ない

玉泉寺と改稱したるは寛永六年

三壺記の文は元和九年に出す

なり。寛文七年の上梁文に、元和三丁巳之秋。擇地於泉野。鳩工營構、不幾月而宮成矣。と見ゆ、延寶二年の由來書にも、玉泉院殿之御願に依る、元和三年之秋越中淨禪寺に被仰付、當地に天神御勸請、則淨禪寺前住別當所に有之、寛永元年迄神事相勤とあり。さて淨禪寺を玉泉寺と改稱し、玉泉院殿牌所となし、今の地へ轉地して、更に造營命せられたるは正保三年なり。延寶二年の由來書に、寛永十六年二月玉泉院殿十七年忌御弔より御位牌所に被定、正保三年當寺御建立被成とありて、成覺寺由來書に、正保四年玉泉寺上げ屋敷七百七十九歩三尺五寸の内四百九十六歩一尺八寸拜領被仰付と見ゆ、正保四年八月開禪寺等育和尚上申書に、野町玉泉寺と並に罷在申様に、左之方明地之内五十間四方拜領仕度と云々。裏書に玉泉寺渡殘之内を以千五十歩可被相渡とありて、此地面は慶安四年に寶勝寺千岳和尚へ更に賜り、今少林寺の寺地也。されば三壺記に、明暦之年玉泉院殿の三十三回忌に付、前年より玉泉寺屋敷替命せられ、舊寺地は成覺寺へ賜るとあるは過聞にて年曆其誤れるなり。

正保四年

二月九日。金澤の魚問屋に誓紙を命ず。

〔加賀古文書〕

前書

一、御香賣渡代銀ニヶ月相延候はゞ、御定利足被下候様に可申候。相滞候者、誰々に不寄、不恐權門を、急度可申上候事。

一、浦方より香請取、不移時日代銀渡し可申候。遅々仕、浦之者共迷惑に罷成候者、私共越度に可被仰付候事。

一、最前より度々如被仰付候、御侍衆・町人いたみに罷成候様に看高直に仕間敷事。右書つねのごとく。

魚問屋兵右衛門・又右衛門可爲致誓紙旨被仰出候に付而、前書之案紙被下候。則靈社上卷之誓紙、日付判元見届申候間、前書之寫進上申候。御前可然様に可被仰上候。

二月九日

宮木 采女

協田 九兵衛

宮木は宮城

津田 玄蕃殿

葛卷 隼人殿

二月廿七日。小松一針屋市左衛門等魚問屋たることを許さる。

〔加賀古文書〕

萬覺書

一、正保四年亥二月に、當地魚問屋京町一針屋市左衛門・すがなみや彌三右衛門望申候所に、私儀先年より御上使宿仕義に候間、右魚問屋私手前御上使宿之御扶持同前に可仕之由被仰出之由、町御奉行衆被仰付に付而、同二月廿七日に忝奉存御請仕、同三月朔日より跡々問屋なみに七歩の口せんを取仕切申候。就其御運上銀七十枚充、毎年指上可申之由被仰付、同年より指上申候。

一、殿様同年三月末に江戸御發足被爲成候付、魚問屋究書付之義御町奉行様へ御斷申上候へば、此段前田内藏允様へ被仰上、則内藏允様より、金澤町御奉行宮木采女様・長瀬五郎右衛門様被仰遣の所に、右兩御奉行衆より金澤魚問屋究之書付に御返事被遣に付、其文書私手前へ引請、則書付調、同八月朔日に上げ申所に、前田内藏允様御うら書被遊被下候事。同八月五日之晚魚肝煎へ右究書付之品々被渡、同六日より御定之通裁許仕候也。右何れも證文跡書萬事有之候。

一、魚屋中へ賣付之銀子、ニヶ月切に御究被成、相延者御定之利足をくはへ取可申旨、其上滞申銀子不隠置可申上之旨、慶安二年三月に津田玄蕃様・葛卷藏人様被仰渡、則上卷誓詞被仰付上申に付、銀子ニヶ月より相延申候分、御公儀へ書上、利足取申候。然ども本銀さへ切々

に調兼申に付、いかゞ可有之と御町奉行へ淺野藤左衛門様御斷申上候へば、其分にも可仕旨被仰渡に付而、同四年正月よりは請取不申候也。利足取立申銀高覺。

一、九十四匁六分五厘

慶安二年五月より十二月迄の間に取申銀高。

一、三百五十六匁四分二厘

同三年一ヶ年分利銀高。

右之通迄取申候。同四年正月も少取申候へども、右之通故此分は何も相返り申候。萬事覺のため如此書置申也。

利そく取立申品々覺

右御定也。二ヶ月切之日より廿日迄は何時も利足取不申候。併十五日より廿日迄は半月之分也。利足取申も有之候。大かたは廿日迄は取不申候。此段されども究りはなく候。十四日迄の間はかたく何方よりも取不申候。何事も覺のため也。右の利足取申も藏人様へ御斷申上候。一、慶安□年九月廿日御町奉行藤左衛門様・藏人様へ書付を以申上候は、當地魚屋ども浦方へ參、魚鳥之類買候而、其浦方よりすぐに他所へ遣し申候義は、最前申上候通り、荷物同前に御座候間、少もかまひ無御座候。但主宿へ取よせ置、手前にて賣殘申候分問屋へ出し不申、他所へ遣し申候者、口錢出し申様に被仰付被下候様にと申上候事。然れば魚屋中藤左衛門様へ被召寄、様子御尋被成候所に、あいもの中被申候は、くつや申所も尤に候間、書付之通り

直恒直治共
に今枝氏

に可仕与何茂被申上候。其分に候へば相對をいたし、下にて事濟義に候間、此書付之通相對にて濟候へど、藤左衛門様被仰候に付、書付之通魚屋中がてんにて究申候也。

二月。前田利常加賀江沼郡山代温泉に浴す。

〔今枝家譜〕

正保四年二月直恒於江戸病痾之由達于賀州。時微妙院殿爲保養浴江沼郡山代温泉。直治往彼地。請暇至東武。

三月十三日。金澤の魚問屋口錢運上等に關して誓約す。

〔加賀古文書〕

乍恐申上候

- 一、私共魚問屋被爲仰付候に付而、請人御供田や吉兵衛・蠟燭や仁右衛門を相立申候御事。
- 一、辻に而賣かひ仕物之内、鯉・鮒・海老・さしきすなどには、口錢申間敷候御事。
- 一、金澤者直に浦方へ參候て、其者直に振賣仕者之手前、口錢取申間敷候御事。
- 一、他國並御國によらず、魚鳥之通荷物に、口錢取申間敷候御事。
- 一、金澤魚問屋之外に、商人他國より罷歸候刻、干魚之たくひ荷物之付合に仕罷越、其者之見世にて賣申分は、口錢取申間敷候。但魚屋方へおろしうり仕候はゞ、口錢取可申候御事。

一、あいものと浦方之者賣かひ之義、跡々のごとくはんそう仕、其上魚や中へ私共より賣掛銀も、其人により少宛賣かけ、せんぐりくりに可仕候御事。

一、浦濱より持参仕候者、一刻も早賣拂、六歩の口錢を取、代銀相渡し歸し可申候。惣而浦濱之者迷惑不仕候様に、裁許可仕候御事。

一、御運上銀、當年者月茂立申候間、百枚上可申候。來年よりは一ヶ年に百二十枚宛、毎年翌年之正月中に指上可申候御事。

右之趣少も相違仕間敷候、以上。

正保四年三月十三日

魚屋 六兵衛判

なおい屋 太郎兵衛判

町御奉行様

三月十九日。前田利常小松を發して江戸に向ひ、途武藏鴻巣にて從者石黒權平人の爲に殺さる。

〔三壺記〕

正保四年三月十九日御發足被爲成、同廿九日には關東鴻巣に御泊、九ツ半に御發足被成けり。其頃専ら夜道を御好被成、晝は緩々御休息有て、宵出々々に出させ給ふ故、提灯の光は上下

晴天の星に異ならず。然るに鴻巣を出させ給ひて、本鴻巣へ一町半計に成る時分、遙の御跡夥敷亂れ合、人聲高く鳴渡る。古市左近・竹田市三郎御乗物に付き申されければ、喧嘩と相聞え、騒動仕る由申上らる。利常公御踏出しの戸を明させ給ひて、誰ぞ聞いて參れと御意の處に、竹田市三郎・鹽川豊右衛門・島田又八・坂野市丞走りけり。其間御駕を立置て人聲を聞けば、人を追ひ尋る聲のみなり。御供中畏りて待ちける所へ、竹田市三郎大橋市右衛門を同心して來り、御駕の際へより、市三郎申上げるは、市右衛門被申上候へと有ければ、市右衛門申上る。石黒權平を飛驒守様御家來江守彦左衛門若黨が切りて逃げ申候。權平は未だ存命にて御座候。其起りは御押への御跡に、湯原八丞・平岡志摩・大橋又兵衛・一木逸角・佃源太左衛門・荒木六兵衛・石黒權平、其次に私脇田三郎四郎如斯段々に乗掛にて御供仕る處に、鞍置馬一疋に若黨一人・中間一人にて引、權平乗掛の右之脇を追懸け、横合に弓手の島の中へ牽通す。權平馬は既に倒れんと仕る所に、權平馬より飛下り、刀を抜き追行申候處を、提灯持て何れも追懸候へば、闇の夜にて所々に小笹藪・桑原など御座候て、しばし尋候へ共見付不申候處に、彼若黨立歸て權平を三ヶ所切つて逃げ、權平は倒れてうめきの聲を聞付け、何れも寄りて鴻巣へ連行申候よし申上る。利常公御意には、其中間めはと御意の處に、市右衛門申上る。馬をひき御先を心懸て脇道を走申候處を、見付て捕へ置申候由申上る。早々江戸へ遣

し、籠へ入置可申旨御意有て、御駕を急ぎ本鴻巢へ爲入給へば、はや明六ツにぞ成りにける。御機嫌以之外に變らせ給ひて、朝御膳を上る所なれ共、御膳も不被召上、うそをあそばし、おびんの髪を逆まに立て御座被成。其内に御供中御辨當被下罷出る。其時宮城越前殿御使者進物持参し、岡島兵庫に御披露被成、御返事被仰聞候へと申ければ、兵庫聞いて、か様之時節なれば御披露難成候、先々御歸被成候へ、是迄の御越は急度可申聞候由被申、使者は罷歸る。石黒權平方へ、左近・市三郎家禮に念頃の歩行、其外つき添て看病す。未だ御發駕不被成内に、河合左助参着、市三郎・左近に申しけるは、權平の手は大事に御座候、三ヶ所の疵どもいゝ合たる如く也、是れ内へ血の引たる所也。鴻巢より百人計り人足を出し、相手を尋ね申候由語りけり。利常公御出被爲成、静まりかへつてしづくと御駕をやりければ、岡島兵庫御駕の先を走廻り、小聲に成りて、此中に飛驒様衆の御座候はゞ、御跡へ下り給へと申されけり。飛驒様より御歩行八人、御迎の爲御供致しけるが、承るとて皆々見え隠れに御跡にさがる。犬千代様・淡路様衆は御供を勤けり。漸半里計も御座被成、市川理左衛門を召れければ、理左衛門御みすの際へよる。御直に何哉らん奉りて御先へ取つて出で走りけるが、蔵の渡しにて出向ひ、又御簾際にて御返事申上る。後に是を聞きければ、今枝民部方へ参り、公方様御醫者外科の了伍と哉らんを頼み、權平方へ早々可遣旨被仰出。然共其日の暮合權平相

果る。角て江戸へ御参着被成、津田玄蕃方へ御飛脚立て、江守彦左衛門若黨の親兄弟並請人、六七八人火罪に被仰付。彼若黨は板橋の一里山に上りて、股を切て書置を血にて仕置、私親請人等御赦免被成被下候へと書置て、自害して死けるを板橋の在所より注進す。利常公の御耳に立て、親受人何れも助候へと、重而御飛脚立けれども、三世の如來賊後の弓にて、皆殺されて跡になる。中間をば江戸にて御成敗被成、江守彦左衛門は御名代の御迎ながら、御使者に参り骨折て閉門す。去其頓而御赦免を蒙る也。此石黒權平先祖、昔伏見に御在城之時御用承る町人、當地へ参り金澤の眞中繁昌之所に御屋敷拜領し、むさし庄兵衛と申けり。むさしが辻の棟梁也。此者のせがれゆうにやさしく、をどり子に被召出、心は人に愛敬せられ、上を敬ひ下々によきにつくらふ者なれば、諸人申惜みけり。餘り御近所に徘徊して、冥感に狎れける事、拙き戒行哉とぞ申しける。

四月朔日。前田利常能登羽咋郡氣多神社の法式を定めて神人社僧に與ふ。

〔氣多神社藏文書〕

能州一宮法式

- 一、神社祭禮佛事勤行不可有怠慢事。
- 一、天下泰平國家安全之祈念可抽精誠事。

一、寺社作法之義、專可相守古法、若新儀於在之者、以衆評任道理可沙汰付、罪科人其外諸
牢人一切不可抱置事。

一、山林竹木猥不可伐採事。

一、當社小破之時、以寄附之領分可加修理事。

右條々堅可被相守者也。

正保四年卯月朔日

利 常判

社 家 中

長 福 院

六月三日。本多安房守政重卒す。

〔本多氏由緒帳〕

一、十一世祖父

本多元祖安房守政重

政重義佐渡守二男御座候處、文祿二年より奉仕家康公・秀忠公、慶長二年八月有故而武州江戸
立退、半年程伊勢山田隠棲。然處大谷刑部少輔依招出京、同四年備前浮田黃門秀家卿應招、
領知二萬石。同五年金吾中納言秀秋卿以臬藏主、備前兒嶋恩賜之由に而被招。亦從瑞龍院様、
以岡田長右衛門被爲召、則及御請候。因茲臬藏主失面目、所詮可捨命与申聞候故難默止、暫

双方に不趣、高野清水与申所に在留。是歲安藝國主福嶋左衛門大夫殿頻被召、廣嶋へ罷越、
領知三萬石。同七年藝州立退、無程從瑞龍院様以稻葉左近被召寄、領知三萬石被下之、本多山
城与相名乘罷在候。同九年奥州米澤上杉景勝殿實子無之、家臣直江山城守女子有之、景勝殿
之爲養女、政重を以配之。以後男子も於無出生は、上杉家相續有之度之旨に付、瑞龍院様御怡
悅奥州に被遣。右養女無程死去、上杉家にも實子出生、旁以慶長十六年米澤退去。夫より上
京罷在候處、從瑞龍院様以御使度々就被爲召候。則其年歸參、本多安房与相名乘申候。同年
八月十二日本知三萬石拜領、但追付五萬石可被下之條、先可相越之旨に而、五萬石之御判物
頂戴之。同十八年瑞龍院様越中一國可被差上旨に付、以政重佐渡守へ被仰遣、上野介達御聽。
此時江戸駿河奔走及七度、無相違越中國如前々可被進由就上意、百二十萬石全御領掌。瑞龍
院様御直、今度は政重功勞故与御懇之御意。依之慶長十九年微妙院様、御加増拜領被仰付。
右之者小松御城御預可被成由候得共、此義は奉固辭、瑞龍院様御逝去以前、微妙院様致御供、
越中高岡へ可相越由に而、政重御座近く被召寄、御遺言、若不經年大坂於御出陣は、御家臣
共雖有之、老兵行歩不可任心、幸其方功者、旁以士卒之下知萬事被成御頼旨蒙御意。同十九
年大坂御陣有之、十月十四日微妙院様從金澤御出陣、政重御供、翌年二月七日御歸國。同年
重而就大坂御陣、四月十八日同斷御供、八月中旬御歸國。右兩度共諸卒政重下知与被仰出、

兩度之御供無恙相勤。依之骨折候間、慰見候得与被仰出、宗半肩衝御茶入微妙院様御手自拜領、數度御直御懇之御意、且又家臣於大坂岡山表鍵高名御穿鑿被成、元和元年六月御褒美物被下之。同年六月叙爵被仰付。同二年家康・秀忠公に御目見仕候上は、御國他國之義に不限、萬事可致差引旨御意。同八年上野介正純蒙御勸氣候得共、政重事少も氣遣仕間敷旨等御意之趣、十一月酒井雅樂頭殿・土井大炊介殿奉書到來。正保四年三月隱居被仰付、同年六月三日病死仕候。將又寛永十年旗本同姓本多故大隅守政久跡目之子四歳に而死去、依之斷絶。然處同年政重三男帶刀政相被召出、江戸へ相越五千石被下之。當時駿州静岡在住本多彌五郎家に御座候。

一、十一世祖母

西洞院參議時直卿女

延寶八年十二月廿八日病死仕候。

〔可觀小説〕

一、慶長十九年瑞龍公御病中、本多安房を高岡に被爲召、色々御咄しの次第、天下の義、畢竟關東と大坂可爲御梓楯候。安房は功者之事に候間、御先手相勤、諸事御指引御頼思召候旨御意に候處、安房申上候は、凡軍之勝敗は兵の多少に不因事に候へば、萬一大坂方利運之軍に候はゞ、如何可奉心得候哉と被申上候處、其儀は兼而肥前も覺悟有之候、大坂勝軍に候は

肥前は前田利長

ゞ必戰死之心得に候旨御意被成候へば、左様に候へば都而之意得相濟候旨御請候由。

板津檢校 話松雲公

御自筆に御記し被遊候一冊御前に有之、其第一ヶ條に此事有之旨、或人之物語之由有澤氏之話。

〔松雲公夜話〕

一、台徳院殿秀忠公には御つりひげ御座候由、井伊掃部頭殿にもつりひげ有之候。此掃部殿大坂御陣之時、家來之者槍を合せ申に付、高き所わあがり、馬より下立、槍を杖につき見物して被居候處、本多安房守法名大夢足輕二百計召連罷越、挨拶いたし候處、掃部殿手前取込被申候哉、承付不被申候。安房守申候は、掃部は腰がぬけ候や、人の挨拶も聞付ぬはと、大音にて無憚申候而罷歸申候。其以後對面之節挨拶有之候旨、癸巳正月十一日の夜拜聽仕候。其以後も度々御意御座候。

〔甲申雜書〕

一、何れの時分何れの處たるも不知、仍不慥と云へ共、時の風を聞を重寶に思うて聞書する也。太閤の御世か、本多政重城普請の奉行の内として行けると云々。景勝の臣の時か、若は當國へ仕へける時か。其請取の場に蹲居しけるに、政重が家來、政重が槍を立て居る。其所へ福島正則見廻ける。如此時は陪臣は各へ槍を伏する躰なるに、政重が僕左様の事をも不知けるか、其儘槍を立て居けるを、正則見て以ての外に氣色損じて、立てあるは誰が槍ぞと問は

前田綱紀の談なり

るゝに、政重が槍と答ふるに、慮外者也、手討にせんと思はるゝ顔色見えて、刀に手をかけ、近々と政重が際へ三度迄立寄けるを、政重もつくばひ居ながら心得て、先をば被討間布と思ひて、刀に手を掛けて正則の顔を見詰めて、少も油断せぬ顔つき故に、正則も成間布と思ひけるか、其場を立退き、其をこせとて槍持が方より取寄、其槍を正則自身踏折て捨て被歸。政重口惜き事に思ひけれ共、可爲様なき勢にてこそは有つらめ、其分にして置ける。其刻政重が家人村井二郎左衛門と云者供して、側に居て危き目に逢ひけると、後迄も語りけるとて、村井が物語聞ける人の咄也。此村井後には御家へ被召出。此物語少は違あるか。併此頃の人の風俗、場を踏みたる仁の仕形は此位也。又福島が狂氣同事の体たらくは、是には不限儀なれ共、此一事にて餘は可知。城普請の大なる近年ありしを思ふに、伏見には非じ、越高田・尾名護屋・駿府・江戸・大坂・二條等の内か。然らば當御代に成りての事ならん。太閤の御代にしては不符合。兎角に此所には不立入、只何事にもせよ、政重が出居て、槍を可伏處にて不伏を、福島見て立腹の上の仕形と心得れば事済か。彌重而可尋明記也。

〔三壺記〕

御屋形大形出来し、掃拭以下相濟ければ、春日つばね御家の様子見て參れと上意有に付、御上屋敷へ被參、御けしやうの間・御産の間・地震の間・長つばね・御臺所・湯殿・物置等、残る所

本文は寛永
十年前田光
高の夫人入
興前のこと
に係る

なく見物なり。然るに御産の間・御廣敷の住居、春日つばねの案に相違して、奉行人を呼びよせて、此御臺所の立様勝手左右に成りて、殊之外あしきまゝ、臺所は立直し可申旨、大音にていかられければ、奉行人げうてんして十方にくれ、頭をさげて物も申さで有りける所へ、本多安房守政重とび來りて、なういかに春日殿、今程天下大平にして、御静穩なればこそ、かゝる御家も世にあらめ、日本國にかゝる御家のあらばこそ、いつのこうを以春日殿のこのまれば候や、又半年も懸りて、か様の御臺ごころは出来せん、遠慮ましませと申されければ、つばね聞いて、是非ともにと申すにあらず、左様ならばよからんと申事にてましますぞ、あら見事成御屋かたやとて、頓而登城いたさるゝ。其頃天下にはやりもの、めつた揚弓中將某春日局にひぜんかさとして、うへこす人はなかりしに、本多にめいりぬると、皆人感じ申けり。

〔續漸得雜記〕

一、安房守政重、老後には大夢居士と自稱仕候。此安房守或宵之間に、同職横山山城守長知方へ、暫之内御出候様にと申遣候。此時分宅地も向合にて程近く、随分互に懇意に仕候故、平生少々人召連往來も仕候。其時も山城守近習兩三人召連、歩行にて參候へば、座敷の真中に火鉢にあたり有之ながら、城州少用事有之申遣候、是を御覽候へ、只今江戸より飛脚參候とて、飛脚箱も脇に有之、則狀を出し候。山城守見申候得ば、十萬石可被下候間、公儀へ可

罷出候、左様は、御老中を可被仰付と申趣之御内證に候。借々目出度、一段之事之旨山城守
 挨拶有之候所、我等杯が行きて能きものには非すとて、則其火にて右之狀を焚き棄ける。是
 を見置給ひ候得と迄申候旨。此咄は則山城守申出し候ては感申候を承候と、私共傍輩の内徒
 小頭齋藤四郎兵衛与申者有之、其者之親四郎兵衛へ毎も物語候旨、四郎兵衛儀私兄藏人へ申
 聞候と、藏人申候。只今存付候得ば、定而上野介殿配流の後杯、佐州君跡御取立の爲申來り
 候哉、不慥成義ながら承傳候處如此御座候。萬一公儀邊にて御心當被遊候事は無御座候哉。
 此義此方にても、其子孫として別而可申出事にても無之候得共、承合申度迄に如斯御座候。
 一説に安房守御請に不及事は、如是の意趣にはあらず、罪を恐怖する也。其罪を恐怖するは
 己罪有にあらず、兄上野介讒を以て罪を得れば、己も欺て召寄られ、終には保つ事を不得事
 を計り知りて、辭を設て其召を避るのみ。誠心と直道にはあらずとの説なり。未詳其信偽如
 何。

〔責而者草〕

本多安房守は加賀中納言利常卿の家老なり。東照宮より遣はされ候人にて、思慮ある人なり。
 越後の小栗五郎左衛門は隣國と云ひ、常々安房守を慕ひ、或時安房守江戸へ出府とて高田を
 通りける時、五郎左衛門出向ひ、幸の儀ゆる屋鋪へ寄られ候へこの事なれ共、城内なれば夫

へは參るまじとて、達てことほり候に付、町屋にてもてなし、五郎左衛門が子大六若輩の時
 成るが、房州へ逢はせけるに、房州挨拶に、能き生立珍重の事に候、併御主人にも因り候べ
 き、越後守様にて御自分の御子息にいたし候へば、理發宜く相見え候間、其所心附かれて守
 立られ候様にと申ける由。大六後に美作守になり、奢長じて、果して主人の仇と成る。安房
 守智者ゆゑ、未來の義を察し、五郎左衛門あいさつの所ちがひ申さず候と感じけり。總じて
 古人智恵ある人は、當分の事よりは後の義を守るに心を附けしとなり。

〔續漸得雜記〕

一、中納言利常公御嫡子光高公、將軍家へ始めて御禮被仰上候付、御家老本多安房守・横山
 山城守を初、宗徒之老臣江戸へ被相詰、利常公安房守・山城守を召して、明日筑前守致登城に
 付、殿中之規式相濟、三家並門葉之方々へも可相勤。此度は光高一代のはれ場となる條、太
 儀ながら殿中其外にも致屬從、先々にて會釋可然と被仰渡。兩人謹て奉畏、御請申上候。翌
 日光高公御登城之砌、彼の兩人何と致しけるか、御供には不能出、少將公殿中御首尾能御仕
 廻、其外方々御勤被成御歸館、中納言様へ御禮被仰上候。利常公兩人之家老共は彌供に被成
 かと御よせひの思召にや、御自慢の御様子也。少將様、いや兩人は不致屬從と被仰上候處、
 中納言様御氣色被爲替、兩人を被召出、急度御居直り、皆共は昨日申渡旨を背き、供いたさ

ざる由、何と思惟仕けるぞ、遙々下向する事何の爲にやと、以之外御怒也。兩人頓首して、暫御請におよばず。重而何と存不致屬從ぞと御憤り頻也。其時兩人頭をあげ、私共御供可仕筈とは不存候へ共、御直に被仰渡候上、先御請は申上候得共、兎角難心得致控申由申上る。利常公御面色爲替給ひ、楮は少將が供を不足に存候哉、能年はいにてと、以之外御怒り也。其時安房守、山城守何と存するぞ、我等共の存候とは相違いたす也。少將様御若年に御座候得ども、御發明に被成御座事、乍恐御殿にも不被及御器量、世間にも申慣す程の御事に候。此度始而御禮被仰上方々御勤之砌、私原を御供に被召連候におゐては、加賀少將殿こそ發明人の沙汰すれども、いまだ公儀も難成にや、白髪かうべの家老共の、右左りを抱へて後見をしてありくよと申候はゞ、大き成不調法。身不肖ながら御威光にて世間に無隠白髪共にて候へば、遙々と御國より被召寄相詰罷在申所、御供と申ものは、御家の旗頭杯が歩供して、重部之宮參杯する様に付隨ひてうろ付申筈にては有間敷と存じて、兩人は罷出不申と被申上げれば、中納言様御顔色解けさせられ、夫を思ひてこそ皆共を呼越したれ、光高こそ果報の人よと被仰、御祝の御酒等様々物給り、兩人を色々御饗應有之と也。誠に名を知られたる侍程有て、しほらしく御請被申上たりとて、御家中皆感じけるとぞ、君視臣手足の如くする時は、臣視君腹心のごとくすとかや。難有主従の御會釋、一度軍配を揚給はば、何れも懸命の忠戦

御殿にも云々本のま、

をどぐべく、目出度かりける御家の有様哉と被申候。

〔松雲公夜話〕

一、本多安房守儀大夢 大猷院様御代、毎度御前にて色々御咄申上候。あまり申過し候とて、酒井讃岐殿など御笑止がり被成候由、岡田豊前殿相公様被申上候。亦申過し候而、微妙院様・陽廣院様御爲に宜事多く有之候由、右同時に御意也。

〔可觀小説〕

一、本多大夢は先祖代々參河國人にて一向宗門也。加州仕官之後、本願寺末寺専光寺を檀那と定めり。或時佐州君年忌に付、其趣申含置、六月七日參詣之處に、住持失念いたし作善の用意なし。大夢其日主僧への施しの爲に、判金五枚令懷中之處、右之趣に付大に憤り、早速専光寺を出で、直に伴八矢宅へ赴きて、元祖八矢にて平生大夢と無二之合口。しかくの趣を告て、且懷中より右の判金取出し、志は同じ事に候、あの如きの坊主に施さんよりは、御手前へ進候間所用に可被仕候。扱今日より改宗し、身共屋敷之内に有之候禪宗大乘寺に歸依可仕候よし被申候へば、八矢承之、我等は日蓮宗に候得共、今日より御同然に大乘寺檀那と成りて、死しても御心安く一所に葬られ可申とて、其日より同宗同寺と成り、次男源兵衛にも遺命して同意せしむ。

相公は前田綱紀

佐州は本多佐渡守正信

〔加陽諸士言行筆記〕

二五〇

一、陽廣公脇田平丞如鐵を御使として、安房守殿に被仰遣候は、何事によらず御心得に成候儀は被聞召度候間、申上候様にこの事也。安房守殿被聞、扱々若き殿様には尤成義に候、何之可申上儀も無之候得共、心付候儀は可申上候、但其方誓詞いたし候哉と被尋。其儀無之与申被罷歸、其段申上、誓詞之願上可然と被申に付申上候處、尤之義と被仰出、則誓詞被仰付、重而被遣候處、安房守殿對面、思召を感せられ、可申上品もなく候得共、御若年故申上候、何事によらず御隱密之事は、いか様之事にても、御心より外に御洩不被成物に候、隱申事は左様無之にては相整不申候。乍去不依何事、萬に一つも宜事は無之物に候間、隱事は毛頭無之様御心得肝要に候。此外申上候義無之と被申候。

〔微妙公夜話〕

一、中納言様越中へ御鷹野に被爲入、新庄に御座被遊候而、其近邊御遣被遊候所に、百姓馬に乗御目通りをとほり候へば、にくきやつとて、さんぐに御うたせ、籠舎被仰付、四五日過御餌柄之鶴を武部九郎兵衛に爲御持、本多安房守方へ被下候。九郎兵衛金澤へ參り、安房守へ案内申罷越候處、安房守上下着仕、難有頂戴仕候、此鶴料理仕申候而、其方も相伴仕候へと被申、無程振廻出し申候。汁は鶴の匂ひ計りに而、鶴の身一切もなく候故、九郎兵衛申

候は、鶴無御座匂ひ計りにて候と申候得ば、左様に可有之候、其方よりも、生鶴は給がたき故、身は我のみにくれ候得と料理人に申付間、有之間敷候。是をくはせ可申と、主の椀の内箸にはさみ、二切三切是給候へとたまはり、扱新庄にて少御機嫌惡敷様に相聞候、笑止に存候と被申候。九郎兵衛被申候は、御前に百姓乗打仕候を、御うたせ籠舎被仰付候、にくきやつと何茂申候由申候へば、兎角不運成所へ出申やつにて候、殿と存候へば乗打はせまいと被申候。扱御禮のため、御請くれと被申候。九郎兵衛其段罷歸、竹田市三郎を以申上候得ば、九郎兵衛御前に被召出、安房悅申候哉と御意に而、右之次第共笑申上候へば、少御思案之御様体にて、安房申候所尤候、乗打はせぬはず、其者ゆるし候へと御意にて、助かり申候と承申候。

〔微妙公夜話〕

一、中納言様末金澤に御座被遊候節、子小將すき被遊、子柄能候へば他國より茂被召抱被置、御近習に被召仕候。安房山城申候は、御國に御人多、御普代も多御座候處、他國より被召置、御近所に被召仕候も如何に候間、此義兩人仕可申上と相談に而、登城被致、申上度義候間、兩人罷出候由、取次に而申上候得ば、何ぞ急御用と思召、急に御出、兩人被召出候處、右之段申上候へば、以之外御機嫌惡敷、推參成義くそを喰候得と被仰、奥へ御入被遊候所に、

兩人腹立仕、罷出候得ば、いかゞ思召候哉、兩人之者に振廻を爲喰可申と、淺香左京に被仰付候故、左京下馬迄追掛、其段申候得ば、安房申は終に給付不申物を給候へば腹ふくれ、御振廻もくはれ不申と、乗物に打乗歸申候に付而、其段申上候へば、兩人腹立仕候哉と御意に而、おもかげの御壺御取寄、御自身口を御切、茶二袋御取出し、御臺所より御肴一種宛御添候而、兩人へ被下給可申と、御使に安房へは大橋市右衛門、山城へは荒木六兵衛被遣候。山城は上下に罷出頂戴仕、御請申上候。安房は市右衛門に逢不申、可得御意候得共、先刻御前にて給付不申ものを被下候へば、食傷致し臥有之由、使を以申候へば、市右衛門申候は、御直に被仰渡御使に御座候故、左様之儀難申上候間、是に而覺悟申と申候へば、其時左候は、是へ通り候得と御申、寢所被呼申所に、御使之段申候得者、扱は御合点に而御機嫌も直候哉と、肩衣取寄着仕、兩種頂戴忝と御請御申上候由。

〔微妙公夜話〕

一、御隱居前、從公方様御餌柄之鶴御拜領被遊、御家中御披き之節、安房・山城兩人前には飯椀付申間敷由御意に付、何茂する濟申時分、飯鉢に飯椀をそへ爲御持候而、兩人は年寄故、飯のあたゝか成るを能候半間、是を給候へと御意に而、兩人忝がり申事限り無御座と申候。

〔可觀小説〕

御隱居は前
田利常

一、微妙公小松御隱居之時、本多大夢に御茶可賜とて、或年の夏御書院に而御茶被下、風呂先の小屏風杉骨の間に、狩野探幽へ御好被成、松原の景色に雁鳧鴛鴦等松の梢に群るる体を圖せり。此繪を大夢言の外ほめ、御好みを奉感よし申候。御近習の衆へ、大夢は何と挨拶候哉と御尋被成候に付、右之趣申上候へば、御喜色勝れて御みえ被成候。追而何れも大夢へ尋ねけるには、水鳥の松の梢に群居候は、見も聞も不仕事に候、難心得事に候、其心の体は如何の故に候哉と申ければ、古歌に、

鴈の音の越路の道の遠ければ羽をやすめんと米鳥の松

と承候へば、此意にて御好み被成たるものと存候旨被申候。郡氏話。

或人云、二十一代集卷末の内に越路より飛つかれたる鴈の音は羽をやすめんと米濱のまつ、大夢被申候御歌は、此集の歌にて候はんよし。

〔續漸得雜記〕

一、本多彌兵衛殿親父は、大夢の嫡子也。大猷院様上意に、安房男子多く持たらば一人越せとの御事、奉畏旨に而、下宿して常に出入いたし候石川茂兵衛与申者參候へば、安房守被申は、今日上意に忝共の内一人可被召仕与被仰出候間、嫡子を可上と思ふ与被申候へば、茂兵衛承り、成程可宜候、少ぬけたそうなど申候へば、安房守、いかいたわけを云事哉と笑被申

候。其以後安房嫡子を同道に而、殿中に罷出、悴共之内一人上候様に上意に付、嫡子を上申候、二男三男之内上可申候へ共、嫡子は以之外ぬけ居候へば、五萬石取候而も、三ヶ國之仕置不仕得候間、中納言爲に御座候に付、嫡子を上申候、上様には御ひろく御座候得ば、五萬石・三萬石取申者一人、御用に不立候而も御事も欠かれず候間、嫡子を上候由に而被召仕候也。

〔高卑雜談〕

一、本多安房守政重五萬 賀堀内膳二千石 或延婦 云者有常々半狂氣の躰にて、不宜首尾ども有之候ゆゑに、折を以妻女をも可取返と思案しけるが、或時白晝に内膳、安房宅へ見廻けれども、顔色仕形不見請事ども有之に付、安房は留守とて内膳を返しける。其曉がた、内膳が宅に不在合を考へて人を遣し、彼妻女を取返しけるに、内膳歸宅して聞き立腹し、暮合に安房亭へ來る。其裝束下にはくさり帷子を着、袴羽織鉢巻をして異相の躰也。晝入來せしを、安房にきかせざりしを、政重立腹し、定而暮合に内膳可來之間、必通し候へと堅申付置けるゆゑ、家來共爲方つきて、則安房に達しければ 是へ通し候へば可對面といふを、異様之躰何とも見分がたく候、氣違と見え申候、御對面はふつと御無用之由、家老共再三申入るといへども、同心せざるによりて無了簡、不遁成瀬内藏助知音共 知音の阿部甚右衛門方々案内しければ、

兩人早々に馳來抑留すれども、政重不聞入ゆゑ、兩人より横山山城守長知方へ達す。長知其儘馳來てとむれども不聞。何條事も有まじ、各御入は却而様子もあしく候間、御歸候へといへども、三輩も不歸。安房は其比病氣なりしが、秘藏の助包の小脇指を取寄、星目釘を小刀にて抜き、つかをはづし、中心を紙にてつゝみ、其上をこよりにてさら／＼と巻いて、其こよりの先を、ふとんの外へ見ゆる程に引出し、脇指をばふとんの下に押入敷いて、其上に枕して伏す。蠟燭をば指止、油火成程細々と立て、座敷もくらき程にしなし、後に腰屏風を立、小坊主に腰をうたせて居る。山城は前廉より心得もありしや、股立紐にてもゝたちをとり、いかなる心にか、刀をば小々姓に渡して脇へ遣し、脇指計にて腰屏風の陰に隠る。成瀬・阿部は兩刀を差、もゝたちとりて長知と一所に塾居す。偕内膳被通よといへば、本多が一老笹井伊賀千石手燭をとほし罷出、先刻安房寐入罷在、只今自覺申候故、御出申候へば、病中平臥に候得共、御目に可懸と申候間、あれへ御通候へと云。内膳、安房殿可有御逢と候哉、忝儀に候とて立ち、先へ燭を持たる笹井を後より切る。笹井も抜合せて先太刀を討つ。其内政重家來ども大勢走付て、内膳を切殺す。燭も消え、味方打も有之故、笹井は脇へ退て居る。其後誰渠と先太刀の争ある處に、笹井は誰がいか様に申すといふ共、先太刀は我等にて候、疵口大きにて紛なく候、己後吟味の爲に扇をさしこみ置、同士討危く脇へしさり候といふによ

りて、扇のある疵は我等先太刀といふ程に、見よとて寄合吟味しければ、扇の入たる疵最上の大疵にてありしゆゑ、檢人笹井が働を感じけり。此時笹井一太刀打つとひとしく、脇差を脇に置いて、扇をさし入れしとぞ。早態なる事也。さて安房家來には、同士討か、内膳が働たるか、手負七人・死人一人ありし。内膳殺害の段、安房は憚りて、山城方より言上仕けるに、亂氣といひ、無了簡首尾なれば、さやうになくは不叶事との御意とぞ。政重・長知が仕形心得あるべけれども、下慮察しがたく、深き意味も有けるか。

〔前田家雜錄〕

一、本多安房守政重、奥州景勝に而直江山城守兼續聳養子の時、前妻は兼續女也、後妻は兼續弟小國大和守實頼女と也。

六月十一日。江戸本郷邸にて小姓河田市十郎自害す。

〔三壺記〕

鷹栖松雲が事

同年六月十一日に、神田の御屋敷へ江戸薩摩小左衛門を被召寄、あやこりを被仰付、御一門方御出入の衆朝より御入來有て、御振舞過、別而犬千代様と萬菊様・岩松様何も御入被成、牛や蝶などを樂屋より出し、懸御目なくさめ奉る、御中入の時分に成て、子小姓中間にひそ

神田邸といふは本郷邸に同じと越前に見たり

ひそさゝやき出て止事なし。又小屋くにも走廻りさゝやきけり。あやこりも過、御客衆も何れも御歸有て、御小姓之内河田市十郎自害のよし御耳に立ければ、如何様之子細ぞや無心元旨御意被成ければ、狂氣にてよもあらし、前田權之助に參委細之儀承りて參れと被仰出。權之助畏て川田市十郎長屋へ參る。市十郎未存命なり、御意之通申されければ、市十郎涙ながら扱々難有御意哉と、手を合權之助を拜し、一々物語をぞいたしける。御茶堂鷹栖松雲事、御存知之通御前躰も宜しければ、子小姓一所に相詰、何れも隠心なく咄申處に、餘り寵恩におごり付て、澤田五郎八に執心のおもひやみがたく、我等に中をあつかへと偏に頼申に付、無是非私五郎八内談いたしければ、五郎八申けるやうは、我御奉公に被召出、江戸へ被召寄に付、父誓紙を申付たり。命の用には事によりて立べし、御法度も時の品によりて傍輩のため破る事も有り。衆道之儀はかり初めにも破る事なかれ、毛頭是を破るならば、生々世々の不孝たるべき旨申渡す。一命の用は承るべし、此儀御免あれと云。其通松雲に申渡し、おもひとまれと申置處に、松雲不機嫌にて打過、何と哉らん手前に疎々敷成る。たわけ者哉と存る處に、松雲をわきへなし、市十郎進而五郎八と密通するよし松雲かたりなして、中間の人々も不届とやおもひけん、何れも我に疎遠いたしけり。又かへり忠のもの有て、推量之通市十郎に知らせければ、何の坊主首をはねん事は、鼠をころすよりいとやすし。女子同事の

ものを手にかけてせんなし、しよせん言上せんにしかじ。されども命をかばいて言上もせんなし、私も少は御法度を背き奉る所も有り、身をすて、御尋之節申わけいたさんと、態と半死に成りて待居たり。是こそ松雲度々の手紙なりとて、權之助へ相渡す。權之助罷立、御前へづゝと上り、有のまゝに申上る。殊之外御氣色替り、其坊主を先づ討ちころせと御意有て、長谷川少太夫承り、松雲所へ參、上意にて有ぞ覺悟さしませお坊といひければ、ゆるしたまへと手を合する所を、一討に打ふせたり。早々小松へ御飛脚立ちて家闕所し、子もあらば殺害可申付旨、前田内藏允奉りて、女子ははだかにして追出し、松雲いもうと去方に奉公し、此頃煩にて引籠有けるを、是も衣類道具を捨させ追出す。されども男子はなかりけり。川田事は觀妙院子にて、至而ゆふ成子なりとて、先年をどり子に被召出。根本武士の筋にて、歴々にて有けるゆゑ、一命をかるんじて申わけをいたし相手を取事、わが身に取りては成がたかるべし、嗚呼惜哉とぞ申ける。はたして市十郎も死たり。

〔菅家見聞集〕

一、六月十一日江戸神田御屋敷御一門方御尋來、薩摩小左衛門あやつりを被仰付。此節御小將河田市十郎自害す。吉田權之助を以御吟味之處に、澤田五郎八と鷹栖松雲と密通之事に依てなり。則松雲御成敗被仰付。

七月廿二日。越中礪波郡般若野嚴照寺居屋敷を賜はらんことを請ひ、次いで許さる。

〔國初遺文〕

乍恐越中利波郡般若野嚴照寺居屋敷之義に付而、御理申上候。

一、私先祖之寺屋敷は、般若野之内福岡と申所にて御座候へ共、右之福岡庄川と罷成申候故、双之在所宮森村と申所へ罷越候へば、則村中より居屋敷寄進仕、私迄數年罷在候處に、去年より地子米出候へと百姓より申候。私貧僧にて迷惑に奉存候得共、百姓任申旨地子米出申候。當國古府勝興寺・井波瑞泉寺・私共に三ヶ寺之先祖は、何茂兄弟に而御座候。然共今程私身躰、右兩寺同前には無御座候へ共、且は本寺わたいし、且は外聞と申、右屋敷之義迷惑に奉存候間、般若野之内せり谷野にて百間四方、御慈悲を以拜領仕度候。寺家門前なども御座候故、乍憚申上候。若又百間四方難被下被思召者、何分にも御意次第に拜領仕度奉存候。右之趣、御次而を以被仰上被下候者、難有可奉存候、以上。

利波郡般若野

嚴 照 寺 判

正保四年七月廿二日

伊 藤 内 膳 殿

長屋七郎右衛門殿

右表書之屋敷、田島に構なく候はゞ可被相渡候。嚴照寺就罷出、少宛新開可仕由に候へ者、尤候間、其通可被申渡候、以上。

- 津 玄蕃判
- 奥 河内守判
- 横 左衛門判
- 長 九郎左衛門判
- 葛 隼人判
- 前 出雲守判

伊藤内膳殿

長屋七郎右衛門殿

八月朔日。小松魚問屋の營業に關する規程を定め認可を求む。

〔加賀古文書〕

乍恐申上候。

一、魚問屋口錢之儀、金澤・富山なみに六歩に可仕候。不及申上、魚鳥通り荷物に口錢取申間

敷候事。

一、御運上銀七十枚之銀子、金澤なみに、毎年翌年之正月中に指上申様に被仰付可被下候御事。

一、魚屋方之外、當地商人他所より罷歸候刻、干魚之類荷物之付合に仕罷越、すぐくんに賣申分は少もかまひ無御座候。但魚屋方並ふり賣之者におろし賣に仕候者、金澤なみに口錢出し申様に被仰付可被下候御事。

一、こい・ふな之分は、口錢取申間敷候。其上魚屋之外、浦方より肴かひよせ、自分に遣申義少もかまひ無御座候御事。

一、魚屋方並ふり賣之者方々へ罷越、魚鳥かひ候而自身ふり賣仕候義は、少もかまひ無御座候。過分にかひ罷越候而、問屋へ案内不申入、すぐくみせに而賣不申候様に、金澤・富山なみに被仰付可被下候御事。

右之通被爲聞召届、被仰付被下候者、有難忝可奉存候、以上。

正保四年八月朔日

くつや次郎右衛門 判

淺野藤左衛門様

神戸藏人様

如斯八月五日晚に魚肝煎被仰渡、同六日より御定之通裁許仕候。

八月三日。京都紫野芳春院修營の爲藩吏を派遣出發せしむ。

〔關屋政春古兵談〕

正保四年京都紫野龍寶山大德寺の内、芳春院破損御奉行服部五右衛門と政春兩人に被仰付、御大工頭兵右衛門を御添、足輕三人御付、亥の八月三日金澤罷立。同十一月廿五日金澤へ歸着、其間透々に紫野邊を見物仕たり。

八月十三日。火災に際する金澤城警衛の部署を定む。

〔國初遺文〕

當地自然火事出來之砌之義、最前如御意、御馬廻中は堂形の御出可有之。但御城御當番之内に而者、縦御非番に候共、面々御番所に御出可被成候。何茂御名之下御判形候而可被越候、恐々謹言。

正保四年八月十三日

富永勘ヶ由左衛門
江守半兵衛

九月。越中射水郡古國府勝興寺の寺領を増加寄進す。

元和四年十月
二月參考

光昌院は本願寺準如六男長昌にて正保三年より勝興寺の住持たりしもの

〔考據摘録〕

上略 其後正保四年九月於射水郡矢田村、百二十五石御加増被成下、前領合二百石之寺領と相成申候。其節如何之趣に而御判物不成下候哉、何れにも其節より收納仕候。承應三年八月七日に御寄附之御判物被成下候。且光昌院と御座候は、則勝興寺之別號に而、其節は寺號院號兩様相唱申候。

右者今般寺領之御印等御書物御取調理に付、初發よりの手續爲念書上申候、以上。

戊 正月

勝興寺留守居 金刺多膳 印

寺社御奉行所

十月朔日。七日市侯前田利意の爲に加賀藩より殿閣を興造せしむ。利意將に婚せんとするを以てなり。

〔三壺記〕

前田右近大夫利房の屋形修造之事

同十月朔日より、前田右近殿奥方の作事初る。先年大和守利廣の造營之屋形年ふりて、おびた敷破損す。其暮に右近殿嫁娶の祝儀可有とて、犬千代丸殿より御入用修造被仰付、御奉行佃源太左衛門奉り、御大工伊右衛門江戸大工理兵衛召連、指圖を究めけしやうの間・長局・

利房は利豐なるべし利意の初名は利孝の誤

湯殿・雪隠・物置二階・土藏迄事新しく造作し、十一月晦日には戸障子張付繪様金具迄かゞや
 く牀に出來す。其頃御上屋敷に、御飼鳥の大交籠並惣廻の駒寄等迄、古きを取退け新敷出來
 す。後藤木工左衛門・中村次右衛門御材木相調へて相渡す。暮へかけて事關敷、森權太夫・青
 山織部勘定承届、右近殿へ御入用相渡し、事済にけり。同暮に至りて前田右近大夫殿佃源太
 左衛門方へ、其時の作事奉行山岡市郎兵衛を以爲御使者、吳服一重に肴を添て被送、年寄ら
 れ、遠路之處毎日曉より暮へ懸けて通ひ相詰、早速出來大悦之旨口上有。細に其由申入候處
 に、源太左衛門承り、此拙子何方より何を請けたる事やある、それは犬千代様へ御上げあれ、
 拙子は三十六俵より千石まで度々に被下、用にも無御座、中納言様への御奉公こそ仕候へ、
 右近殿への奉公にて無御座由申相返す。いかに申ても、左様には御使者に被中間敷とて、留
 守のよし申て使者を相返し、進物取りて歸けり。翌年春二月、利常公佃源太左衛門を被召上、
 舊冬右近方より何かもらひけるやと、品川左門を以御尋候處に、何々と有のまゝにぞ申上る。
 御耳に立ちければ御機嫌能、銀子十枚被下、難有致拜領、歸宿して右近殿被下物を相返した
 る事、今更仕合したるとてよろこびかぎりなかりけり。

〔御日記〕

一、十九日諸大名の縁組を被仰付。其衆は、

利豐は當時
 尙右近とい
 へりその右
 近大夫とな
 りしは萬治
 三年以後な
 り

十九日は十
 月なり

松平丹波守娘を前田右近大夫に。前後略。

十一月廿一日。徳川家光、前田利常に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

十一月廿一日小松中納言利常卿へ書院番頭水野下總守定勝もて鶴を給ふ。

是歳。領國の繪圖を幕府に上つる。

〔高方覺帳〕

正保四年領國繪圖を幕府に上ぐ。

〔袖裏雜記〕

正保三年に高辻帳、並同四年に繪圖上り申。

是歳。大坂の船舶初めて領國に回漕す。

〔改作方勤仕帳〕

上方船舶而御國に廻申事

一、正保四年上方船、初而木屋故助市才覺に而御國に廻し申候。大坂船裁許木屋助市せがれ
 並に升屋市郎兵衛。右之船裁許之者に者御合力無之。但船頭方より送取申候。

送取は受取
 なるべし

大坂御藏宿
備前屋 了 牧
一、二十人扶持

同人せがれ

善左衛門

木屋助市

一、御合力米十五石
右兩人、御登米一石に付四分宛之藏賃銀被下候事。

慶安元年

正月十日。前田利常の子鶴丸生る。

〔本藩歴譜〕

鶴丸君一本作鶴松君慶安元年正月十日加州小松城にて生れ給ふ。御生母京極様。關基音卿女。四年八月八日卒せらる、御年四。法號孤月院潭瑲涼秋童子と云、桃雲寺に葬る。見聞集慶安三年早世とし、或は二年とす、共に非也。

〔政隣記〕

慶安元戊子歲正月十日、京極殿腹に御男子御誕生。御三歲に而御早世。御父利常公。被號鶴松殿。

右兩人とは
木屋助市は
及び升屋市
郎兵衛なる
べし

三歳は四歳
なるべし

正月十九日。能登羽咋郡荻谷村の百姓等免の低減を請願す。

〔能登古文書〕

乍恐能州羽喰郡之内荻谷村百姓申上候。

高

一、五十三石六斗九升七合

荻嶋村定之内

内

十九石二斗五升

作人 竹生町村 孫助

免七步九りん五毛

十六石一斗六升

作人 荻谷村 七左衛門

免一つ五步五りん

十八石二斗八升七合

荻嶋村本高

免四つ成

右の御高、寛永十七年に御ならし免一つ九步六りんに丸毛道和様へ相渡、正保三年迄右之通に御取被成候所に、去年御給人神尾數馬様・吉田逸角様・多田次郎左衛門様・幸田慶庵様へ相渡申候所に、御免相五つ御付渡しの由、おごろき入候。去年度々御なげき申上候通、ふけ・あ

ふけあわら
は福原な
るべし

わらにて御座候へば、年々不足參候ゆゑ、連々かじけ百姓に而、跡御免相に而さへ不能成候所に、か様之高免御付渡し被爲成候に付而、年内度々御なげき申上候得共、御承引無御座候に付、私同名之内竹生町村孫助と申百姓、年内十一月にいねかり上置申候。今私一人に罷成、身のおきかたも無御座、迷惑仕候御事。

一、左様に御座候へば萩嶋村本高御免相同事と被仰出候。私共新開御田地と本高と、上中下ならし申様に被爲仰付可被下候。左様に無御座候へば退轉に罷成申候間、所にも有付申様に被爲成被下候はゞ、難有忝可奉存候、以上。

正保五年正月廿九日

羽喰郡之内萩谷村 七左衛門 印

御目安場様

閏正月十日。徳川家光、前田利常に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

閏正月十日小松中納言利常卿・松平越後守光長へ鶴一隻づゝ、松平万千代以下四人へ雁一隻づゝ使番もて給はる。

閏正月十一日。金澤に於ける絹及びび絲の判賃を定む。

〔小松舊記〕

絹並糸判賃銀子之覺

- 一、絹一疋に付而、如跡々判賃銀三分宛取可申候。練絹之義茂同前之事。
- 一、侍中に而仕絹、判賃同前之事。
- 一、豎横糸之蚊屋、絹同前之事。
- 一、はした絹四尋より内者運上有之間敷候事。
- 一、豎糸百目に付、三分充判賃銀取可申事。
- 一、豎糸四十目に不及分者、運上有之間敷候。四十目より上賣申におゐて者、地他國共に、百目に三分充之算用判賃取可申事。
- 一、荒まじり在郷出し糸、其儘他國に賣遣候義無之事。
- 一、同在郷出し糸、少に而茂繰分け賣申におゐて者、地他國共に百目に付三分充判賃取可申事。
- 一、同在郷出し糸其儘地に而賣買者、運上無之事。
- 右ヶ條書之通相違無之様に裁許可仕者也。

正保五年閏正月十一日

富田内藏丞

石川忠左衛門

安江町 絹判押 黒梅屋忠兵衛

三月三日。前田利家の第五十回忌法會を行ふ。

〔壬子集録〕 奥村因幡覺書

正保五年高德院様五十御廻忌御法事御奉行。前田三左衛門・前田對馬・小幡九内・奥村因幡。

〔壬子集録〕

高德院様五十年忌慶安元年三月三日御法事之次第。

初日 早朝粥前諷經、日中懺法楞嚴咒、日暮陀羅尼坐禪。

二日 早朝粥前諷經、日中頓寫楞嚴咒、日暮陀羅尼坐禪。

三日 早朝粥前諷經、日中法門施餓鬼、滿散楞嚴咒。

御法事之次第、閑居ね相尋候處、右之通に御座候。御奉行者、年代久故失念之仕候。

閏六月十一日

寶 圓 寺

五月廿五日。前田利常柳營に上りて就封の辭見す。

〔徳川實紀〕

五月廿五日小松中納言利常卿就封の辭見し、鷹馬を賜ひ、また米澤瓢箪と名付し茶入並に菓應をも下され、大納言殿よりも御脇差を賜ふ。

大納言は徳川家綱

五月下旬。前田利常日光に社參し、次いで封國に歸る。

〔三壺記〕

中納言利常公根津越御歸國之事

正保五年の秋改元にて、慶安元年に成。其年正月間有て、出替りの奉公人閏正月の二日迄切りに主人に暇をこひ、すでに罷出るもの有て、御下屋敷の馬場に、七日さかさまにつり越御成敗被仰付。其後四月は大権現様の三十三回忌にて、將軍様御參詣、御一門其外天下の諸侯・公家・門跡不殘、參勤之衆は日光へ直に國元より參詣して江戸へ參勤す。歸國の衆は、日光より國元へ被罷歸時節なり。利常公は日光道中もせき合、其上八條の宮被爲入、初ての御對面。其後門跡衆御振舞旁に、五月下旬に江戸御發足直に日光山へ御社參にて、直に倉ヶ野へ被爲入、それより信濃の田中の御泊の翌朝、誰々は御供、誰々は本道罷越候へと被仰付、根津越に懸らせ給ひ、田中の橋を打渡り、西の山ざわさして出御有。犀川の河上高水にて、葦毛の御小荷駄に召して川越させ給ひ、山へかゝらせ給ひけり。一騎打の山坂の谷へ下りては峯に登り、傳馬其外不自由にて、岡島兵庫は牛に乗つて御供なり。馬の沓に事をかき、牛のくつを懸るも有、相田村の御辨當に飯米もあらざれば、粟飯をこしらへて下々に用之。其夜の御宿飯田より北に當りて、上野と云所なり。御本陣に肝煎の家、此頃作事して屋根板・敷壁の下地を出

來し、未だ壁をばぬらざりしに、屏風戸障子立廻し、御本陣にめされけり。御次番諸役人は、皆御居間の軒の下中庭に、星をいたゞき夜を明す。それより御發駕被成、其晩は越後の山の下、青海十右衛門所に御定なり。道中喰物なくて、下々飢に望み、山道如何と思召し、市川五助に被仰付、菓子をこしらへ半途迄持出し、供廻に可被下旨御意に付、御泊りにて用意し、桶並曲物櫃などに取入爲持罷出づ。されども可上所なし、あまかさりがだけのふもとに清水涌出で有ければ、御先の御供中一人づゝのみて行く程に、御先つかへて半時計御馬を立させらる。其折を得て御先へ市川五助谷峯をこし罷過ぎ、行列のものごもに菓子を手渡しにあたへけり。然る所に俄にあまかさりまな板がだけの間より黒雲上り、一天を立覆ひ、車軸の雨しをつくごとくにふり、雷電おびたゞ敷ひゞきければ、葦毛の御馬も驚きあやふければ、利常公御ゆかたにぬり笠をめし、御杖にて御ひろひなり、御袖より瀧をながして御あゆみなり。然る所へ大所と云村、其日の御辨當場にて有けるに、此在所之末に大河有り、飛驒と信濃と越後と三ヶ國の山あひにて、千筋の川の落合にて、糸魚川へ流れける姫川の上なれば、双方けわしき大山の谷々より瀧をながして急に落ける川なれば、峰とみねにひとしく成て、大所のはねばしを橋臺共につき流す。其通り岡島兵庫飛脚にて利常公へ申上る。然者大所とまりなるべし、誰ぞ遣はし大形に宿札をうたせよと、古市左近に被仰出。御近所に小澤九右

衛門御供す。古市小澤に被申渡。九左衛門畏て御先を走廻りて、お鳥見の松野清右衛門、裁領山田九右衛門兩人に申渡す。兩人御先へ走りけり。然る所に中川彌左衛門・青木主計兩人爲御迎参り行逢て、何程是へ御座有之たるぞと尋ねければ、十町ばかり此に御座候由申ければ、程なく懸付て、千度一度の所の御供なり、是は橋の落懸る時渡り濟し、其跡に橋落ちて残るもの足ずりして居たりけり。宿札兩人参りて、武本三七・古市左近・河口長太郎・別所三平・竹田市三郎は面々に宿札打、佃源太左衛門・白井半平に異風衆・射手衆打込、其外それ〴〵に一軒に十人計づゝ打入、其外は野陣にて何も外にふしにけり。七つより天氣晴上り、御本陣に入らせたまひけり。深山の事なれば、飯米不自由成所に、岡島兵庫才覺にて、近郷へ飛脚を在所より遣し取あつめ、御供中に入二日分のふち方を相渡し申さる。鍋に事かき、鍋一つにて幾度も飯炊き、家具一つも用ふべき物あらざれば、ふきの葉とかし葉を道惠ぬりの椀とて用之。長九郎左衛門使者進物に、御籠のもの二十人召つれ、右所に参着し有之。又茨木小刑部使者進物爲持、是も大所にて指上る。其外は川向ひの山の腹に、御迎衆と使者ども數百人並居たり。利常公御居間より正面に、少左へよりてまつ直に見えければ、古市左近にあの音信物をば、何共して此方へ取付よと被仰出。左近奉り小澤九右衛門を呼被申渡。九右衛門御露地の縁之下に畏り承る。利常公御意に、先繩を一筋何共してはれと被仰付。畏て候

と金子權右衛門を呼び、弓矢をもたせ、笠間新助同道川の縁へ出で、矢筈に細繩をくくり付け、金子一筋射やりければ、向の峯に羽ふらせて立ちければ、迎の衆よりて是を取傳へ、濱引繩を引導き、先一番に富山の侍従利次殿の御進物、桶と箱とを結付け、五十間計の川の上をくりこす。中程にて水にひたるに、香の物の入箱一つ中にて落ちて、みなぎる水にうき沈み、岩のかごにたゞき付けられ、みちんに成つて桶は残りて、松岡四郎兵衛御前の縁のはな迄持參す。別所三平御そばに立ち何ぞと有りければ、淡路様より鮎鮎にて御座候、香の物一箱川へ流れ申候由申上。鮎にてよいはと御意被成。その次に竹の葉苞一つくくり付けてこしけるを、山田九郎左衛門持參仕候處に、何方より何ぞと御意被成時、津田玄蕃方より生砲にて御座候由申上。何より能き物をこしたるよし御意被成、それより次第くりに狀箱進物くりこし、御本陣に御菓子肴山のごとく積みにけり。然る所へかますと云物に、米一斗ばかり入れ、岡島兵庫・新七郎左衛門・小澤・金子・笠間に申付け、川向ひに市嶋左次右衛門は濱引爲持、足輕小者十人ばかり、山の坊と云在所に有之由に付、御扶持方遣す間遣し候へと申來る。三人聞いて川向の衆に大音上げて申渡す。川向の衆耳をかたふけ顔をしがめきげども、川の流のおと百千のいかづちの鳴るごどくなり、きこえぬよしと手をふる。何れも氣の毒に思ひけり。笠間新助鼻紙一枚取出し、大石の面にひろげさせて、草の葉をもみ出し、汁にて

山のほてつと書付けて、かますに結付け川向ひへ渡す。何れも寄合開きて見る躰は、あかし物がたりをあんするか、連歌誹諧の句を工夫いたせる有さまなり。中にも小ざかしきものゝ云ひけるは、山の坊に鐵炮衆の見えければそれへ渡せと云事なんめれと、爲持て遣す處に、後に左次右衛門遣に請取、定而御扶持成べしと心得て給候由申けり。中一日御逗留にて御發足被成、水いまだ脇の下に少さがりて深けれど、川越に江戸より堅田勘左衛門・林孫右衛門、御先番の足輕等はだかに成りて、山本伊兵衛・市川五助・子姓衆乘懸を引通し、御供中川越濟みて、利常公御馬をのり入れさせられ打上り、青海にて御辨當被召上其日堺へ入らせらる。翌日御發駕、金澤迄御着の日御召替にめされ、淺野川より笹嶋豊前家の前九人橋にかゝらせたまひて、本多房州へ入らせられ、御竹様の御安産之節、漸肥立給ひけるを御對面あそばされ、才川河原町にて御供中は行列みださず待請けて御供し、小松へ入らせたまひけり。

〔政隣記〕

一、五月下旬利常公江戸御發駕、日光山に御社參、直に御歸城。此時信州田中之端より西の山際に指てねづ越通御通、越後山の下青海に御出御歸。於金澤に本多安房宅に被爲入、春姫様に御對面。

七月。前田利常仙洞下賜の職人歌合繪卷を越中高岡瑞龍寺に寄進す。

〔續漸得雜記〕

一、越中高岡瑞龍寺に、黃門利常卿寄附したまふ職人歌合繪卷物三卷あり。則利常卿の御書付あり。上卷は高倉大納言永慶卿、中卷は飛鳥井參議雅章卿、下卷は白川三位雅陳卿の筆也。此繪卷物は、慶安元年三月小川坊城大納言俊完卿、院使として江府下向の時、仙洞御所より此卷物を利常卿へ賜る爲、俊完卿へ持たせ、江府の館に於いて拜戴し給ふを、同年七月瑞龍院へ寄附し、永く當寺の什物となし給へるよし、御書付の文中に見えたり。瑞龍院は則瑞龍寺にて、當時瑞龍院と稱する故也。然る處宰相綱紀卿の時、彼繪卷物を模寫命せられ、副本となし、文庫中へ納め給へり。明治四年の春予御家錄編輯御用として、御文庫の書籍を悉く取調の際、摹本の繪卷物比較の爲め、瑞龍寺御納の本を取寄比較するに、繪圖及び調書の筆勢まで其真を模寫し、實に何れが真何れが寫なるか見別がたき程なり。是偏へに公の萬事御念を入れさせ謄寫せしめ給ふ故なるべし。

摹本箱上書寫 職人歌合 三卷。

此歌合者。後水尾天皇所賜我小松黃門也。公辱聖恩之餘。納之瑞龍禪寺。傳永世。余後摹謄之。以藏秘府。感恩之深不能止也。

貞享初元嘉平二十有一日

臨慶菅綱紀謹識

予は森田平次

九月二十日。德川家光、前田利常に鶴を贈る爲使者を命ず。

〔徳川實紀〕

九月二十日小姓組番頭北條右近大夫氏利、加州金澤の御使奉り、いとま給ふ。これ小松中納言利常卿へ鶴たまはるゆゑなり。

秋。金澤及び小松の士の窮乏を救はんが爲貸銀を許す。

〔政隣記〕

一、今年秋金澤小松侍中勝手方御吟味、御貸銀被仰付。

十月廿三日。前田利常の女松姫生る。

〔壬子集録〕

一、陽春院様、慶安元年子の御年御誕生、日は十月二十三日、御十九歳に而、寛文六年正月十八日に御死去。御袋様は五條殿。

〔家譜〕

松姫、慶安元年十月二十三日生。母五條局。

十月。前田利常加賀江沼郡山代温泉に澡浴す。

山代温泉に
關しては慶
安二年二月
廿九日の條
を見よ

〔參議公年表〕

一、十月微妙公江沼郡山代の温泉へ御入。

十二月朔日。加賀石川郡宮腰村の田畠を檢地し、その圖帳を附與す。

〔御條目等書上帳〕

加賀石川郡宮腰村御檢地御圖帳之事

當高

合九百四石二斗四升六合七勺

田畠屋鋪共

内

三十石は

寺中佐那武明神社領

二十石は

主計御扶持

七十六石二斗五升は

宮腰町中屋敷

三十石四斗

御船かこひ場、同番人屋敷

五石八斗は

かもふり舟屋敷

五斗は

福嶋清兵衛屋敷

一石四斗は

鍛冶七人屋敷

〆百三十七石三斗五升

殘而

合七百六十六石八斗九升六合七勺

内

六石五斗八升三合三勺

佐那武社領出分

右除江川道塚打渡所如件。

慶安元年十二月朔日

青地四郎左衛門 判印

團 七兵衛 判印

稻垣三郎左衛門 判印

小幡彦四郎 判印

服部五右衛門 判印

藤村太郎右衛門 判印

百姓 中

十二月朔日。金澤卯辰八幡の神主厚見紀伊守、加賀石川・河北郡の神職を支配する由緒を言上す。

〔國事雜抄〕

卯辰八幡神職諸神主致支配事

御尋に付書付上申候

一、私義越中守山より古肥前様御當地に御越被爲成候刻、御意を以御供仕、御祈禱所に被爲仰付、則御當地中諸神主、並河北・石川兩郡中在々所々に有之神職之者共、無作法に無御座様に可申渡旨、御意を以于今相替無御座候事。

一、越中利波・中郡・氷見庄之神主共之義、往古より私下派之者共に而御座候事。

一、御公義様より御用等御座候へば、私方迄被爲仰付、則面々に申渡候、以上。

慶安元年十二月一日

八幡神主 紀 伊 守

〔金澤古蹟志〕

舊神官厚見氏傳

厚見氏は越中國射水郡海老坂物部八幡の神職與利幾丸の裔孫にて、元祖豊臣金道は文祿三年七月十七日從七位下に叙し、備前守を拜任す。右口宣案于今所藏す。利長卿守山に在城し給ふ頃、海老八幡宮に於て御祈禱等の義相勸たり。金道に二子あり。長男祐正は呼名紀伊と稱し、慶長四年八幡宮を卯辰山へ勸請の時供奉し來り、則卯辰八幡の神官に命せられ、金澤市

中の諸社神主及び石川・河北兩郡諸神職の惣縮方を命せられ、明曆二年七月四日從六位上紀伊守を拜任す。

右紀伊守祐正の弟豊後正盛は、越中高岡關野稻荷社の神官に命せられ、越中三郡の諸神社神主の裁許命せられたり。利長卿高岡在城し給ふ頃、御印を載たる女奉書文、于今高岡關氏に傳來す。其寫如左。(略)

右奉書文にて兄祐正は加州の諸神主を裁許命せられ、弟正盛は越中の諸神主を裁許命せられし事知られける。祐正は厚見氏とし、正盛は關氏とすれど、兄弟兩家同姓なり。高昌氏の菅君雜錄に、卯辰八幡神職は以前は姓を與力と號す、金澤へ來て厚見氏に改とあり。又高岡氏は、慶長十五年の頃關氏に改む、初は與力丸と稱すといへり。按に高岡の稻荷神社は、貞享二年の由來書に、瑞龍公高岡御在城の刻、於御城中希有之義有之に付、別而御崇敬被成、爲御子孫繁昌京都稻荷山より、慶長十五年始て此地へ御勸請社御建立被仰付と記載し、慶長十五年四月利長卿の御願文にも、頃年以來頻旱澇而不熟百穀、惱亂士民而非常者、告神主正盛除邪難、可祈國中靜謐、定格禮、奉爲稻荷御正躰寄附而應肥前守利長謹而仰、永久爲武運子孫再拜々々と載させ給へり。右高岡稻荷神社の事に據て推考するに、慶長四年三月守山物部八幡と阿尾城内なる榊葉神明の兩神靈を、金澤卯辰山の麓に更に社殿を造立命せられ勸請し

給ふも、前田家繁昌の御祈願にて物部八幡の神職豊臣金道が長男次男を兩社の神官に命ぜられしも、利長卿思食ありての事なりといへり。

十二月六日。前田利常神社に對する法令を布く。

〔國事雜抄〕

覺

- 一、社領神事並社爲造用被付置候。社人自分に取遣、宮手入も於不仕者可爲越度事。
- 一、社領之神主不覺悟之於作法者、社人取替可申事。
- 一、社人中猥成作法之事。
- 一、繼目之社人之事、頭並奉行所にも理可相極候。爲私不可立置候。付、新社取立候節も右同前之事。
- 一、例歲祭禮不可怠事。
- 一、夜中に祭之外むざと人集之事。
- 一、社領何之御代より何程被爲付、御印有之候者、頭より改帳面に書記可被上事。
- 一、社屋敷並社人居屋敷拜領之御印、其外證文有之者、帳面に書記可被上候事。
- 一、社人之内に入出有之候者、頭社へ斷埒明可申、自然相濟不申候者、奉行所へ相斷事。

右堅可相守旨、中納言様御意之趣也。

慶安元年十二月六日

十二月十六日。加賀石川郡佐那武社の神主等神社法度に對する請書を上つる。

〔國初遺文〕

- 一、今度神社御法度之旨被爲仰出趣、一々髓に承届候。於已來御制法之條々違背仕間敷御事。
- 一、爲御社領田地二町之所、從利家様天正十四年に御印、並氏子付之御印兩通頂戴仕候御事。
- 一、從中納言様、寛永十五年御繼目御判頂戴仕御事。
- 一、御宮屋敷神主居屋敷之儀、往古より有來申義に而候へば、御代々御竿入不申に付而、別而御書付無御座候。

右之趣少も相違無御座候、以上。

慶安元年十二月十六日

岡嶋市郎兵衛様
葛卷藏人様

寺中神主 權 丞
同 將 監

岡島元陳葛
慶安元年九月
卷重後共九
月より寺社
奉行たりし
人奉

十二月廿六日。降雪多きを以て十村等に百姓を保護せしむ。

〔可農典〕

雪積り、近年の大雪に候條、跡々村廻いたし、百姓共之家損不申様可申付候。幼少の人又は年寄行歩不成者之手前は、人多も有之者之方より心を付、雪をのけ介抱いたし候之様可仕候。雪之内飢申者無之様宜支配可仕候。頭振之儀、郡御奉行より被申觸事に候。紙面見届候者、致判形可指越也。

子十二月廿六日

園田 左 七

河北 彌左衛門

毛利 又 大夫

中村 助左衛門

中村 彌兵衛

園田 左 太郎

御扶持人・十村中

是歲。加賀石川郡本吉に米廩を建つ。

〔菅網記〕

本吉は今の
美川町

一、石川郡本吉に米藏數間を建、奉行小澤九右衛門・澤崎太左衛門。

〔新山田畔書〕

一、小松御着已後御用ども被仰出に、先本吉の驛に御米藏を可建旨、小澤九右衛門に被仰渡、向野と云所にて拵へ、加古左太夫・澤崎太左衛門二人奉行にて、日帳付相添、大工木挽裁許にて、本吉へ舟にて回し、早速に成就して、後又小澤奉て葭嶋の御普請被仰付、御好等を承て、數百人の人足を以、荒屋布の地形をならし、土砂數百艘の舟にて運入、盛上之造らる。

是歲。前田利常小松城内葭島に亭榭を造る。

〔三壺記〕

葭嶋御露地普請之事

先年葭嶋に御書院建させられ、牡丹芍薬其外島、横地善九郎・池上又右衛門預り是を守。御書院には與力の者番を勤有けるに、廻りく／＼に辨當を持參して、其中に小泉彦左衛門とて、成田半右衛門與力有、至而家貧乏なり。此者幼少の時は、岡嶋古備中寵愛の子小姓小泉齋宮と申けるが、備中家數多に別れて牢人いたし、成田半右衛門與力に成、葭嶋の番を勤めしが、手前すりきりて、辨當蔬菜なりとて相番ども笑ひけり。別而掃掛坊主いろ／＼あて言申けり。彦左衛門聞かねて、先坊主を打切て、相番共を切まくる。皆悉く切まかれてちり／＼に成、

加賀藩史料 第三編 慶安元年

先年とは正
保三年なり

彦左衛門は自害す。その時より廻り振舞停止せらる。其喧嘩の注進今度道中山の下にて御耳に立つ。其御書院の外は小笹原にて草深く、萩薄生茂りたるを、地を三尺削りて捨、土奉行近藤加左衛門、五十餘艘の小舟を以、赤土・黒土・砂・砂利・石を運び入れ、地形六尺盛上る。惣廻り堀下の石垣は、前田彌五作奉行にて、杉野茂平・後藤木工兵衛・桑原彌七築之。人足は宮城采女方より二百人、小澤九右衛門二百人召抱、四百人の小者共毎日罷出、御意に應じて岸藤右衛門・市嶋左次右衛門・池田長左衛門・山田九郎右衛門召つれ、追廻し相勤む。宮城内藏允は、能州より濱松のこびたるを舟に積廻し、葭嶋にて上之、池上又右衛門は金澤へ被遣、大名小名の嫌なく露地を見廻り、御意に應ずる、木竹石等を宮のこしへ廻し、舟にて葭嶋へ積廻す。金澤衆より石・植木・手水鉢・石燈籠おもひくに進上す。分部卜齋・小原少九郎御前をはなれず、木の立振を目明して、御意を請けて植させけり。分部伊左衛門はくし野より松を見立て、數千本葭嶋へ舟にて積廻す。毎日く出御有之被仰付けける程に、永原大學・竹部九郎兵衛・九里覺右衛門・笠間新助、其外時によりて上木金左衛門等にも、御普請之事御頼、臺所小者を召つれ、普請の助成せらる。其外若き小姓衆、一人も殘なく引綱に取付、九里覺右衛門木遣に任せ、木を引石を引、やつとやの聲天地もひびくばかりなり。池のさやかかけ作り御座敷の數々、印子の金具探幽が繪、筆紙の及ぶ所にあらず。漸成就し、金森宗和を初金澤

老中より次第く、何れも御茶被下けり。追付山代へ御湯治に被成御座候。其内江沼郡中の椿の木をとらせられ、葭嶋の惣廻り堀の内に植させらる、中村彌五作・同小左衛門に葭嶋を御預け、足輕十人小者二十人付置、雪のふせぎ等被仰付。

是歲。本多政長の臣本多兵庫死刑に處せらる。

〔三壺記〕

利常公小松へ被爲着城、御機嫌能品々御用共被仰出、其中に先本吉の御倉を小澤九右衛門・澤崎太左衛門に被仰付、其用意ども大形に出來候時分、小澤九右衛門に葭嶋の御普請之儀被仰出、惣奉行にて其外小奉行數多被仰付。然る所に金澤より當本多安房守登城有。去年六月三日に前房州政重病死にて、大乘寺にて大法會執行、快性院殿大夢道仲居士と號し、廟堂を造營有て、善究め美盡して孝養修行申ばかりなし。追付江戸より御折紙到來し、無異儀名跡長松殿に被仰付、當安房守是なり。然るに利常公房州に、大夢秘藏の古筆の義御尋有。安房守左様之物は御座なき旨被仰上。利常公御意には、第一家の重寶なり、なきことよもあらし、長松せがれなればとて、家老共不知事あらしと、年寄出頭人ども被召寄、御吟味被仰付。然所に大夢往生之刻、居間より用單笥一つ本多兵庫取出し、宿へ爲持遣す由注進せしもの有。頓而兵庫御吟味之處、右之通露顯す。頓而大野花坂の松原にて殺害被仰付。家老共松田助右

衛門・笹井雅樂・蜂岡伊賀・大橋新丞は閉門被仰付。されども頓而御赦免にて與力に被仰付。此兵庫が事、寺田庄左衛門とて家久敷ものゝ子なり。寺田左京と名付、せがれより近習に召つかへ、殊外出頭し、本多名字を致拜領有ければ、追腹可仕ものにて有之所に、無所存成心底、天魔の入替りけるにやと、諸人申ならしけり。此年六月四日に、安房守内室於竹姫様御病死にて、利常公の御いとをしみ、安房守殿へ御愁傷、御尤とぞ聞えける。され共忘れ形身の姫君を殘し置、御成長之節前田三左衛門殿の一子三吉殿へ縁組とぞ聞えける。

竹姫は春姫にして慶安三年六月四日歿なり

慶安二年

二月十八日。前田利常その養女犬姫に化粧田二百石を給す。

〔舊藩遺文〕

けはひ田として二百石の所まいらせおき候。永く收納有べく、仍くだんのごとし。

慶安二年二月十八日

犬千代

犬千代在江戸につき一判かくのごとし。

とし常

おいぬかたへ

二月廿二日。前田利常その養女犬姫を前田貞里に嫁せしむ。

〔前田貞醇藏文書〕

一、慶安二年長故九郎左衛門連頼娘犬、利常公御養子に被成、同二年二月廿二日に貞里方へ婚禮、二百石けはひ知被下る。

二月廿九日。前田利常加賀江沼郡山代温泉旅屋番堀口宗也に知行を與ふべきことを大聖寺侯利治に通ぜしむ。

〔國初遺文〕

山代湯致他屋番之間、宗也持高田地之内、高二十石之所遺置候様に、飛驒守に可申候、謹言。

二月二十九日

肥前利常判

玉井市正殿

渡邊八右衛門殿

〔國初遺文〕

寛文十一年堀口彌三郎由緒書

一、祖父

堀口伊右衛門

生國美濃之者に而御座候。最前金森法印に罷有候處、渡邊治部と一所に被召寄、御知行四百石被下置、母衣衆被仰付、高德院様々御奉公仕候。其以後御暇申上、堀盛物方に知行八百石取罷有、後牢人仕、御國之内江沼郡山代々引籠病死仕候。

一、父

堀口草也

せがれ之刻、堀盛物方に小々姓仕、知行二百石に而罷有、其後牢人仕横山山城方に牢人分に百五十石に而罷有、不足を申立退申處に、山城構被申に付久々牢人仕、江沼郡山代々引籠罷有、利常様御指圖に而、先飛驒守様より御知行二十石被下、翌年御加増十石拜領仕、都合三十石被下置候處、三ヶ年以前に山代に而病死仕候。

一、

歳四十九 堀口彌三郎

利常様へ承應三年に被召出、明暦二年に御知行百石被下置候。

享保録云、山代湯は其先微妙公及び大聖寺の利治君入湯し給ひ、御屋形並湯所の圍御揚屋等作事被仰付、湯番には堀口宗也を被仰付、湯本の惣支配を致しけり。然に或年越前の但馬守殿山中へ入湯被致、山代へも御出有之、此湯は奇麗に見ゆ、此に入湯すべしと、堀口宗也を呼出し、湯之内外に奇麗成圍有て、鎖をおろし有之は如何、早々明け可申、彼所にて入湯せんとありしに、宗也承り、彼所は先年中納言殿入湯之砌出来被申付、私預り、圍の鍵は大聖

草也は宗也

翌年は同年
(慶安二)十
二月の誤

寺役人共の手前へ渡り、此方のみにては難明旨申處、然ば飛脚を立らるとの事に付、宗也罷出、鍵の大聖寺に有之と申上候は全く偽にて、實は手前に預り居候。中納言殿より急度預けらるとて、鍵をも手前へ渡し罷置候へば、此度仰に背き、假令如何様の迷惑被仰付共、是非に不及義と覺悟仕罷在候由、近習衆まで申入候處、宗也申分一通は其理有之候へ共、但馬守事は短氣者にて、其由申入候時は、如何様に申出べき義も難知。宗也申分は、尤なれ共、まげて望に任せ然べしとあれ共、宗也更に承引せざるに付、其旨達候處、以之外成不興氣にて、早々此地を立出、急に歸られたり。宗也町端まで罷出見送りけるに、近習衆は定而手討にも致さるべしと危く覺しけるに、何の貪着もなく、布上下五具宗也へ賜りたり。右之趣微妙公の御聽に達しけるに、何の被仰出もなく、三ヶ月計過ぎ、小松葭島の御亭にて人持頭分へ御料理下され、此時宗也も召され、御料理等下されて、嫡子彌三郎を百石に召出され、公事場牢鍵番仰付られ、金澤公事場の並び紺屋坂御門の方に居屋敷賜り、爰に居住す。其子彌太郎の時、故あり追放せらる。今山代の湯處に、堀口貞右衛門とて大聖寺徒組の者あり。是は彼宗也が孫也。宗也義御預所を、一命にかけ急度相守たるが、何らの仰出されもなく、其子を召出され、牢鍵番を命せらるとは、實に御名將の智にて難計處也。

按に微妙公山代温泉に入湯し給ふは、正保四年は初めなるか。今枝譜に、正保四年二月直恒

于江府病痾之由達于賀州、時微妙院殿爲保養浴江沼郡山代温湯、直恒往彼地、請暇至東武。菅家見聞集に、慶安元年十月山代御入湯と。又山崎小右衛門筆記云、慶安二年二月廿八日中納言様山代御湯治被成と、右諸舊記を以て勘考すべし。

〔加賀古文書〕

加州山代温泉縁起

加州江沼郡山代の温泉は、其由来を尋ぬるに、聖武天皇の御宇神龜二年とかや、行基僧正錫を越路の雪に飛ばして、白山により登り給ふ時、初而爰に浴して泉の靈なる事を知り、手づから醫王善逝及び日光・月光十二神將の像を刻み、是を岩宇に安置し、温泉鎮護となし給ひ、山は靈方と呼び、寺を薬師と號せし由。夫より數百歳の星霜を経て、其地荒れすたれ、跡をだに知る人なかりしに、長徳年中花山法皇北陸に御遊幸の折、加陽の吸坂に至り給ふに、遙かに山の根より、一條の氣氤氳として甑を蒸すが如し。法皇是を奇なりとし、其氣の發する所を尋ね、温泉を得て誠に深浴ましまししに、身心爽快なり。其夜の御夢に、老翁あつて語つて曰く、我瑠璃淨刹より來て、迹を此所に垂る。此泉は是吾悲願力を以て游出し、方便力を以て護持す。昔行基已に闢くといへども、荒塞して年久し。今時到り縁熟す、願くは仁者これを興復せよと。法皇愕然として夢醒め、其醫王の告なる事を知り給ひ、即ち精舎を創建

し、山代郷内の一莊を寺領に究めて、號を改めて藥王寺と云ひ、且伴ひ給ふ所の妙覺比丘といへる僧を残し、護國安民法を修せしめ給ふ。是より以來、浴者絡繹として八方より集り、利益連綿として萬代に濡ふ。其後天文年中越中朝倉義景、同氏教景を遣はして加州に亂入の頃、當寺兵火に罹り灰燼す。但數軀の靈像存するにより、茅葦を結んで纒かに風雨を掩へり。時なる哉慶長五年、前田贈亞相利長公大聖寺城を攻滅し、歸路此地を過ぎ給ふ。寺主幕下に至り、當山の開關を演說せしに、やがて恩命を下し、今の院地並に若干の山林田園を賜はり、晨香夕燈の勤めをなさしめ給へり。寛永年中に至りて小松黃門利常公、故拾遺利治公を以て、江沼郡に守たらしめ給ふ。利治公少年の時感得し給ふ所の佛像あり、爲に一字を造營せんと欲し、先づ良材を城苑に集め給ふ所に、俄に東武に勤仕し給ふ。是に依つて其後村井長之に命じ、彼貯ふる所の堂材を山代に移し、當寺の靈像等を安置あらしむ。即ち今の藥師堂是也。其時賜はる所の親翰、櫃に藏めて重んずる事なり。後證に備へんが爲に、不文を顧みず誌し置く而已。

右山代温泉並藥師縁記一卷は、藥王寺の舊藏にして、何人の作なる事を知らず。且書記したる年號月日も詳ならず候得共、山代温泉の由来、此一卷の外に書傳へし書は一切無之候也。

三月十日。金澤卯辰八幡社の神主厚見紀伊守、社地の由來を上申す。

〔國事雜抄〕

金澤五社々地之由來

紀伊守は卯辰八幡神主なり

神主 紀伊守

一、千五十歩、八幡宮棟敷五つ之御宮屋敷並私屋敷共に。右慶長四年に、横山山城守殿御奉に而、卯辰山荒地之内を以て拜領候。其以後元和二年之秋、御檢地奉行成瀬内藏介殿・加藤宗兵衛殿・山本久左衛門殿・堀掃部殿より、様子御尋被成候に付而、山城守殿より右御奉行衆被遣候。折紙私手に所持仕候。御印は頂戴不仕候。

安江八幡社人 久兵衛

一、二百十歩、宮屋敷並社人居屋敷共に。右從先規有來候。慶長九年に御屋敷奉行石川茂平殿・淺野將監殿に御理り申上候へば、御竿被指除候。其後元和二年に長原土佐守殿御檢地之刻も、彌竿被指除候。御印は頂戴不仕候。

田井天神社人 將監

一、從先規有來候宮山之内引ならし御宮建立仕、其内に社人も罷在候。何れ之御代にも拜領不仕候。

長原は永原

山上春日社人 長兵衛

犀川神明社人 播磨

右之通少も相違無御座候。被爲仰出候へば、一々慥に承届申渡候。向後御法度之趣相守可申候、以上。

慶安二年三月十日

八幡神主 紀伊守

葛巻藏人殿

岡島一郎兵衛殿

三月中旬。前田利常江戸に向ひて發す。

〔本藩御年譜〕

二年己丑三月中旬微妙公御參勤。

三月廿三日。金澤の魚問屋次郎右衛門その營業に關して誓紙を上つる。

〔加賀古文書〕

靈社上卷誓紙

一、御看賣渡代銀、二ヶ月相延候者、如御定利足被下候様に可申候。相滯候者、誰々に不寄、不恐權門を、急度可申上候事。

加賀藩史料 第三編 慶安二年

一、浦方より看請取候はゞ、不移時日代銀渡し可申候。遅々仕、浦之者共迷惑に罷成候者、私越度に可被申付候事。

一、最前より度々如被仰付候、御侍衆・町人いたみに罷成候様に、看高直に仕間敷候事。

慶安二年三月廿三日

魚問屋 次郎右衛門

神戸藏人様

浅野藤左衛門様

三月廿三日。前田利常小松葭島亭に於いて老臣等を饗す。

〔前田貞醇藏文書〕

丑三月廿三日之朝於葭島御振舞事。

前田三左衛門 前田出雲守 前田内藏允 横山左衛門 津田玄蕃 葛卷隼人 前田權助 青山將監 永原土佐守

一、先古御書院迄、日出以前何も罷出也。御門に鐵炮之者罷有、げた・からかさ渡、供之者不召連、是より小澤九右衛門案内被申候。

一、五ツ時分新御書院へ利常様被爲入、荒木六兵衛方迄御案内に而、何れも御書院へ罷越、其節御露地之者、せきた、からかさ面々に相渡。(下略)

一、御禮喜齋を以申上候處に、是より南に御寺作之御亭有之、御精進日に、被成御座所に而候、可罷越由御意之事。(下略)

四月十五日。前田利常小松多太八幡社に制札を與ふ。

〔御判書寫〕

禁制

一、地内殺生、伐採竹木、並實盛甲代々寶物、放火盜賊亂妨狼藉之事。右此趣相背輩於在之、可行罪科者、仍下知如件。

慶安二年四月十五日

肥前守利常判

四月廿八日。前田利常參觀せしを以て徳川家光に謁す。

〔御日記〕

四月廿八日

一、參勤御目見之衆

給十・八講五匹・金十枚

松平肥前守

四月廿八日。金澤城惣構の土居及び堀等に關する規程を定む。

〔國初遺文〕

- 一、惣構剪採竹木事。
 - 一、同所竹子取候事。
 - 一、同惣構之土居並川除之上、道を付通候事。
 - 一、同堀へ蘆芥其外むざと物を捨候事。
 - 一、堀之土砂森口六左衛門・大山五郎左衛門兩人へ無斷取候事。
 - 一、明屋敷之植木、同所つちを取候事。
 - 一、諸人屋敷廻並水道、其外川除之石はづし候事。
- 右條數相背族於有之は、可相捕奉行人並御横目出候之條、下々堅被申付候様に、御組中へ急度可被仰觸候、恐々謹言。

卯月廿八日

長九郎左衛門
葛卷隼人
横山左衛門
津田玄蕃
奥村河内

此文書慶安二年留記にありとなり

前田出雲

六月四日。金澤長久寺屋敷の地子銀を免除す。

〔舊藩遺文〕

從御姫様御斷に付而、日蓮宗長久寺屋敷三百五十四歩四尺一寸之所、地子被成御赦免候條、被得其意、右帳面引可被申候。爲其如此候、恐々謹言。

丑六月四日

長九郎左衛門連頼判
前田出雲守貞里判
葛卷隼人昌治判

熊谷久右衛門殿

宮崎太左衛門殿

六月廿四日。小松の絹肝煎等その營業に關する誓紙を出す。

〔小松舊記〕

靈社上卷起證文前書之事

- 一、小松町中絹賣申相場糸目並代銀附、少茂僞不申上、有様書上可申事。
- 一、在郷並脇々より出申候絹買申候者、其糸目附り代銀買主有様に書上可申事。

加賀藩史料 第三編 慶安二年

御姫様は春
母妙雲院に
長久寺に葬
られたる事
ありしなる
べし

一、絹賣買月切之指出、肝煎方へ相渡可申事。
 一、御召絹たけはゞ並織留、跡々如御定、相違無御座様に念を入可申事。
 一、御召絹之内に、越中糸杯少茂ませ、公儀を掠申義仕間敷候。附り判押不申絹賣買仕間敷候事。

一、當町絹問屋手前御穿鑿以後、被召上候御絹御算用之義、私手前々々より賣買仕申候。相場並糸目代銀、有様に書付上げ可申候事。

右之條々於相背申者、忝茂我々奉願如來上人之蒙御罰、今生に而者白癩黒癩之諸病、來世に而無間地獄に墮在仕、永劫浮世更御座有間敷候。依而如來之御裏に各々指上血判如件。

六月廿四日

肝煎

六月廿六日。道晃法親王書を以て前田綱紀の江戸にて震害を受けしことなきやを問ふ。

〔見聞雜志〕

當月廿日其許大地震之由承及驚申候。犬千代殿・萬菊殿御無事候哉承度候。爲其如斯候。於此地事外之由承及候故、其方迄申候。可預御心得候也。

六月廿六日

判

判は後陽成
天皇々子照
高院道晃法
親王

今枝民部どのへ

八月十三日。前田綱紀の弟萬菊丸歿す。

〔徳川實紀〕

八月十三日松平犬千代丸の同母弟萬菊丸頓死す。よて小松中納言利常卿のもとへ、松平伊豆守信綱御使し、同じ事にて在江戸の諸大名は登營す。

十五日萬菊丸の事によて、月次の朝會停廢せらる。

〔壬子集録〕 天徳院書付

慶安二年八月十三日

桂香院殿轉英宗機童子

〔三壺記〕

萬菊様御隠れ被成事

慶安二年三月中旬に、中納言利常公東海道より江戸御參勤被爲成、御登城御目見之方々の御勤、先例之通目出度相濟。卯月の初之頃より、江戸中度々地震ゆる事、一日に二三度づゝの事も有、又一日に一度の事も有、御上屋敷に女中方は是に驚き、地震のゆる度毎に萬菊様を抱奉りて、地しんの間へ去る事度々に及べり。いとけなき子を驚かす事は、驚風の起る習な

四月五日
は誤なり

り。何の御心もましまさず御機嫌よかりし御時、与風かへて走程に、頓而驚風の御心地出させ給ひて、四月五日に終に御かくれなされけり。御兄弟ましませば、何事に付ても御たよりに思召處に、空敷ならせたまへば、御母君の御なげき言語に絶する所なり。殊更御祖父利常公は、一入御難儀に思召、御出入の人々にも、長生してかゝる愁傷之儀に心きんをいたましめ、迷惑成事推量可有旨被仰、何も御尤と奉存旨被仰。扱つき奉る男女共に、御遺物を被下國へ罷歸もあり、尼に成も有しなり。御小姓どもには、御遺物として御腰物一腰づゝ被下、其上に暮に被下衣類鼻紙代等も被下、加州へ御返し被成。主君にはなれ奉りて、せんなく歸國仕事、哀なりし有さまなり。宮城次平太・神戸太兵衛・橋爪五郎三郎・山丹助・佃源八、一所に御いとま被遣。中にも佃源八は、直に高野山へ参詣いたし、御位牌を天徳寺に立まいらせ、法事を執行し、日牌上げて小松へ罷歸る。高野山より具に前田内藏迄へ申來る。又江戸にて永順方へ申來る。然るゆゑに利常公の御耳に立、又清泰院様の御耳にも立ちて、何も源太左衛門に奇特之至と被仰出也。

〔金澤文書〕

萬菊様就御遠去、當十八日之飛札到來令披覽候。犬千代様御前、堅御隱密之故、不及相立御耳候し。

不及相立御
耳とは飛札
到來のこと
を犬千代即

八月廿八日
龜甲屋與助

今 民部判

九月十日。富山侯前田利次參觀せしを以て登營し、物を徳川家光及び家綱に獻ず。

〔御日記〕

九月十日參勤御目見

銀百枚・綿百把

松平淡路守

大納言様へ

銀二十枚・加賀染卅端

松平淡路守

九月廿二日。徳川家光、前田利常に鴻を贈る。

〔徳川實紀〕

九月廿二日小松中納言利常卿へ御側中根壹岐守正盛御使して、銃にて打留たまひし鴻をつかはる。

九月廿六日。大聖寺侯前田利治に就封の暇を賜ふ。

加賀藩史料 第三編 慶安二年

ち綱紀に披
露せずとの
意なり

〔御日記〕

九月廿六日松平因幡守・松平飛騨守に在所への御暇被下。

十二月七日。徳川家光、前田綱紀に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

十二月七日松平犬千代丸へ、使番川勝丹波守廣綱もて鶴を給ふ。

十二月八日。大聖寺侯前田利治加賀江沼郡山代温泉の旅屋番堀口宗也に

知行拾石を加増す。

〔國初遺文〕

爲加増十石、引合三十石以持高之内令扶助訖。全可知行狀如件。

慶安二年十二月八日

利 治 判

堀 口 草 也

草也に宗也

是歲。米銀の貸借に關する利子の制限を定む。

〔慶長以來定書〕

御 定

一、丑之年より米之利足一年に二割半之事。

一、同年より銀子之利足十二ヶ月二割之事。

一、三步 三割半 四割。

一、御法度之文言有之借狀之事。

右之分利足捨に而本銀にて請取可申事。

一、四割より上之本手捨可申事。

右之條々被仰出者也。

慶 安 三 年

正月二日。江戸本郷邸の小姓等堺町に歌舞伎を觀覽す。

〔三壺記〕

利常公年頭之御禮に御登城之事

慶安三年の正月二日には、早朝に式正の御膳の上に、はや朝御膳被召上。御登城として先御上屋敷へ御出有て、御下屋敷緩々と人々似合の祝ひにて休息す。年内より堺町彦作歌舞伎の座に新かぶきの用意して、上方より珍敷見物のげいしやども罷下ると風聞也。今日は中納言

加賀藩史料 第三編 慶安三年

上屋敷は辰
口邸下屋敷
は本郷邸

様、方々御禮共相濟、御上屋敷にて御膳上らせ給ふなれば、終日の御留守なり。いざや堺町へゆかんとて、上下不殘見物に出にけり。別而子小姓衆一人も不殘、彦作が二階の棧敷に弓手の座敷ふさがりけり。歌舞伎初まり装束新敷、事珍敷組合の其中に源左衛門と云ふ三十計の男、女出立に成、置手拭をしゃんといたゞき、二八二九ばかりの女性を天女のごとくに出たゞせ、東寺の野へ若菜つみに出づるとて、三人舞臺へ出でければ、定而三尊來迎と哉らんは是なるべしと、人皆有がたくおもふ顔ばせなり。然る所に好色にめでぬる大名、春の野に遊興に出で、彼女性共に二つ三つ問答の上に酒宴はじまり、土器めぐる折ふし、源左衛門立あがり扇子をひらき。

面白の海道下りや、何と語るも盡せじ、加茂川・白川打過ぎて、思ふ人にはあはた口とや、四の宮河原や十善寺、關山三里を打過ぎて、人待本に付となん。見渡せばせたの長橋打渡り、野地篠原やかすむらん、雨はふらねぞ森山や、小野の宿とやすりはりたうげ、山の細道、今宵は爰に草枕、かりねの夢は頓而さめかけ、ばんはと吹けは袖寒むき伊吹嵐に不破の關守、戸ざゝぬ御代こそめでたけれ。

如此舞納めければ、幾千人の見物ども、そよやげいしやううるのきよく、又は五郎の舞姫か、いさるは死ぬるはちよいくと聲々によはるは、いかづちよりはおびたゞし。是世の中に

流布する所の、源左衛門海道下りの開基なり。是非もなく面白かりける事にや、天が下に流布して、五十輾轉の麥取座頭まで、今宵は爰に草枕、かりねの夢は頓而さめかけと、少かたぎを似せてまふたにも興有顔に賞翫す。定而末世の勞氣をすくひたまはんため、歌舞の菩薩のかりに源左衛門とあらはれつる哉と、皆執着かぎりなし。源左衛門海道下のはじめなれば記しけり。

三月五日。江戸城西丸の興造に就いて前田利常等資を助く。

〔徳川實紀〕

三月五日西城構造により諸大名より献物は、尾張大納言義直卿より檜材二千本・板二千枚・さはら檜材五百挺、紀伊大納言頼宣卿より梅二千五百六十六本・板一萬五千枚・松千四百三十四本・板五千枚、檜材千本・縦板二萬枚、水戸中納言頼房卿より竹大小一萬三千本、小松中納言利常卿より鐵三千貫目、(中略)、松平淡路守利次より鐵千貫目、藤堂大學頭高次より疊千枚、松平飛騨守利治より同三百枚、(下略)。

三月廿九日。前田利常の江戸本郷邸類焼に罹る。

〔徳川實紀〕

三月廿九日本郷邊出火しければ、日光門主をとほせ給ふ。御使は對馬守重次なり。また小松

黄門の別墅もこの災に罹れば、阿部豊後守忠秋してとほしめ給ふ。

四月三日小松黄門利常卿別墅さきに焼ければ、茶壺肩付・衾蒲團・蚊蚶、並に雪舟及土佐某の畫屏風二双つかはさる。

〔三壺記〕

御下屋敷火事之事

慶安三年四月十九日之午の刻の事成に、天氣よくしてから風はげしく吹けるに、本郷五町目の加賀の御下屋敷へ行く道筋に、富士塚とて小山有り。其きわに小家有て火を出し、其火の粉長屋を打越し、御式臺の唐破風、獅子に牡丹のほり物の内へ吹付たり。下よりは見えけれども、中々消すべきやうはなし。天井の内に年々の微塵三尺計つもりて有ける、それにもえ付、こけら屋ねのうらをつたひて、先づ天井より御書院・御居間・御臺所へやけ通る。その内に屏風・唐紙一面に火懸りて、一軒も不殘焼失して、御亭の御土藏、御居間の御土藏、吳服土藏に火入りて、いんこ坂より下なる子小姓長屋ども押通して、御作事小屋板角の御材木、それより中町・馬場兩町、百人小屋・長柄のもの、長屋迄、七ツ時分にやけ濟、御屋形の虹梁共に、今を盛ともえければ、犬千代様の御土藏二ツの上に、火消衆人山をつみ重ねてふせがる。利常公は其なかばに、御露地のものどもに植木をほらせ給ひて、爰かしこ御指圖にて植

四月十九日
とあるは誤

させらる。古市左近はみだれ髪にはち巻して、ゆかたに手拭帯して、長刀のさやを取りすて杖につきて、屋形の廻りを走廻りて下司せらる。日も暮合に成ければ、惣廻り縦板を以て、角柱等ひたくと立て打圍む。内はほのほにあかけれども、圍の外くらければ、奥村因幡より提灯百張、蠟燭をともし惣廻りにつらせらる。日も暮れ利常公は飛驒守利治殿の屋形にいらせたまひけり。其時の火事に塵一ツのけすして、手と身に成申されしは、武部九郎兵衛・佃源太左衛門・御料理人平井權右衛門也。其外小身衆に多有之よしきこえけり。其翌日には松平安藝守殿・前田右近太夫殿・織田出雲守殿・溝口金十郎殿・小堀左馬殿・岡田將監殿、其外に本多帶刀・横山内記、何れも人足ども被遣、千五百人餘の着帳なり。御自分足輕小人相加へ、焼柱灰などを取退け、釘鏢を拂ひ捨て、山懸りをかたはしより堀出し、地形等をならさせて、先御式臺一ツ御立前に建てさせらるべきとて、地形をつくらせ、石すゑ等をぞするにけり。其間に材木は、佃源太左衛門毎日百輛ばかりの牛車にて差寄、數千人の大工松原半右衛門・西村彦兵衛惣奉行、其外請取々々の小奉行幾百人、くらきよりくらきに至りていそぎけり。

〔松梅語園〕

一、慶安元之頃江戸本郷之御屋敷焼失仕事有。御屋敷御門前に上之足輕の家より出火仕候處、

慶安元は三
の誤なり

富士日方と申風つよく吹き、御色代之唐はふの狐格子に、芦の火付たるを吹付けて、是より焼入、餘所より見てあれはくと申せ共、上に居者共は不知、終に御書院之上天井迄焼通る時に見付けて、消さんと思ひも不寄燃上る。中納言様御覽被成、其まゝ御露地へ御出被成、熊笹・高野つゝじ等を御近所へ見ゆる者に爲御植有て、火之所は御構不被成、古市左近御寢間の御棚に有之、御目貫・御小刀柄など入たる御簞笥を出すを御覽被成、御にらまへ被成により、取出るなど心得て、火の中へ投入るを御覽被成、不知顔に而依被成御座、人々御道具など取出さんとする者なし。後人々此事承り、何ぞ思召之有事と不審に存ずると也。此時大火消被參、御門の内に入らんとす。御門に有之者ども斷申不入付而、外がはの長屋の腰板にかぎを懸け、大繩を付け、一放に引放様にして備へて被居と云へ共、御長屋には火不付により、是を捨て内へ入れ有。高槻勘兵衛達御聽故、火消衆其まゝ入可申、大拂土藏を被防様に可仕与被仰付。火消衆入りて御土藏を防がるゝ内に少し脇に足駄土藏と申す御土藏へ火入り不殘焼る。火消衆御露地植木之御裁許に而、御家の火消す事少も不被仰付事勘被居也。伴八矢少やけと仕、以之外御機嫌損じ、一人も火に構申間敷と御意。

〔政隣記〕

慶安三庚寅歲四月十九日午の刻、江戸本郷富士塚之小家より出火、御屋敷中悉類火、利常公

は利治公之御邸に入給ふ。依之御式臺御作事奉行は、松原半右衛門・西村彦兵衛・富田七兵衛。〔御判物領知目録〕

口上之覺

一、權現様・台徳院様・大猷院様御三代之御朱印、肥前守致頂戴候。然處慶安三年寅三月、本郷之屋敷類火に逢候刻焼失仕候事。

一、右御三代之御朱印には、三ヶ國統肥前守致頂戴候。其後隱居仕候刻、同姓淡路守に十萬石、飛騨守に七萬石分遣候。今度御朱印之義如何様共公儀被仰付次第奉存候。乍去淡路守・飛騨守に内談相尋申候處、兩人共御朱印面々に頂戴仕度旨申候間、可然様御相談被成可被下事。一、江州高嶋郡之内今津・弘川兩村におゐて高二千二百六十石二斗餘、從先規領知仕候。今日被載御朱印被下候様仕度存候事。

右之通御老中へ被仰入可被下候。委細小笠原山城守殿・永井伊賀守殿へ申達候。此旨宜御申入可給候、以上。

四月廿三日

松平加賀守使者

岡田豊前殿・本多美作殿へ御口上書之寫。

四月。前田利常災後大聖寺侯前田利治の邸に假住し、その新造の書院を

毀たしむ。

〔三壺記〕

飛驒守殿御屋敷をこぼつ事。

飛驒守利治殿は、春に至而中納言様を御相伴にて、酒井讃岐殿其外御振舞可被成と思召、御書院・御次之間等を春正・二月へ懸て作らせ給ふ。御道具は五七年以前より、舛屋の次左衛門、異國の産物を取かへ引替へ御披見に入れ調上る。御座敷印子の金具、家のほり物、探幽・たはら屋が頭をかたふけて書あらはす唐繪、草花の繪様、金銀をのべ敷、誠前代有べき事とも覚えざりし。丁寧成御座敷疊を入れけれども、未だこや角と指合ひて御振舞もなかりしに、利常公入らせ給ひて、餘り陰氣にて有之間、座敷をたゞませ可申旨古市左近奉りて、御大工半次並由兵衛に被申渡、大工・足輕數百人召つれて、彼御座敷を其日の内に取退け、跡をならし、御露地を拵へて少御假屋も立にけり。何れもけつかう成御屋敷を、手の付所も知らざりしが、君命とは云ひながら冥加恐敷御事也とぞ申ける。利治公は何分にも御意に入申様にと、日々夜々に被仰越由ぞ聞えける。

五月朔日。徳川家光、前田綱紀の疱瘡平癒を祝す。

〔徳川實紀〕

五月朔日松平犬千代丸痘瘡平癒をほがせ給ひ、御側中根壹岐守正盛御使して、小松中納言利常卿へ時服二十つかはさる。

〔松雲公夜話〕

一、相公様御疱瘡の御時分、大猷院様御出頭の女中唐橋殿と申を、最初より御酒湯相濟申迄御附置被遊候。是は御年寄にては無之、唯今の御客あいしらひなどの躰にも候哉と被思召候。其外おこわ殿並今御一人御名 失念是等茂出頭之衆に候處、御疱瘡の御様子見て可參由に而、毎日御使につかはされ候。大猷院様は萬端の儀別而御勝れ被遊、御代々の内の御名將と被思召候由、右同時に御意御座候。

〔夜話之抄〕

一、當邦君御疱瘡之前日、長庵・清庵・玄徳三人談合ありて、朝御灸被成し處に、晝より御灸熱さし、翌日御疱瘡とあらはれ奉るゆゑ、此由家嚴品川左門を以微妙院殿へ申上處に、殊之外御機嫌よく、此年月御念願之處に候條、御満足に思召候。唯今鶴を御持參被下、御料理可被仰付候間、左様に心得可申旨家嚴に被仰渡。其故面々殊之外にきほひ、悦事限なし。御灸熱より出、其上醫師衆仕損て候ゆゑ、惣様愁可申に、御一言にて諸人競ひ、却而悦申せし也。三輩も仕損とて、後まで迷惑せられしと云々。

相公は前田綱紀

同時とは享保五年六月十二日

家嚴は今枝近義の父直恒

五月朔日。金澤城の石垣地震によりて崩壊す。尋いて幕府その修理を許す。

〔國事雜抄〕

御繪圖與書

右之通當五月朔日地震に而、石垣破損仕由從國元申越候。並去春致言上候跡々破損之所、以連々修理申付度奉存候、以上。

松平加賀守

〔國事雜抄〕

金澤城今度大風雨洪水之時、石垣三ヶ所崩付而築直之事、並堀六ヶ所埋候付而被浚之度由、繪圖之通得其意候。如元可有普請候、恐々謹言。

慶安三寅十月三日

阿部對馬守

阿部豊後守

松平伊豆守

松平犬千代殿

五月四日。前田利常柳營に登り就封の辭見す。

〔徳川實紀〕

五月四日小松中納言利常卿就封の辭見ありて、大講堂といふ釜、篠目といふ茶入、並に鷹三据・馬二匹たまふ。

五月五日。小松の役夫等江戸本郷邸式臺の建築に着手す。

〔三壺記〕

御式臺建家之事

五月四日に市嶋左次右衛門は、霞嶋小者百人召つれ江戸へ到着す。松原半左衛門・富田七兵衛に被仰付、五日に足代を爲仕可申旨被仰出、左次右衛門召つれ來る小者百人に足輕五十人指加、御大工横江太郎兵衛罷出で、指圖を以て、足代をこそ立てにけれ。人足廻しとして池田長左衛門・山田九郎右衛門・松原・富田下司に隨而、端午の日朝七ツより取掛り、澤栗千本檜丸太千本、三間七寸角五百本、二間六寸角五百本、鉸五千丁にて、さんばしを四ヶ所に掛け、足代の天井は馬場のごとくに立濟し、七ツ時分に仕廻しに、夕邊着きたる人足共骨折なり、今から成共休息し、明日は建家なれば何も可罷出とて、其日の御普請は止にけり。

〔三壺記〕

御式臺建而利常公御歸國之事

端午の翌日、御式臺の小屋を取ほぐして足代の廻りに備へ置、七日には利常公出御有て、即時に立柱虹梁を組上げ、はや葺下地に成ければ、其日の内に屋根を葺立、所々に壁の下地を組入、御小姓衆・歩行迄惣が、りに小壁の下地をかきにけり。三日の内に壁も塗り、跡より足代どもを取のけたり。其内に御發駕の御用意相調、十三日には御いとまの爲御上使松平和泉殿被參、十九日には飛驒守殿御屋形より御發駕被成候。東海道にかゝらせ給ひ、尾張のあつたより御舟にめし、太田へ上らせたまひ、關が原に御陣をすゑられ、同廿八日には小松へ御歸着被成けり。

五月十九日。前田利常江戸を發し東海道より歸國の途に就く。

〔政隣記〕

一、五月十三日利常公御歸國之御暇上使松平和泉守殿、同十九日御發駕、上通尾張之熱田より御舟にて太田へ上り給ひ、關が原御通、廿八日に小松御着城。

六月。前田利常小松城中土居の庭園を修め、士人の家計を調査して救濟の法を講ず。

〔三壺記〕

小松にて中土居之御普請並儉約被仰付事

同年六月より宮城内藏奉行にて市嶋左次右衛門・岡本善太夫・池田長左衛門に御露地御小人御預け、毎日中土居へ御出被成、御普請被仰付。秋中に成りて、金澤・小松の侍大身小身共に大きなるすりきり人を御吟味被仰付、除知・人すべ等、並家を賣り道具を拂ひ、あるひは御貸銀拜借被仰付。何共申ひらきの成りがたきもの自害するも有り。跡目不被仰付人もあり。子小姓衆には家老を與力に被仰付、儉約之儀を被仰渡も有。足輕を付させられ儉約被仰付も有。足輕等は手前よきもの五七人有之て、御ほうび銀一枚・二枚被下もあり。其上に給人ども手前に、百姓ども年々に未進つもりて、給人損料有之者有て、百姓中御吟味被成、御借米を被仰付、未進等を收納被仰付もあり。それより百姓ども耕作に情を入れ、油斷なく作付たるものならば、指して未進も有間布と思召、委細に被聞召、難澁に及ぶ在々へ作食等も御貸付被成、御取立とぞ聞えける。

〔菅綱記〕

一、是年小松金澤諸士勝手方を吟味あつて貸銀を賜はる。

九月十八日。前田利常等江戸城西丸移徙を賀して物を献つる。

〔徳川實紀〕

九月十八日西城御遷りを賀して、尾・紀兩邸より臺子十飴・屏風十双づゝ、水邸より廣蓋十、屏

風五双、紀伊宰相光貞卿よりは衣桁五、水戸中將光圀卿は臺子二飴、小松中納言利常卿は褥三、刀架・櫛箱各一、松平越後守光長は重箱十、松平犬千代は家具千人前、(中略)、松平淡路守利次は屏風五双、松平飛騨守利治は塵籠三十、(下略)。

十月十九日。前田利常越中射水郡一宮に土地を寄進し綱紀の安全息災を祈禱せしむ。

〔御寄進狀寫〕

犬千代爲祈禱越中水見庄矢田村之内二十俵之所、爲一宮神領、令寄附訖。然則長日懇祈不可怠慢者也。仍寄進狀如件。

慶安三年十月十九日

利 常判

慶 高 寺

〔寺社來歴〕

貞享二年一宮慶高寺由來書

一、正保二年從微妙院様、本社・拜殿・三社之御輿御建立被爲成候御事。

一、犬千代様爲御祈禱、從微妙院様慶安三年に寺社領十石御附被爲成、則御一行于今所持仕

候。

十月十九日。前田利常能登羽咋郡大福寺に土地を寄進し綱紀の安全息災を祈禱せしむ。

〔御寄進狀寫〕

犬千代爲祈禱、能州羽咋郡大福寺村之内高二十石之所、大福寺觀音並六社爲寺社領令寄附訖。然則長日懇祈不可有怠慢者也。仍寄進狀如件。

慶安三年十月十九日

利 常判

大 福 寺

〔寺社來歴〕 貞享二年由來書

往昔は七堂伽藍寺家十二坊有之由申傳候。雖然斷絶年久、中興開山は北之坊、元龜三年に堂社再建草庵取立罷在候。從高德院様北之坊々々御祈禱被仰付、堂社修理被仰付候節、被成下御書候。慶安三年に津田故玄蕃能登國廻り之砌、右之品々被聞届、御書等微妙院様被入御覽候處、爲中將様御祈禱之、寺社領高二十石被遊寄附、御判物被成下候。同九月馬場小右衛門奉に而、觀音堂修理葺葺被仰付候。同十一月堂社寺御造營可被仰付候由に而、山上善右衛門罷下、指圖繪圖仕入御覽候。其後材木被仰付、承應元年に富木に到着、明暦元年迄有之

候處、高岡瑞龍寺御建立に付、先御借り分与御座候而、右之材木彼地に被遣候。七年に従中將様觀音堂並講堂・六社之宮一字・拜殿・鳥井二、右御造營被仰付、今以破損修理被仰付候。

十月廿八日。前田利常能登鹿島郡氣多社に土地を寄進して綱紀の安全息災を祈禱せしむ。

〔御寄進狀寫〕

犬千代爲祈禱、能州鹿島郡明神野村之内高二十俵之所、並神主兩人居屋敷、爲所口氣多大明神社領令寄附訖。然則長日懇祈不可有怠慢者也。仍寄進狀如件。

慶安三年十月廿八日

利 常判

神主 式部 丞

神主 右衛門 尉

〔神社來歴〕 貞享二年由來書

大納言様本七尾御本城より、天正十七年に所口宮山を、城郭地に御見立被爲成、氣多本宮を明神野の御邊、社頭御建立被爲成、明神野荒地開次第御社領に可被爲成旨、御朱印被成下、則高二十三石御社領に御付被爲成候。其砌謙信一亂以後神主中絶仕候に付、所口村百姓中支配仕候處に、慶安三年に小松中納言様諸社領御改被爲成候時分、右百姓宮之入用等も不仕候

故、二十三石之社領被召上候。御朱印は所口村百姓方に、于今所持仕申候。慶安三年十月廿八日之日附、從中納言様高十石並兩神主居屋敷御社領之御判之物一通、兩神主致頂戴所持仕申候。

十月廿八日。前田利常能登珠洲郡法住寺に土地を寄進し綱紀の安全息災を祈らしむ。

〔御寄進狀寫〕

犬千代爲祈禱、能州珠洲郡法住寺村之内高三十俵之所、爲吼木山法住寺領令寄附訖。然則長日懇祈不可怠慢者也。仍寄進狀如件。

慶安三年十月廿八日

利 常判

法 住 寺

〔寺社來歴〕 貞享二年由來書

當山品々寶物、微妙院様入御覽、表具鞘同袋箱等被仰付、寺領御寄附被遊候。其外講堂一字・鎮守白山宮一字・拜殿一字、從微妙院様御代破損御修理被仰付、今以右之通に御座候。

十月廿八日。前田利常山城酬恩庵に常住料を寄進し尋いで悉く建築を新

たにす。

〔寺領御寄附折紙寫〕

爲酬恩庵、常住料米五十石毎年令寄附訖。永不可有相違者也。御寄進狀如件。

慶安三年十月廿八日

利 常 判

方 丈

〔寺院來歴〕

一、元和元乙卯年小松中納言様大坂御發向之節、當寺御本陣一日御滯留被爲成、一休制法等上覽、翌旦御出馬被遊候。大坂御陣中へ御見廻御目見仕候。

一、酬恩庵御再興、小松中納言様慶安三庚寅年、至當年三十六歲。中納言様京御屋敷御留守居高田彌右衛門殿へ被仰付、京都材木屋菱屋十左衛門と申者請取申候。

一、御先祖之御牌面、當庵に相立候事、先年古市左近殿・品川左門を以申上候處に、願之通相叶、至唯今焼香相勤申候。

一、再興被仰付、出來以後小松御城下へ爲御禮、當庵輪番相勤候故、其時之役者宗晋・宗玄と申僧參上仕候節、大應・大燈・徹翁墨跡一軸充、中納言様へ献上、其上御目見仕、黄金五十枚・綿二十把拜領仕候。外に白銀百枚・絹五十疋・綿二十把、右之宗晋・宗玄拜領仕致歸寺、一山之

衆中頂戴仕候。

一、中納言様より當庵常住料米五十石、毎年御寄附御墨付、慶安三年致頂戴所持仕、今以右之米拜領仕候。

右由來如此御座候以上。

大德寺派禪宗

山城薪酬恩庵役者

宗 琛 印

貞享三年丙寅年七月十八日

閏十月二日。幕府富山侯前田利次に暇を賜ひて國に就かしむ。

〔御日記〕

閏十月二日、御暇被下候衆、松平右京大夫・松平淡路守・松平越後守。(下略)

十一月十三日。前田利常能登鳳至郡道下の農三郎左衛門、同郡諸橋の次郎兵衛、珠洲郡延武の延武、同郡大谷の頼兼を扶持す。

〔能登鳳至郡道下村孫左衛門藏文書〕

任天正十年十月十日先判之旨、能州鳳至郡道下村之内を以、十五俵令扶持者也。

慶安三年十一月十三日

利 常 印

道下 三郎左衛門

〔能登鳳至郡諸橋村次郎兵衛藏文書〕

任天正十一年十二月朔日先判之旨、能州鳳至郡諸橋村之内を以、二十俵令扶持者也。

慶安三年十一月十三日

印

諸橋 二郎兵衛

〔能登珠洲郡延武村延武藏文書〕

任天正十六年九月廿六日先判之旨、能州珠洲郡若山内を以、十五俵令扶持者也。

慶安三年十一月十三日

印

若山 延 武

〔國初遺文〕

任天正十三年十一月十六日先判之旨、能州珠洲郡大谷村之内を以、十五俵令扶持者也。

慶安三年十一月十三日

印

大谷 頼 兼

十一月二十日。前田利常能登鳳至郡阿岸中村の農高右近、同郡皆月の彦、同郡大澤の内記を扶持す。

〔能登鳳至郡小山村高右近藏文書〕

任天正十年十月十日先判、能州鳳至郡中村之内を以、十俵令扶持者也。

慶安三年十一月廿日

印

中村 高 右近

〔能登鳳至郡皆月村彦藏文書〕

任天正十六年九月晦日先判、能州鳳至郡皆月村之内を以、十俵令扶持者也。

慶安三年十一月廿日

印

皆月村 彦

〔能登鳳至郡大澤村内記藏文書〕

任天正十六年九月晦日先判、能州鳳至郡大澤村之内を以、十五俵令扶持者也。

慶安三年十一月廿日

印

大澤 内 記

十二月廿四日。富山侯前田利次先に綱紀の病を祈らしめたるを以て、越中礪波郡殖生社の神職に銀子を與ふ。

〔越中古文書〕

淡路は前田
利次

犬千代様當夏御痘瘡被爲遊候刻、從淡路様御祈禱被仰付候。爲御布施銀子一枚被遣候條、社
家中御配分に而可有御請取候。御請之案文別紙に進之候、恐惶謹言。

十二月廿四日

堀田掃部重昌判

佐々伊左衛門判

殖生社家衆中

十二月。前田利常の女辰姫生る。

〔本藩歴譜〕

辰姫、慶安三年十二月生、承應三年三月三日死去、御年五歳。

〔壬子集録〕

おたつ様、慶安三寅の御年、四歳にて御死去、母五條殿。

是歳。前田利常の側室京極殿小松より京師に還さる。

〔三壺記〕

京極殿歸洛之事

古市左近は江戸より御いとま被遣、京都へ被罷登、三位の局にしばらく休息して有之處に、
小松より御妾の姫君京極殿を上京として、稻垣三丞被指添都へ送らせ給ふ。古市左近出向ひ、

四歳は五歳
なるべし

本文慶安三
年に在り
三位の局は
新山田時書
に三位殿
(白川乎)に
作れり

相談有て送届けて、左近も三丞も同道して小松へ被罷歸けり。京極殿御腹に御出生の御若
君を、鶴松殿と申すが、はやく御隠まし／＼て、其愁傷の忘るゝ間もおはしませず、御歸洛
まします心の内おもひやるこそ哀なれと、いづれも袖をぞぬらしける。

慶安四年

正月二日。小松城中に能を演じ市人を召して観覽せしむ。

〔小松舊記〕

慶安四年正月

一、二日・四日兩日之御能、町中之者共に爲御見被爲成、殊に御廣間へ被召上、御菓子・御食
被下候。當町より上申進物之事。

進上

御樽 一荷。 鯉 百節。

小松町中

一、御能兩日惣町中を爲御見被成、殊に御廣間迄被爲召上、御菓子・御食被下候義、難有忝奉
存候。乍憚御色代迄爲冥加与奉存、爲惣名代罷上申候。御次を以可然様被仰上可被下候、以上。

正月四日

町年寄拾人

町肝煎拾人

淺野藤左衛門殿

神戸藏人殿

正月十五日。能登鹿島郡宮前の熊甲社に土地を寄進す。

〔能登鹿嶋郡宮前村熊甲社藏文書〕

能州鹿嶋熊來庄之内熊甲山大明神、任先規宮前村田地之内を以、一反之所奉寄附訖。神事祭禮以下不可有怠慢狀如件。

慶安五年正月十五日

村井兵部少輔長朝 判

神主 但馬

正月十六日。小松の酒商等城中に納むる酒に關し誓紙を上つる。

〔小松舊記〕

酒屋中誓詞前書之事

一、御城様に被召上候酒、惡敷御座候由に而御穿鑿被爲成候義、酒主並酒屋中承り驚入申候。上り酒之儀者御心見上げ候而、十分念を入申候得共、左様之義御座候御事、何も迷惑に奉存候。是以後被召上候酒之義、猶以吟味仕、念を入指上可申候。自然酒に手を仕候敷、又は水

杯入申、手くろ仕候者御座候を承付候者、内輪より早速御斷可申上候。爲其誓詞仕上げ申候。右之趣於相背者忝茂。

正月十六日

當町 酒屋中

正月廿二日。前田利常能登羽咋郡相神の農彌六、同郡土橋村新兵衛、同郡中川村太郎左衛門、鹿島郡中島村太左衛門を扶持す。

〔能登羽咋郡相神村彌六藏文書〕

能州羽咋郡相神村之内を以三十俵之所、從前々令扶持訖。先彌五郎依奉公之忠聞届、爲加増十俵引合、四十俵之所充行者也。

慶安四年正月廿二日

印

相神村 彌六

〔能登鳳至郡小山村高右近藏文書〕

能州羽咋郡土橋村之内を以、三十俵之所令扶持訖。天正十年之先判依令燒失改遣者也。

慶安四年正月廿二日

印

土橋村 新兵衛

〔能登羽咋郡中川村太郎左衛門藏文書〕

加賀藩史料 第三編 慶安四年

任天正十年八月十五日先判之旨、以能州羽咋郡中川村之内十五俵之所令扶持者也。

慶安四年正月廿二日

印利書

中川村 太郎左衛門

〔能登文書〕

任天正十年九月朔日先判之旨、以能州鹿嶋郡熊來郷内三十俵之所令扶持者也。

慶安四年正月廿二日

印利書

中嶋村 太左衛門

二月二日。金澤卯辰八幡の神主厚見左京、配下神社の居屋敷の由來を寺社奉行に上申す。

〔國初遺文〕

居屋敷由緒御改に付而申上候

一、千五十歩餘

八幡宮神主 左 京

棟數五ツ之御宮屋敷、並私居屋敷共に。

右從利長様、慶長四年に横山山城守殿御奉に而、卯辰山荒地之内に御宮御立被成候。社人居屋敷共に致拜領候。御印頂戴不仕候。其以後元和二年に、御檢地御奉行成瀬内藏助殿・加藤宗

兵衛殿・堀掃部殿・山本久左衛門殿、様子御尋被成候に付、山城守殿へ御斷申上候へば、右御奉行衆へ被遣候折紙、私手前に所持仕候。

右之外三十三歩請地、毎年御地子銀上げ申候。

一、二百十歩

安江八幡社人 土 佐判

宮屋敷、其内に社人も罷在候。

右從先規有來候、慶長十九年に御檢地御奉行石川茂平殿・淺野將監殿に御斷申上候へば、御竿被指除候。其後元和二年に永原土佐守殿御檢地之刻も、御竿被指除候。御印は無御座候、以上。

一、二百七歩餘

當宮屋布

天神社人 將

監判

但社人居屋敷右之内に罷在候。

一、二百四十五歩

古御宮屋敷

右之古御宮屋敷明申時、少々きゑん仕候處に、慶長二年御檢地御奉行藤村太郎右衛門殿・服部五右衛門殿御竿被入、田井村百姓方ね地子出し申候。右山之内田井村領分、天神御宮從先規有來候、以上。

右面々下神主手前相改、如此書記上申處如件。

慶安四年二月二日

八幡宮神主 左

京判

岡嶋市郎兵衛殿

葛卷 藏人殿

二月十八日。質銀行使者の調査を寺社に命ず。

〔國事雜抄〕

近年似銀取遣仕候者、様子書付可被上之旨、寺社方の急度可被仰觸候。爲其申入候、恐々謹言。

慶安四年二月十八日

今枝彌平次

横山 右近

奥村因幡守

岡嶋市郎兵衛殿

葛卷 藏人殿

右三人衆より如此申來候條、御一宗中被相改、面々書付御取置候而、頭寺より之書付可被指上候。越中・能州にも急度可被仰觸候、恐々謹言。

二月十八日

葛卷 藏人

岡嶋市郎兵衛

近年似銀取遣仕義御座候者、可申上旨被仰出候通奉得其意、下神主中吟味仕候へ共、似銀取遣仕たる神主無御座候。以來脇より申出候者、如何様共可被仰付候、以上。

慶安四年二月廿日

八幡宮神主 左 京

岡嶋市郎兵衛殿

葛卷 藏人殿

三月十一日。小松の彫刻師に命じ銀座に使用する印判・極印を製せしむ。

〔小松舊記〕

靈社起證文前書之事

一、今度品々之銀座印判彫申義、私に被仰付候。則御請仕候。出來次第に相渡可申候御事。
一、銀子に打申極印、最前親權太夫に上卷誓紙被仰付、金澤・富山銀座のほり候而遣申候。今以私に被仰付候之旨畏奉存候御事。

一、印判・極印私自分に調、似符似銀仕間敷御事。

右之印判・極印共に、如何様之者に而茂囑託□□誂申候共、彫申義者不及申、其者當座に御公儀様の御斷可申上候。自然隱置、餘人より被聞召上候者、私儀者不及申上、一類共に曲事

に可被仰付候。右之通於相背申忝茂——。

慶安四年三月十一日

近江屋 權太夫 判

同 吉兵衛 判

三月廿六日。小松の桶屋等、桶の賣價に關して誓紙を上つる。

〔小松舊記〕

當町桶屋中誓詞前書之事

一、年内金澤桶屋共仕上げ申桶之直段、私共被仰付、桶之帳被遣候に付、直段も品々付札仕上申候處、付札之内五夕六分安き所一ヶ所、二夕八分高き所一ヶ所御座候に付、御穿鑿被爲成、不念成仕上迷惑申候。人杯に被頼申義者毛頭無御座候。隨分大事に奉存、何れ茂桶屋共致寄合、町賣直段をも開合、吟味仕念を入申候得共、餘日無御座時分に而、夜明仕候故帳面見そこなひ、何其迷惑仕候御事。

一、是以來之儀者、念を入直段付可仕候。手前商賣之桶又脇賣之直段合致吟味、毛頭依怙最員不仕、有様に直段仕上可申候事。

右之條々於相背者——。

慶安四年三月廿六日

小松町中 桶屋 中

四月十日。江戸上野附近の火災に前田利常東照宮を守護す。

〔徳川實紀〕

四月十一日昨夜の火東叡山に近かりしに小松中納言利常卿御宮守護のため速にまかりたるをもて小姓組番頭安藤伊賀守重元御使して慰勞せらる。

四月十七日。前田綱紀江戸東照宮に銅燈籠を寄進す。

〔古案記〕

江戸上野金燈籠御寄進也

銘之寫

奉獻銅燈籠 兩 基

武藏國 東叡山

東照宮 廣前

慶安四年四月十七日加賀能登・越中三國主菅原姓松平犬千代丸。

右一くだりうしろに

治士 鳥居權佐正信

四月二十日。徳川家光薨す。

加賀藩史料 第三編 慶安四年

〔新山田畔書〕

一、慶安四年三月公方就御不例、大名の參勤例より早く各參府也。四月廿日御他界故、歸國衆の御暇沙汰なし。仍江戸中以外の詰人也。銘々當分の氣遣、又は眉をひそむる体にて在けるが、或時各登城候様にと、諸大名へ老中より申來り、諸侯方登城也。御筋目衆迄か不殘か。又彼仰渡の品も本文と替り別義か。本文少難心得、體不體難覺悟、追て可尋考なり。江戸中に此事無隱故、皆人耳を傾く。其日に至り登城有て、二時計過ぎて何れも歸館あるに、老功の町人下馬へ往き、世上の体を考へ辻占を聞き、大名衆の歸るを見て宿々へ歸りて、妻子共を呼集め、心易く酒も茶も緩々と呑候へ、天下は一段と御靜謐也。其を奈何と云ふに、度々如此刻を伺ひ見るに、大名衆の供の者足早く、さながら飛鳥の如くにしごろもごろなるは、騒布事の驗也。又靜なる時は、供中の足音しとくと靜かに柏子揃ふ。今般御城より被歸衆の供の足音、偕もく見事聞事に閑にして、柏子揃ひたり。我如く禪門など唯有事也と語聞かせけると也。公御歸館已後、中村久悦・古市左近御前にあるに、御咄の上に、老中の被云は、大名共當春の御暇を不出、押留各在江戸に可仕や、又例の通替之衆に御暇可被遣やと相談ありしに、御一門方始め何の挨拶もなし。仍予進出で、何れも如何思召にや、我々存する所は竹千代様御機嫌能御座なされ候上に、何方に誰やの者か野心を可存、急ぎ御暇被遣可然候。それを奈何と申すに、交替の面々の人數多く在府いたし候て、

我如く以下
本のまゝ

不圖いさかひ喧嘩など出來候はゞ、品に因て小事が大事に可成候。小事の大事には成り安き物に候へば、早速の御暇御尤と存すと云ひければ、三卿方も老中も、尤也、御暇衆は早々御暇被遣様に可有之との事に究りて、各退出せしと御意ありし故、兩人御尤の仰と感賞し奉りける。其後段々に御暇にて歸國衆江戸を被發ける。此説體なる共不實共云。知易かるべき事なり、追て尋明めて可記也。

〔夜話之抄〕

一、大猷公御他界已後、微妙院殿小松へ御歸城被成、二三日ありて、長爐之座敷に伊藤内膳・菊地大學など罷在處へ、品川左門を以、於當地用人を尋候へども、無之は理に候。江戸にて今度公方御他界之砌、登城せし處に、小出大和守番所に殊之外顔色おとろへ、氣分不宜躰にて、常のごとく居事も不成哉、横になりて居候に因つて、此方より、見申處御顔色もあしく候、此節被入御情御勤之事、御苦身ながら御尤に候とて、使を遣しければ、思召付られ忝存候、御覽のごとく、御番所にも中々たまれ可申とは不存候へども、唯今の時分ゆゑ何とぞと存、今朝より押而罷出候、何十人ともなく國持大名衆登城いたされ候へども、御使被下、私氣分御尋被成候は、貴殿と松平伊豆守殿唯二人にて候と被申越候。漸江戸にも人はこれなしと存候へと被仰出候と云々。

〔殘囊拾玉集〕

一、家光公薨去の時、一七日時分より歟、利常公そろく御露地普請被遊候。江戸中に沙汰の限りと申候。此品を御家老も、御出入の御心安衆も、取沙汰を申上候へば、御意には、拙者は御奉公と思ひ庭普請爲致候、難心得御沙汰と被仰候。御出入の衆、如何の思召と被尋候へば、御意には拙者申付候故、旗本衆もそろく普請など致すべし。中納言殿さへ如此なれば不苦と申べし。拙者不致ば仕手は在之まじく候。其時は江戸中の日雇の者など難儀致し、火を付け盗を致し、追剝など可有之候。然ればいかい騒動あらんと御意に候。御老中方も聞被申候て、奥の手は不知御方と御噂の由、時勢にもよるべき事共也。

五月下旬。金澤小立野に於いて水車を用ひ火薬を製す。

〔本藩年譜〕

五月下旬、小立野石引町波着寺の邊にして、鐵炮の薬を水車を以屑かしむ。此起本は浪人高原一兵衛と云者、此製法を工夫し、御扶持米を給はらば此事可勤と申す故に、會所へ召出し、其製法を問ひ尋ね、異風組和田勘右衛門及び大工山上善右衛門少聞之、相共計之を、遂に高原に不謀して水車成就す。高原本意を失ひ無聊なり。後横山左衛門家に仕ふ。自此以來商人、油をはたくに水車を用ふるは模之也。小立野調薬所、經七年而後移土清水。

七月廿八日。前田利常、由井正雪等陰謀の顛末を藩吏に報ず。

〔慶安四年抄〕

今年夏より秋へかけて、由井正雪・丸橋忠彌逆御吟味、正雪は駿河府中にて自害す。忠彌は於江戸生捕、同類悉く罪科被仰付訖。其節利常公より、金澤老中へ被遣候御書如左。

此書中之通、小松之者共にも立蕃方より急度可申聞候、以上。

從跡々在江戸牢人之内、由井正雪・丸橋忠彌、今度催惡黨、企盜賊之由訴人有之、丸橋同類六七人被召捕。正雪は最前に駿州に相越候に付、被懸追手候處、於彼地令自害由に而、右就御穿鑿、箱根・碓氷之關所へ一兩日往還不通候。其許へ相聞候者可爲氣遣候。併別條無之候間、得其意、下々迄神妙に可申渡候、謹言。

七月廿八日

肥前利常

年 寄 中

〔微妙公夜話〕

一、由比嘯雪・丸橋忠彌一卷之時分、内藤外記殿御出之節、世上別事も無之候哉と、微妙公被仰候得者、外記殿此中浪人共騒動に付、紀州殿御印物右浪人共方に有之与取沙汰有之候而、紀州殿も御迷惑がり、老中も如何之事と被申候由を、專取沙汰有之候由御申候得ば、からくと御笑、末々町人共などは、譯を不存候而左様之事を可申候。各など近頃不足なる事被申

候。今日公方様御立候故、三人衆も手前共初、何茂尊敬仕候。公方様をつぶし紀州殿をた、
せては、此肥前も三日は爲持申まじく候。多分陸奥・薩摩も左様に可被存候。夫程之事合點せ
ぬ老中には有之間敷、しかれば左様之沙汰は、武士之沙汰には有之まじく候。何か氣之毒な
る事に紀州可被思召候哉と御意候。一座之御旗本衆、御尤成事と被申候。其後紀州様御聞御
悦被遊、御老中方も尤成事、肥前殿一言に而江戸中之浮説止申由、御申候由に候。不破平左
衛門咄。

〔松梅語園〕

一、或時後藤程乘御見廻に參、御前に罷出。御機嫌克時分に而、替事もなきか、何方へも不
參やと御尋也。程乘申は、何事も不承候、先日紀伊様へ參、御前へも罷出候得共、替事も不
承候と申上る。紀伊殿へ參たらば申せ、世間の御謀反と申ならず、人が知つては不成物じや
と申せと也。程乘も笑ひて、世間には誠にむざと仕たる事を申候、一向左様に而は無御座事
を一篇に申と申上ければ、笑止くと御笑也。

八月廿一日。前田利常江戸本郷邸成りたるを以て之に移る。

〔慶安四年抄〕

慶安四年辛卯年利常公江戸御參勤、利次公の御屋形に御住居有りて、神田御屋敷去年火事跡

神田御屋敷
は本郷邸に
同じ

之御作事被仰付、成就に付、八月廿一日御移徙。

九月廿三日。金澤惣町年寄頭の制を定む。

〔續漸得雜記〕

一、慶安四年金澤惣町年寄頭可被仰付旨に而、町中所久敷町人御撰被成、二十人年寄頭被仰
付、團取被仰付。其内十人は當時年寄頭、今十人は二番代与相定。二人充一番より五番迄組
合相勤。當時勤之内、死去人又は病氣等にて御断申上候砌、二番代之内より段々相勤申極に
相定。辛卯九月廿三日より年寄頭初而被仰付候。惣町中年寄頭之覺。

- 一番 材木町 田井や市兵衛 二番 今町 出雲や彦右衛門
- 尾張町 森下や八左衛門 材木町 紙や六右衛門
- 三番 堤町 藥や庄兵衛 四番 安江町 淺野や次郎右衛門
- 同町 三ヶや九郎兵衛 尾張町 津幡や與三右衛門
- 五番 河原町 笹や十兵衛
- 同町 蒔繪や又右衛門
- 二番 替組
- 一番 中町 鶴や市郎右衛門 二番 材木町 石浦や伊兵衛

三番	壘町	今市や仁兵衛	四番	袋町	茶や太兵衛
五番	堤町	玉鉾や孫兵衛	六番	新町	金屋次兵衛
七番	南町	中や彦右衛門	八番	今町	金屋太郎右衛門
九番	今町	福久屋次郎左衛門	十番	南町	紙屋七郎右衛門

十月二日。前田利常口切茶等を徳川家光に献す。

〔徳川實紀〕

十月二日小松中納言利常卿より、口切茶並二種一荷献す。

十一月四日。伽耶院札を有せざる山伏及び諸勸進人の入國を禁す。

〔國事雜抄〕

伽耶院札を持不申山伏、並當夏以來、從他國相越候諸勸進人御停止候條、可被得其意候。自然左様もの於有之者、宿借申間敷由、寺社方急度可被相觸候、恐々謹言。

慶安四年十一月四日

奥村河内守
津田玄蕃頭
長九郎左衛門
前田出雲守

岡嶋一郎兵衛殿

葛巻藏人殿

寄合所より如此申來候條寫遣候。何も下山伏下神主中へも急度可被申渡候。右紙面御覽候者、名下判形候而可被相越候、以上。

十一月五日

岡嶋一郎兵衛
葛巻藏人

大	學	院
勸	明	院
不	動	院
左	京	殿
大	和	殿

十一月十日。小松の天秤屋山上屋長右衛門をして誓紙を上つらしむ。

〔小松舊記〕

一、小松天秤屋山上屋長右衛門、正保二年六月九日に相果申候に付、其年より五ヶ年之間弟長兵衛、右長右衛門仕候如誓詞仕候而、今長右衛門に罷成、終誓詞不仕候に付相改、只今誓

詞仕候に付前書之覺。

天罰起證文前書之事

- 一、小松銀座封賃・掛賃・裏判賃、親子兄弟に而御座候共、座庭帳に相添上げ可申御事。
- 一、手前より賈がね包を出し申間敷候御事。
- 一、紙・筆・墨取盗申間敷候御事。
- 一、銀子相改封付申刻、善惡有様に可仕、親子兄弟に而御座候共、依怙最員仕間敷候御事。
- 一、御土藏に罷上り包申銀高、親子兄弟に而茂他言仕間敷候。其上諸方より上り、善惡念を入可申御事。

一、被仰付候兩替之儀、其時々相場次第に兩替仕、上げ可申候御事。

一、御土藏に罷上り申刻、御隱密がましき御事承候共、他言仕間敷候御事。

右之條々於相背者、忝茂。

慶安四年十一月十日

御會所様

天秤屋 長右衛門
 同 手代 甚右衛門
 同 六右衛門

町御奉行様

一、右之通御佛之裏血判に而御座候、並請狀之事。

十一月廿八日。能登鹿島郡和倉温泉の湯税に對して領收書を與ふ。

〔故新録〕

慶安四年分小物成方、能州鹿嶋郡和倉村湯賃銀子之事。

合七十目者

朱封銀

右之銀子御土藏へ指上、御金奉行原八郎右衛門・千秋太郎左衛門切手之表に而相濟訖。追而御印に此手形取替可遣候者也。

慶安四年十一月廿八日

富田内藏助判
 石川忠左衛門判

觀音町 少五郎方へ

十二月十七日。今枝民部直恒歿す。

〔諸士系譜〕

今枝民部直恒、實日置伊右衛門忠勝五男。度々加俸、合一萬二千五百石。陽廣公傳。寬永十四御家老。後松雲公傳。慶安四十二二十七死。室前田源峰女。

〔錦里文集〕

朝散太夫内史今枝君墓碑銘

君氏今枝。諱重直。小字彌八。世爲濃州士族。中略。寛永四年病卒於私第。享年七十有四。葬之金澤野田山麓。君娶平松氏。無子。以姪直恒立嗣。直恒勤慎貞亮。寛和有才略。黄門公甚嘉之。選於衆舉爲家相。故羽林筑州公之傳。與聞國政。筑州公聰明秀發。日就月將。仁聲威望。軒翥諸侯之右。大猷廟數稱直恒輔導有方。正保乙酉。筑州公庵逝于東武。今羽林公年僅三歲也。黄門公慟謂直恒曰。我老邁斯難。天之棄我。我復何言。然國乃祖先之國也。我可
 以我私負我祖先乎。其汝克敬嗣傳我孫。其保其護。殺我邦家。直恒稽首泣血而受命。誓絕鄉思。保祐訓護。鞠躬盡瘁。越七歲歿東武寓舍。病革也。黄門公枉駕臨視。執手悲訣。君臣之遇可謂盛矣。遂命男近義。復秉國柄繼保傅之任。近義黽勉惕厲。夙夜匪懈十有一年。羽林公德器早就。英譽四馳。萬治辛丑以幕府之鈞命。始就領國。三州之士民愛戴畏敬。莫不沐恩霈而肅威風。詩云靡不有初鮮克有終。直恒近義堂構相承。輔養之勞可謂有終者。而其聲華行實。烏奕乎累葉。蓋復今枝氏餘蔭之未艾者也。初直恒欲爲君擇善地。改卜幽窆而不果。洛之良隄高野之墟。群山縈紆。瀏乎清泉。葱然茂樹。瑕丘之樂。佳城之鬱。於是乎在。近義多方求獲之。遷葬祖考祖妣。考與妣之四柩。蓋成先志也。且因其山屬台嶺。爲營一梵刹。烏革輩飛。

本文は今枝直重及び直恒の碑銘なり
 直重正に直重に作るべし

輪奐可觀。復運巨石自泉州嶼。其首。龜其趺。銘其祖之功行。夫有先人之美而不知之不智也。知而不傳之不仁也。不仁不智何以立人之朝。而示後之人乎。此近義之所以汲汲於鐫刻也。直恒娶前田氏對馬守長種之女。有子男五人。近義其嗣也。次某。次某。長乎近義者二人早亡。女四人皆適名士焉。近義屬余。請爲之銘者數矣。辭不得已。爲書其顛末。併述餘慶延于後嗣。銘曰。

有菀今枝。託根濃陽。士林抽穎。英氣維揚。奮拔姊川。陷堅摧強。殿長島兵。鳴小牧槍。豐臣之姓。太夫之輩。卓犖榮選。烜赫令望。臨慶之國。茲垂休祥。是橋是梓。不柔不剛。輔導濟美。條葉騰芳。台嶼西麓。山廻水長。窅窅玄宅。蕭蕭白楊。勒辭貞石。永世無疆。

十二月廿九日。前田貞里閉門を命ぜらる。

〔私用覺書〕

一、慶安四年十二月十七日出雲拜知指上。下屋敷へ引籠。依之右様子爲可被聞召、飛驒守利治公より神谷治部金澤へ被遣、同廿五日玉井市正も下着。
 一、於江戶中納言様より、小松者御飛脚被遣、荒木六兵衛十二月廿九日に參着、上屋敷へ可移之旨也。依之其夜上屋敷へ移閉門。

〔前田利治消息〕

加賀藩史料 第三編 慶安四年

尙々さても、少氣成儀みかぎり申事に候。又は我々を世になし物に被存事口惜敷候。併其方がれざる中に候へば、何とて見捨可申や。心を大佛程に御持尤候、以上。

今度其方除金之儀に付、色々爰元へ取沙汰相聞候に付不審に存、先神谷治部申遣候。此儀中納言殿、諸家中手前も寛申様にと思召、被仰渡候と存事に候。此方行詰り何共罷成候はゞ、四十貫目や五十貫目の事にて左様の働、去とては其方に不似合覺悟に候。其方など、中納言殿爪の端にても有之候故、尙以笑止に思召被仰付候と存候。幸拙子在所に有之上は、我々を世になし者のうかれ者と可被存とは不存。たとへ千貫目二千貫の儀にても、一たんは爰元へ走込談合も可有之事を、中納言殿御目利にて、未若年にも有之候を、三ヶ國の仕置人の人数にも御入候に、左様に少氣にては御目利もちがひ、又は諸人存事も其方爲如何と存候。併觸様などの悪敷、國に當候など、左様の義にて有之をも不存候。其段にても、尙以中納言殿にめんじ、又は我々も物の數に無之候得共、爰元に居申候間我々にもめんじ、堪忍尤に候。金の事に候者はやく上方へ申遣候。彌返事次第追々調申様に、さた可申付候、恐々謹言。

極月十九日

松 飛驒判

前田出雲守殿

出雲守は出雲なるべし

〔前田貞里消息〕

御直筆御書謹而頂戴、其上御使者神谷治部被仰合御意之趣、寔以忝仕合冥加至極奉存候。然者今度私存寄之通御座候而逼塞仕候者、幸御在城之儀候間、可奉得御内意候處に、其儀無御座候段御意承、驚奉存候。如御諚たくわへ銀者、御家中寛申様にと思召、被仰付候へども、近年爰許上下事之外行詰遺書仕候付、貯銀所持不仕候故、御觸も御座候而、種々存立之者餘多可有御座體、連々承及申候間、不慮之儀御座候へば御爲如何奉存、私儀は御家子に而、他所へ罷越者にも無御座候へ者、御外聞別儀御座有間敷候條、此段中納言様被聞召上、惣様之貯銀於御赦免者可然儀奉存候。又私急度被仰付候はゞ、御斷申上度ものも遠慮仕、御家中しづまり申候へば御爲と一重に奉存、右之仕合御座候條、此上は私儀御捨可被下候。加様之儀申立候はゞ、推參に奉存候而、幸と如此御斷申上候。憚をも不願存意之通申上候。御懇之御諚之品々、有難儀是非を不得申上候。此旨宜被仰上可被下候、恐々謹言。

十二月十九日

前田出雲守

神谷治部殿

〔前田貞里書置〕

一、我等果候はゞ、傳兵衛多分供可仕覺悟と見及候。第一十人共仕候ても何の用にも不立事候。ク様に申は、人間候てはおかしく可有之候へ共、我等常に心を盡候て聞置候趣も有之

加賀藩史料 第三編 慶安四年

候。定而不入事に情を入候様に、人々可存候へ共、一度は御奉公之用に可立覺悟に候。無左ものも御用に立候へ共、其は人により候。又味違事候。我等果候上は、又勝に傳置度候へ共、其時分人は其心持により申趣候故、事付置用に立事に無之候間、傳兵衛寫置又勝成人にしたがい、申傳候様にと存候。人は死候事は一向にやすき物、いきて忠をつくす事はしにくき道に候。此段傳兵衛は知たる事に候へ共、分をも不知もの、悪口を可防ため、留り候趣同心仕兼可申候。死て捨候身を、いきて身をすて、悪口をおい候て、又勝に奉公申事は、我等供仕候より上之忠に而候間、能々異見被申聞可給候。各も可被分別、又勝成人之上に候へば、此趣不申置候。幼少之者候へば、別御扶持被下、成人候ても人並之御奉公申候ては不足に候。其身幼少より御取立、其上備前に我等代にも場無之、御奉公不申候へば、三代之御奉公又勝に積候。其身尤各取立可給事は不及申候。右傳度と申事候。各別之事候へども、わけを不知人は、さぞおかしく可有之候。せめて又勝代に一廉御奉公を申候へかしと計候、トシ。

霜月 日

出 雲

大谷瀬兵衛殿

山中權左衛門殿

大谷伊左衛門殿

飯塚三郎兵衛殿

〔前田貞里書置〕

我ら病じやに候ゆへとのへ置申候。

一、はて候事せひなく候。その方はわか候まゝ、九郎左衛門どの御さしづしだいに、いつかたへも御こし、もつごもに御入候。

一、なべたらいでき候ても、ちいさき子に候。あどめも下されず、其うへわれら御爲にちがい申候ゆへ、御なげきも不申上候まゝ、子供之事たのみ入申候。そくさいにそたち候はゞ、なへたらはしゆつけ、又むすめどもはあまになりとも、さなく候はゞ御内のものに下され候やうにと、九郎左衛門並さひやうへどのへたのみおき申候。われらはて候うへは、さやうにさたなしになされ候がよく候まゝ、その御心へ候べく候。又は、ことねん頃に御申候てたまり候べく候。

一、ひやうばんと申さうし、二はこそれへいだし候へと申おき候。いかにも能々御ためおき候て、なべたら十五六になり候はゞ、御渡し候べく候。又ひきいだしに入おき候すこしづゝのさうしは御わたし候ましく候。かくもんもこの外すき候て、よくかくもんいたし候と御さゝ候はゞ、一いろづゝ御わたし候べく候。かくもんぶすきのていに候ては、やうにたち申

九郎左衛門は長連頼

なべたらは鍋太郎なるべし

左兵衛は長連頼の子元

さす、ばちのあたる物に候まゝ、やいて御すて候べく候。さたのなきやうにかくして御おき候べく候し。

十二月 日

いづも判

なべたらは、参

〔前田貞里書置〕

各如被存候我等病者故調置候。

一、皆々奉公被盡心候儀能存候へ共、我等儀えたえり無之故取立候事無之、第一無念第二無面目候。家頼中も同前不便存候。能心得申聞可給候事。

一、兩殿様へ可申出品も無之候間、せがれの時より我等には不似過分之御知行被下置、剩御加増迄拜領忝奉存旨、又は何之御奉公も不申上迷惑仕候由、遺書相調候。中納言様へは拜領之大燈之御掛物並からかねの百目銃鐵炮二丁、加賀守様へは從陽廣院様被下候染付御茶碗、梨子地之小鞍鏡皆具上候間、仍以九郎左衛門殿へ御尋申候て、御指圖次第上可被申候。則與頭三左衛門殿へ添状も調置候事。

一、今程はせがれ出来候間、跡目之儀何とぞ可申上様与と存衆も可有之候。尤に候へども、幼少之分並借金有之者は、跡は不被仰付様能存、其上不應御意我等に付、申上は笑止候故不

たたり本のまゝ

申上候。若子供成人申候はゞ出家比丘尼に成給り候様に、九郎左衛門殿御父子頼置候。皆々跡目之望など少も無之儀候條、早々身代有付之才覺候様に可被申渡候事。

一、母事いかにも不便候へ共、右之仕合に候へば不申上候。何被成候とも我等にはなれられ候上は無是非儀候間、名を知人も無之様に、同は上方へ被參候様に可申置候間、可被得其意候。乍去も手前不如意之我等跡候へば可難成と存候。此儀も不成候は、無了簡儀可申儀もなく候間、如何様とも成果可被申候。不及是非候。又御はつ事、同前候事。

一、借金銀・買が、り埒明候様に、第一頼候。いかに精を被出ともすべき様有之間敷候間、常に無如在四五人之衆相談被申、中々用可立道具は有之間敷候へども、似合く遺可被申候。うり申はあまりに見苦候。乍去それとても不埒明候へば、無是非候間、埒之立候様被仕可給候事。

一、九郎左衛門殿御父子へ遺書調置候。早々進之可被申候。九郎左衛門殿へるすん壺並大藏射之弓、左兵衛尉殿へ左馬助射之弓、兼空上人へは巻物相添進之申候事。其外何も形見遣度候へ共、先條之通候得者不及了簡候事。

一、評判之箱二有之候。女所へ可被相渡候。やき桐之箱一、是は母所へ渡可給候事。

一、跡書共並分も無之反古可有之候。不殘爲焼捨可被申候事。

一、我等取置候儀は、別紙之通に可被仕候事。
右品々頼入候。余は常に如在無之衆相談被申、九郎左衛門殿へも被相尋、可然様に被仕可給候。存生内懇之儀も無之、死後に又色々申置情を爲盡候事、不及是非候、以上。

極月 日

出 雲 貞 重 判

土谷瀬兵衛殿

山中權左衛門殿

土谷伊左衛門殿

小田傳兵衛殿

〔前田貞里書置〕

申置之事。

一、我等取置之趣、いかにもかるく沙汰なしに被申付、儀式やかましき事は餘無用、死骸は野田之すそ野之内、人目無之所に埋可被置候事。

一、法事も不入事に存候得共、餘如何に候はゞ、三十五日時分に成り、隱密に而少唯一日可有執行候。右之通被違候はゞ、後世之可爲遺恨候。寺は何方にても不苦候。但我等は不應御意者之趣、其上以後とても、理をまげ御意に應る事は不及覺悟候而、被仰付果候はゞ、寶圓

貞重は貞里
の前名

寺へは無用之事。

一、家頼之上一人も落髮不仕候様に堅可被申付候事。

右之外書付別紙に有之候間、追而可爲披見候、以上。

十二月 日

出 雲

大谷瀬兵衛殿

山中種左衛門殿

大谷伊左衛門殿

小田傳兵衛殿

〔金澤古蹟志〕

前田出雲利重傳話

武家耳底記に云、加州黃門公小松に被爲入、前田出雲は金澤の大老を勤めけり。御仕置の事共小松へ訴へければ、外の御用多く不被仰出。爰に先年ならかしの御銀とて、諸士不勝手者拜領し、知行の内を除知して濟しけるに、借銀皆濟すれど、如何の間違にや除知不歸、諸士難儀しけるが、いか成者のなしけん。

ならかしの木末の秋は過ぬれどまだかりがねの音ぞ聞えぬ。

利重は貞重
の誤なるべし

なご、狂歌をよみもてはやしければ、出雲聞いかやうの外聞いかなり、最早御參勤も近ければ、小松へ參り是非に願はんとて、數ヶ條を書上げて小松へ參り、御前へ出で右の書附を指上げれば、御覽被成、せがれめがと御意にて、書附は御投被成。出雲何共不申上、風と立ちて御次へ出で、人々に何の挨拶もなく、直に金澤へ歸り、所存有之由にて妻を長如庵方へ返し、本多房州へ斷りけるは、我諸士の爲を思ひ、小松に至り御仕置の延々成事を奉願ける處、かやうくの被成方也。我若輩なりといへども、今家老の列に有りて輕からず。然るにせがれめなどの御意は、思召有りての事と存す。下屋敷へ引籠申也。左候はゞ定而檢使被仰付、切腹可仕と存候由申、子息又勝^{後號}備前を引連れ、下屋敷へ引入り、家來中何れも暇を遣す間、今日中に家を明け可立退旨申渡し、皆散々に成けれ共、御一門の事なれば此分には成難しと、何れも彼方此方にたよりにて、主人の先途を待ちけると也。出雲は、家老の者其外近習纔に七八人にて、下屋敷に引籠る。其内黃門公は參勤し給ひけるが、江戸にて被仰出けるは、出雲殊之外立腹の躰也、淡路・飛驒にあつかひ候へとの御意也。淡路様は江戸に居給ひ、出雲方へ書狀指越さる。飛驒様は御在所より御出、松任まで御越、御使者を以出雲へ被仰越、今般引籠被申仕形尤千萬也、黃門公も今は殊の外御難義に思召、我等兩人に扱候へと御意也、存じ直して被出候へ、御留守中御城下へ御越の義は、遠慮被成不被罷出候はゞ、幾

日に而も此所に御滯留被成よし被仰を、出雲返答に、誠に難有次第也、別の所存を以引籠候にても無御座、諸士爲めを存じ訴へける處、御貪着無之候へば、諸士の上に有て其任に不叶、上に思召も其通なれば有りて甲斐なし、所詮檢使を引請切腹と存候也。今般の願一々被仰出、諸士の爲めに能成候はゞ、御出被下に不及罷出可申候。若又我等を御たらし、罷出候様に被遊、願事相叶不申候はゞ、たとひ此方へ御出、首を被刎候共罷出申間敷と、存じ切たる返答なり。委細御聞届被成たり、願の義は御請合被成、早可被仰出、若し御延引ならば、七萬石の御身上を被懸ても御願可被成、とかく不被罷出時は御爲も如何也と、再往の御使にて、十日餘り滯留被成たり。此上にて出雲罷出、願事段々一色も不殘被仰越、飛驒様も御歸被成けり。是より人々出雲に眼を替る也。出雲は生付温和にして實躰、天然に威有て、人に將たるの器量備はれり。那波道圓出雲が人となりを譽めて、北國一番の人物也といへり。其後出雲が門前に、何者かしたりけん高札を建たり。

ゆるぐ共よもやぬけまじ金澤に出雲の守のあらんかぎりは。

江戸にて淡路様御見廻被成けるに、黃門公被仰ける。今般飛驒きつう骨を折りて出雲を漸に出しけるとなり。我等も死場近し、安房・山城も年寄たり、末々犬千代の爲めいかゞと心許なかりしに、出雲がやうな者共が出来て安堵すると御意也と。此一事黃門公思召有て被成懸た

る事也と、心有者は奉威也といへり。按に、ならかしとて諸士へ城付銀を貸附の事、拾纂名言記に載たり。其傳話に云、利常卿御意被成。筑前上方よりならかしとて銀子を家中へかりて貸す、若きにより合點ゆかす。一旦は如何にも能きやうにあらんなれど、後は大に家中つまるべし。成程苦しき金をかりては、人々心に油断なくつゝしむにより、手前仕直す道理ありと御意被成、小將頭の裁許に四千石御城銀とて四百貫目程御出し、御馬廻御城銀とて御馬廻頭へ五百貫目程出、又諸頭中へ組の人数に應じて百貫目程とて出る。是は何に而も急成御用懸の時、無利先かり、百日目急度返上仕。かやうに御城銀出ても、強く催促付て、かりて多くてならざるに付て、千秋太郎左衛門・原八郎右衛門に被仰付千貫目出る。返上方は彌以て強く催促付るといへども、出す事又不成者多により、自分人数御積り有て、分限により食を喰申積りもあり、又雑水を給申圖り、野菜肴を不給圖りも有て、知行米を追いだし、是にて御城銀の利あげ本入など仕るやうに被仰付。此の積りにも外不合者は、知行不殘御取上有て、人数に應じ五人扶持・七人扶持被下、御城銀返上濟みて本知を被返下也。右之通にても、すり切不絶により御苦勞被遊也。是は上方銀利足年々他國へぬける也、御城銀出れば利足御藏に有て、他國へぬげざる御工夫と聞えたりとあり。御城銀といふは、城附銀とも呼びて軍用金なり。

是歲。前田利常領内の改作法實施に着手す。

〔改作法勤仕帳〕

御郡中段々改作被仰付年月之事

- 一、承應元年十月より明曆二年十月迄 能美郡
- 一、慶安四年より明曆元年迄 石川郡
- 一、同 斷 加賀郡
- 一、同 斷 礪波郡
- 一、慶安四年二月より明曆元年迄 射水郡
- 一、慶安四年正月より明曆三年迄 新川郡
- 一、萬治元年九月より改作に被仰付 新川郡之内百八ヶ村、淡路守様先御領知
- 一、萬治三年九月より改作被仰付 同郡之内六ヶ村、飛驒守様先御領知
- 一、承應二年二月より明曆元年迄 羽咋郡
- 一、同 斷 能登郡
- 一、寛文十一年より改作被仰付 同郡之内五十九ヶ村、長故九郎左衛門先知
- 一、承應元年十月より同二年迄 鳳至郡

加賀郡はこ
の頃河北郡
といへり大
鹿能登郡の
こと亦同じ

一、同 斷

珠 洲 郡

〔廳事通載〕

慶安元年御領國惣御檢地被仰付候處、大分出高有之村、石川郡に而十四ヶ村、其年御納所仕、翌年半納所も不仕、未進に成居申候。同三年に十四ヶ村、刈上に被仰付村々。

乾垣内村 上林村 中林村 馬替村 橋爪村 北笹塚村 薬師堂村 有松村 圓光寺村
寺地村 田井村 牛坂村 笠舞村 牛首村

又十四ヶ村。

右村々へ御奉行御出、足輕御附被成、其村々百姓手懸させ不被成、御郡より平夫爲出、刈上に被仰付候。有物御圖り立、四歩は百姓へ被下、六歩は御免相に御圖り被成候得ば、百姓共難儀仕候に付、慶安四年より直し御檢地被仰付、高減り申候。同年より十四ヶ村並其外も少々御改作被仰付候。

〔御國改作起本〕

一、御改作以前は、年々之作毛之上を以見立、其上にて免之上げ下げ有之、豊年には多く免上り、凶年には免少し下る。一段之田には何程出来申候哉、爾々存知たる者もなく、田を作る百姓も知る者稀に而、百姓共心付申爲に被遊候哉、年々御領國中所々一步刈被仰付、自

同年は慶安四年

然と御領國中之地心を御存知被遊、百姓共わ茂一步に何程有之と云事心付申躰之由語被申候事。

〔三壺記〕

加州にて御分領御改作御心見の事。

同年笹田太右衛門・村田長助・栗山太左衛門と申もの三人、秋田酒田大石田へ御用有て被遣、江戸へ罷歸て言上仕る處に、御機嫌に應じ拜領など被仰付、加州へ御用被仰付、御返し被成けり。金澤にて江守半兵衛・堀與左衛門を上奉行にて、右三人に足輕十五人被下、石川・河北兩郡之内、難澁之在々を野廻して耕作被仰付、作食農具人馬の入用被相渡、御取立被成處に、立毛の地を約にいたし、江堀野毛石塚等も發開し、寸地も損毛無之様に爲仕候處に、過分の未進等の出来すべき道理なく、其年の風俗を他にくらべて見る所に、作毛倍して見えければ、其翌年より陀羅尼寺村の九郎左衛門、嶋尻の刑部、嶋の二郎右衛門、戸出村の又右衛門、二塚の又兵衛、其外三ヶ國之年寄たる長百姓どもに、奉行人を立て被仰渡、段々に御作食を被相渡、五三年之内には御分領一統の御改作にぞ成にけり。誠難有被成様哉と、武士も百姓も忝奉存、誠を盡して業々を勤めければ、農人といへども義の道有にや、未進毛頭仕らざるのみならず、分際相應に高物成を全くして、未進隠田私曲の申分はなかりけり。

〔理塵集〕

一、慶安四年の頃御家中侍中何茂不勝手に成、御領國百姓も困窮して、貢米も相滞り、未進並借銀質物も多く、田畠にも精を不入、年々おそろへ、其頃は初秋より、御家中侍中よりも知行所村々へ、催促とて人を遣はし置き、せたげ取りし也。其内は催促人を百姓方より賄申、夫にても遅滞せし者は、呼寄せて拷問或は水せめ杯にし、しめくゝり責め取りし也。強き百姓はこたへしかども、弱くかはりもなき者は高を賣り、家財農具を代にかへ年貢し、其にても不足せし時は、未進米とて貸米に成りし也。右之趣を常々利常公開召し、不便成事に被思召、兼而之御工夫に付、百姓手前一々吟味有て、押領の者は夫々咎に被仰付、無據不勝手者は、年々の御貸附物未進米捨に被成、其上に作食米御貸し、米出來の時奉行くを附置かれ、村々の地の善惡御吟味、御取上二村くの出來米御聞届、永代給人を百姓与取合なく、未進米も出來不致様に被遊度被思召、先かじけ百姓なれば、石川郡の内山の内三十一ヶ村、御こゝろみに被仰付御覽有べきとて、尾添村・中宮村より中の峠まで被仰付、奉行人は松崎三郎左衛門・園田佐七・岡本小左衛門、與力二人、足輕三十人被仰付、扱村の高に應じ、又百姓一人くの家内親兄弟妻子家來等人馬の食物、並夏冬の着類、鹽味噌農具、其外養ひ杯の代物に至るまで、一々指詰圖り渡し被下也。年々御救の御敷貸米・未進米、又給人よりの未進

米、不殘捨に被仰付、其外之借銀質物御穿鑿被成、高利之分は捨り、御定の利足一步七より上の高利は御取上なし。御定の利足の分は、貸主は御城へ被召寄、奉行人之前にて濟し被下、其内圖りにもならざる押領者、高借銀の者をば、追出し百姓とて、手と身とばかりにて追出し、御收納滞なく請合申百姓と入替に被成し也。三十一ヶ村之御入銀九十貫目餘、御土藏より出し被下し也。右之通りに被成、作り付精に入れしに、作も倍々に出來成就せしなり。扱十月に至り、來春の作食米、村々に藏を建て、作食奉行を附け納め置かれ、春に至り取出し渡し遣はさるゝ也。若作食米も滞る者は、是を追出しに被成也。右之通事調ひし故、右三人の奉行の上奉行とはなれども、前田七郎兵衛御改作の義相續、御意を可伺由被仰渡也。夫より五十ヶ村・七十ヶ村と手分して、段々奉行人・與力・算用者・足輕等に至るまで被仰付、加州四郡相濟、越中は山本清三郎に與力・算用者、能州は郡奉行兩人に被仰渡也。十村共をも小松御城御次へ被召寄、御懇之御意之上、拜領・御料理杯被下。右之通にて百姓成立に依て、三ヶ國一統御改作の法相極り、是より諸給人中の、向後百姓へ催促と申義被相止、惣じて御改作の百姓へ、給人と取合なき様堅く被仰渡也。

〔高澤草稿集〕

御國御財用符合せざる根元を考るに、其品表裏二ツより事起ると見えたり。其一ツには御家

風廣大に成り、御財用多くいるゆゑなり。又ひとつは御郡かじけ、年々無是非御償米出で、御損失ある故なり。いにしへより此御國は、御取箇多からざる土地と見えたり。しかるを亂世戦功の御恩賞に、段々多く御知行出ありて、御臺所入は少分なれども、御國風惣て質朴にて、御財用出方すくなく、夫にて漸く出納御符合くらゐにてもありしなり。微妙公此根元に思召ありて、御改作を始められたりと承りおよびたり。此御改作にて、御家中侍中は定免に成りて、人々取箇、累年ならしては大分減少のつもりなれども、其以前と違ひ、凶作の知行所不納の愁なく、毎年同事に收納する事ゆゑ、難有御法と奉存、心服したる様子なり。又百姓は過分の敷借御すまし被下、難有さのあまり、其上凶作の年は見立引免可被仰付よしゆゑ、大かたせい一ばいの上げ免に仕たる様子なり。それさへ微妙公は、無理成免上げせざるやうに御意ありし由舊記に見えたり。

〔御直言覺書〕

一、改作方之御用被仰付候節、百姓中之儀を彼是御意被成候時分、左門・久越ね御咄被遊候は、一向宗は土民之宗旨には一段宜敷候。色々之六ヶ敷事申聞候而は合點不仕候。加様之者には手短に敷候が宜敷候。惣而親鸞上人は利發成人に而候。毎日之御坊參、夜之内より參詣、朝之内に仕舞候而、人々えかせぎに取掛申候。晚茂かせぎを仕舞、夕方御坊參仕候。此方之

左門は品川
氏久越は中
村氏

分國は、大形一向宗に而候。門跡も國守は不背様に被仕躰に候由御意被成候處、左門・久越御意之通に御座候。久越御請には、南無阿彌陀佛与申候得ば、佛に罷成候与存候。是が實之一向宗に而御座候由申上候。

〔御直言覺書〕

一、或時左門久越ね御意被成候は、百姓共を程近指置候杯と申者有之由に候。夫者何茂しらぬやつの申事に候。加様之大き成仕置を申付候時分は、次第を立て遠く指置候而は、物事埒明申義に而は無之候。百姓等に而茂、上ね近く成候与存候得ば、悅競ひ志迄違ひ、進申物にて候。左候得ば仕置等も仕能候。口脇白きやつばらが、土民を程近指置候与、我等之事を譏申躰与承候由、御意被遊候。

〔御直言覺書〕

一、改作方之御用を、第一伊藤内膳重正・菊地大學直辰相勤候。改作奉行は山下清三郎・河北彌左衛門・園田佐七抔相勤申候。此外に茂有之躰に御座候得共、其儀は慥に覺不申候。此等之人々は朝茂年寄よりは早く罷出、十村等を集置き、夫々御用之筋を申付け、又は人々之手前をも承届申躰に相見え申候。右之十村共は、裏御式臺之脇、板之間に筵を敷候而有之所に相詰罷在候。其所に改作奉行罷出有之、御用之品承届又は申付候躰に御座候。其席ね久越杯

罷出、御用之筋承届、御前の參出、幾度も往來仕候。其所は御前の茂程近御座候に付、久越並十村等之聲茂聞え申候。品により久越大聲をあげ、呵申事茂御座候。其時分は、何事に而候哉、又久越が負候哉杯与御笑交に御意被成候。

〔御直言覺書〕

一、小松に而は御仕置方之御用多御座候に付而、朝茂早被爲成、御晝奥御居間に被成御座、御手水・御髪等茂被爲揚、御膳茂其所に而被召上候。又御様子次第、表之御居間に御出、其所に而御手水・御髪・御膳相濟候儀茂御座候。表御居間に御出被成、御用初候時分は、左門・久越御膳之内より御前に罷出有之候。勿論對馬・因幡・玄蕃、其外御役人共、且又輕き人々、十村百姓迄茂罷出、夫々之席に相詰、彼是御用勤申候。尤八時頃迄は、其所に而御用被聞召、相濟候得ば御奥に被爲入候。御用多御時分は、夕御膳茂表御居間に而被召上儀茂御座候。惣而朝茂御用相勤候者、遅罷出候得ば不應御意、御呵被遊候。

一、小松は毎度夜に入御用被聞召候。因茲暮時以前より、晝之通御役人中何茂罷出候。御居間並御用相勤候席に燭を立候而、追付表御居間に御出被遊、御用被聞召候。是は勿論御用之多少により、四時比又は九時分に茂相濟申候。

〔御直言覺書〕

一、小松に相詰罷在候十村、其外百姓之内に茂罷出有之者共は、正月は御臺所に而御料理被下、且又餅をかゞみと申候而、大きに仕候を一重宛被下候。御料理之上には、酒を爲給候様に与御意に而、改作奉行等取持爲給、其上に而うたはせ候様にと御意被遊、諷なごうたひ申候。其牀御前に聞え候に付而、加古喜八郎・同長吉与申小坊主被召仕候、此者共に様子見て參候様に与被仰付、此人々附候而罷在、見届達御聽候。時により私共に茂見て參候へと被仰付事茂御座候。惣而十村等は、御褒美与して被下候品は、皮羽織に而御座候。村廻仕候時分風ふせぎに可仕旨、改作奉行迄被仰出被下之候。又久越直に申渡候者茂有之候。

〔微陽兩公御遺事〕

一、微妙院様御領國改作被仰付御時分、百姓共御憐愍被思召候條、何事に而も田地之義、望候はゞ存出可申上候由可申渡旨、伊藤内膳・前田七郎兵衛等へ御諭に候。依是御家中諸士放鷹之事、田島荒廢仕難澁之趣、百姓共奉願候。達御聽御立腹被遊、耕作無爲に被仰付度御素意、畢竟侍之成立御用に相立候思召候。か様之義不單御許容之旨被仰出候事。

〔御國改作起本〕

一、御改作之砌、小松近邊之在々々、御家中之鷹切々入込所有之、田島荒申に付、鷹野御法度に可被仰付候哉、但免を御用捨可被遊候哉与窺被申處に、小松近在迄も無之、金澤近在も

其通と思召候。數十年之間如何仕候哉予被仰出候得ば、誰御請申上候者もなくなり申候。只今は何方哉覽、年々見立を乞免切、異名に鷹野免と申由語被申候事。
是歲。津田勘兵衛重次歿す。

〔津田氏由緒〕

一、八世之祖父

津田故勘兵衛重次

瑞龍院様慶長二年被召出、御知行五百五十石被下置、同年十一月百石御加増、御大小將組に而御奉公申上候。被召出候之節名半四郎、其後大學に相改申候。同六年微妙院様小松被成御座候刻被爲附、御部屋住之御奉公相勤申候。同八年二百石御加増、御小將頭被仰付、同十四年父道供隱居奉願候處、拜領知五千五百石、並御鐵炮足輕共勘兵衛に被爲附、大聖寺御城番相勤申候。其節名和泉守に相改、其後武州に御使罷越候刻、微妙院様以御意、勘兵衛に相改申候。勘兵衛に被下置候御知行五百五十石道供に被下置候。勘兵衛大阪表働之儀、元和二年、寛永八年御吟味之上、兩度御加増三千五百石之内、千五百石與力知、同十三年千石御加増、都合一萬石之御知行頂戴仕、慶安四年病死仕候。

承應元年

二月廿七日。前田利常の女熊姫生る。

〔壬子集録〕

一、御くま様辰の御年、御誕生日二月廿七日、御袋福正院殿。

〔家譜〕

熊姫。承應元年二月二十七日生、母は寺尾氏、正徳五年二月八日歿、享年六十四。

二月。廣瀨助左衛門及び黒川作左衛門等、逃走せる盜賊を越前に於いて捕縛す。

〔廣瀨助左衛門由緒〕

慶安五年二月盜賊人越前に欠落仕候に付、黒川作左衛門、廣瀨助左衛門並御足輕五人被指添、追手に被遣候。方々相尋、水落長泉寺に而盜賊人見付、無異儀召捕、せがれ並母・女・其身共四人召捕申候。盜賊見付候ば、越前家老中の案内申、差圖次第可仕旨、當地御年寄中より紙面被遣候。然共夜中予申、遅々仕義不能成、何方に及不及案内召捕申候。助左衛門義、越前家老中の紙面持參可仕處、召捕候時分薄手三ヶ所負、見苦敷御座候に付、黒川作左衛門持參仕候。其節越前家老中、不承、其場に而御馳走も不致候由被申聞、御返事請取罷歸之上申候

同年八月云々は廣瀨助左衛門のことなり

處、當座之爲御褒美、黒川作左衛門に銀子一枚、助左衛門に銀子二枚被下之候。同年微妙院様從江戸御歸城被遊、右之首尾彌被聞召上、首尾能仕旨御意に而、同年八月御知行百五十石被下置、組外組に被仰付、其上私宅作事被仰付被爲下、足輕五人御預、其後御印之御書出を以、右之五人並才料之者十三人御預被爲成、重而九人、以上二十二入裁許仕罷在候處、微妙院様御逝去被爲成候以後、萬治二年定番御徒組に被仰付。寛文十一年七十歳に罷成申に付、右役義御赦免被爲成、延寶二年病死仕候。助左衛門儀幼少より、外祖父廣瀨故藤左衛門養育仕、御奉公に罷出申に付、廣瀨を名乗申候。

四月二十日。前田綱紀銅燈籠を江戸上野徳川家光の廟前に上つる。

〔古文章大全〕

奉拜上銅燈籠兩基武州東叡山大猷院尊前。

加賀能登越中三國主 松平犬千代丸

慶安五年四月廿日

四月晦日。前田利常江戸より歸國の途越中堺に於いて木村彌兵衛を自刃せしむ。

この月は小盡なり

〔菅家見聞集〕

承應元年四月下旬利常公小松に御歸城、此時御使番高槻勘兵衛と御進物小拂奉行與力木村彌兵衛、信州於丹波島御旅宿に喧嘩。然共双方押分て無事。同四月晦日越中之堺に御着之日、大橋又兵衛に被仰渡、木村彌兵衛切腹す、高槻は無別義。

〔三壺記〕

慶安五年四月下旬には小松に御發駕被爲成、信州丹波島柳島六左衛門所に御陣を召され、道中道橋掃拭御馳走の方々へ御進物を被遣。信州松代の城水野大和守殿へ八講布十疋被遣、御使番は高槻勘兵衛、御口上を承り、小拂奉行山田彌五左衛門・木村彌兵衛に白布を爲包、熨斗添へて渡され候へ、請取可申旨申達す。山田彌五左衛門承り、此方は小拂と御進物品々取込にて候間、夫にて紙を御請取、坊主共に爲包御越候へと云ふ。高槻聞て、私共はあなたへ参り、御口上申達する役人也。其方包みて渡せと云ふ。彌五左衛門聞いて御尤に候へ共、江戸・小松などにては左様に致し候へ共、爰は旅泊の御事なり。紙は御右筆所に有り、のしは御臺所に有り、受取りて爲包御持參あれと云ふ。高槻聞いて、扱々合點のゆかぬ男哉、たはけ者共なりと云ひ捨て御次へ入る所を、木村彌兵衛聞き兼て、如何に勘兵衛、何と宣ふぞとて、脇刺抜て追懸る。藤重宗句それに有合せて、木村をいただき留めたり。宗句脇指に手障りて、

少し切りて血を流す。去共木村脇指さゝせて押とゞめ、御耳にも立間敷所に、宗句を御前に召され候由、津田内藏助奉りて呼申されければ共、手のあかを拭ひ包みけるまゝ、是非に及はず御耳に立ち、竹田市三郎・津田内藏助・奥村因幡殿杯に被仰渡、中直させ可申由にて、兩人呼び付け中直り、盃の取りかはせいたさせ、事済みにけり。去共木村彌兵衛心は解けやらず、道中所々にて心懸けれど、勘兵衛運や強かりけん、何の異義もなく、越後・越中の堺へ八ツ時分御着にて、何茂宿々に休息す。卯月晦日七ツ半の事成に、大橋又兵衛奉りて、木村彌兵衛を御本陣に被召けり。杉浦仁右衛門兩人木村に申渡さるゝ。今度丹波島にて、他國と云ひ我儘なる仕合、上を恐れぬ所也、切腹可仕旨被仰出。我も人も、侍はか様之事有物也、男道之事なれば彌兵衛可爲満足といはれし時、彌兵衛承り、尤之次第也、高槻勘兵衛は如何にと尋申されければ、大橋又兵衛申けるは、勘兵衛も被仰付間心易思はれよとて、杉浦・大橋・木村三人同道して、木村宿所へ被参けり。折ふし河合彌助は、大筒の鐵炮の望言上仕り加州へ下る。木村山田に指加へ同役なり。彌五左衛門河合彌助に申けるは、御用有りて召れば、此彌五左衛門こそ可被召寄に、彌兵衛を被召事無心元まゝ、参りて見んとて出にけり。十間計にて彌兵衛に行き逢ひければ、木村は、いかに彌五殿、拙子は被仰付候也、不及是非所なり。我四十に餘り五十に及ぶ、今程幾程有りても別に替る事あらじと、宿へ入り行水いたし、大

橋殿に申上度御座候、父方へ状を書き遣度と申しければ、夫程の御暇は安き事、状を緩々被調よとて、宿の後さるん場に縁取敷並べ、何茂着座して待ちたりけり。木村は親の方へ狀一通、娘の事申遣す。女の方へ名残の文一通、朋輩中へ連判借銀之事一通、三通事念比に書き、敷皮の代に木綿ふとんに着座して、自我偈一卷讀み上げ、拙子未だ切腹を知らず、先年日夏市郎右衛門切腹之時分見て候、手ぎは不調法なるべし、介錯は誰人ぞと尋ねければ、大橋又兵衛被申は、我にかはらぬ家禮松永宗右衛門を申付たり、よく心得て仕れ。畏而宗右衛門は左の脇に畏る。彌兵衛申けるは、同じくは高槻一所に被仰付被下候へ、一目見て一度に仕り度しと云ふ。又兵衛申さるには、具足を肩に懸けぬ法もあれ、毛頭僞なし、はや事済み可申と云ひければ、御老鉢の御誓文疑申に候はず、咄たき者共御先へ参り一人もなし、勘兵衛の様子無心元奉存由申所ね、長谷川少太夫参りければ、木村急度見て、いかに少太、勘兵衛は如何と尋ねければ、勘兵衛ははや埒明て、見届是へ参候由申ければ、彌兵衛聞いて荒嬉しや、去ば長谷川殿去年より御式臺にて毎日咄、只今懸御目事三世の奇縁也、其方介錯頼入るよし申ければ、少太夫辭退す。大橋殿頼に候間少太夫仕れ。畏て候とて弓手の脇にかしこまる。宮崎豊左衛門か渡邊七左衛門か村上五郎兵衛か、三人之内一人に而も逢ひたけれ共見えすとて、脇刺いたゞき心本にたつると長谷川ぬき討に致しけり。大橋又兵衛被申は、高槻勘兵

衛は閉門にて、早小松へ罷越也。木村に空誓文して聞かせ、安堵いたさせたり。何れも向後は仕も遂げざる空喧嘩無益也とて、何れも宿々へ引入けり。木村彌兵衛父は木村惣右衛門とて、前田重丸殿の家老也。せがれを山崎長門與力に被召出、江戸御供に参りけり。父惣右衛門法躰して寺へ引籠申なり。根本此申分、山田彌五左衛門仕出しけれ共、彌兵衛に譲りてかまはざりけるを、能き思案とて譽にけり。翌年江戸へ御参勤の時、善光寺の渡しにて、高槻は長谷川少太夫乗りたる舟を、荷物を載せ間敷とて争ひけるが、長谷川少太夫申様、いかに勤兵衛殿、木村彌五兵衛と此少太夫は違ふべし。餘りおごり給ひなば、少太夫命は塵よりは輕し、同道申さんと云ひければ、高槻少もかまはず脇へ参りけるを、おとなしきと是も人皆譽にけり。

〔微妙公夜話〕

一、高槻勤兵衛は、八百石にて微妙院様御代御使番相勤、事外高上者、しさいらしき者にて候。有時猥成様子有之、奥小將の内へ艶書遣申候。然所に右の如く仕候方兩人有之、則奥小將仲間故、ク様〜と咄出し候へば、今一人の者、私方へもク様と、別書狀取出し爲見、大笑仕候。不届千萬にくき事に候間、返書は兩人連名にて可仕申合、御執心の方いづれにて候哉、一人に御極可被仰聞候と、連名の返事遣候へば、勤兵衛殊の外行當難義致候。其後時々

笑草に而候。藤田咄に候。微妙院様御逝去以後、餘り久敷間は無之、御暇申上、他國に罷越候。上方に後罷在、道也と申由に候。

六月十九日。加賀石川郡村井の十村與三兵衛職務に關する誓紙を上つる。

〔日曆〕

靈社上卷起請文前書之事。

一、從御公儀様、御郡中へ被仰出御用共、私共組下百姓中の急度可申渡候。乍承如在申上る百姓共御座候はゞ、其時々吟味仕、有姿可申候事。

一、組下在々男女に不寄、ゆゑなき牢人拘置申間敷候。假令其村百姓之内に、少しゆかり有之に付抱置候共、村中として吟味仕、作法難心得牢人に候はゞ、其旨御奉行所へ注進候様に、小百姓中へ可申渡候御事。

一、在々川除・用水御普請所、人足圖り村々當り分之義、依怙最眞仕間敷候。只今不仕候而不叶御普請所、又末に御指延被遊不苦所可有御座候間、左様之段有姿可申上候。付而跡々より御郡に被仰出候御法度之筋目、一々不殘可申上候御事。

一、其村並ニヶ村・三ヶ村中として可仕川除・用水御普請、開作時分迄捨置、御郡中平人夫入申様に仕間敷候。正二月中急度吟味仕、諸百姓開作手づかへ無之様に可申渡候。其上人數多

入申程成御普請有之候はゞ、諸百姓開作に指合不申以前に沙汰可仕候。付而川除に入申松の木杭木品々、並在々火事家所々より御材木申上被下候時、其所に罷越、可入分村肝煎小百姓手前吟味仕可申上候。少も餘慶申請、私用たそくに仕間敷候御事。

一、組下百姓中、開作無油斷情に入候様に申渡し、立毛蒞取申時分迄度々見廻、其内無念仕百姓共有之候はゞ急度可申上候。付、常々其身不應作法仕候百姓有之候はゞ、承次第有様是亦可申上候。毛頭見隠聞隠申間敷御事。

一、私共組下百姓中、いか様に出入御座候共、双方申分能々承届、其上御目安場様・御郡奉行様、有様に可申上候。毛頭依怙量員仕間敷候御事。

一、組下百姓中、御作食米並御城米・御城銀、何れ之御奉行様・御代官様より借用仕候共、其時々有様に可申上候御事。

一、御藏米・御城銀、何茂百姓中借り申刻、私共並村肝煎、小百姓共印判を請取來り、證文に押間敷候。百姓手透次第に、一人二人に而も召連、御貸御奉行所に而、證文に直判爲致可申候。付、十村中仕上げ申書物に、名代指越代判爲致申間敷候。御公儀難去御用之義御座候か、相煩有之候はゞ、其旨書付仕、名代指越代判之御斷可申上候御事。

一、御郡奉行様並御内衆にも、私共之義は不及申上、與下百姓中男女に不寄、金銀米錢酒肴

與下は組下と訓む

可遣の次由
字脱歟
御借は御貸

其外何に而も、私儀禮物持參仕間敷候。付、諸百姓いたみにも成不申由に而、手廻だての御馳走毛頭仕間敷候。與下百姓中にも、此旨堅可申渡候。其上何に而も買物被成候はゞ、脇賣直段有様に申、少も安くうり可遣申間敷候。駄賃銀、往還如御定之請取申様に可申渡候御事。

一、私共與下に御借被成候御城米・御城銀借用仕、則かり名を附手前の請込、百姓中之外に毛頭貸し申間敷候御事。

一、御定十村扶持之外、小百姓手前より何に不寄、私儀禮物取申間敷候。其上村肝煎小百姓に非分申懸仕間敷候御事。

一、組下走り百姓御座候はゞ、跡諸道具種物以下猥に無之様に、十村並村肝煎、小百姓中出合縮り申付、早速御注進可申上候御事。

一、組下小百姓之内、似合之云拘ながら田畠そこ／＼に仕、少の請□仕、百姓に片付不申躰に有之者は、十村吟味可申上御事。

一、御城米・御城銀諸事御貸物、小百姓の内は相加り、少茂借用仕間敷候御事。

一、私與下の百姓の内は入、たのもし仕間敷候。假組下の内に而無御座、他所之内は候而も、曾而たのもしの人数に罷成申間敷候御事。

右之條々相背申間敷候。於違背仕者、忝も――。

缺字作なる
べし

慶安五年六月十九日

石川郡村井十村 與三兵衛

七月二十日。前田利常越中高岡の繁久寺に守廟の料を扶持す。

〔國初遺文〕

高岡御廟領之事

- 一、三十一石二斗五升 田地二町四反。火とし五人、但一人付四反八畝宛。
- 一、十石四斗 田地八反五步切米。内火とし頭藤一、五石四斗三人扶持。
- 一、三十七石 田地二町七反八畝。掃除者十八人、但内頭一人は二反三畝、殘十
七人者一反五畝宛。

合高九十石

右人員に令扶持訖。以來有關時者、撰其者被入之、無懈怠様可有下知。依寄進狀如件。

慶安五年七月廿日

利 常判

繁 久 寺

八月四日。前田利常越中神通川川尻の漁場所屬を定む。

〔國初遺文〕

神通川尻、東之湊者附東岩瀬、西之湊者附西岩瀬可漁獵。雖替川筋、自今以後可爲如此定者也。

慶安五年八月四日

判

東岩瀬 十村肝煎

西岩瀬 十村肝煎

八月十四日。奥村河内榮政京師に歿す。

〔奥村家譜〕

榮政 河内。

天正十八年。生于越中守山城下放生津館。初稱勝兵衛。後改玄蕃。母山崎氏閑齋長鏡女。慶長八年十四歲。利常公賜祿一千石。同十一年娶富田氏。越後重政女。生四男一女。同十九年攝州大坂之役。屬于先鋒。元和元年同所之役。屬于先鋒。得首一級。元和六年父榮明卒。利常公賜世祿一萬三千六百五十石。命一隊將。同九年公方家上洛。利常公到于大津。榮政從之。同年四月榮政私第失火。利常公恤其災。賜定家卿小倉山莊之色紙一張。平兼盛之和歌。及杉大木千丁。寬永三年利常公之長女。嫁于森右近大夫忠廣。爲謝鈞命。令榮政到武陽。納拜之後。秀忠公賜黑馬。家光公賜鹿毛馬並時服。同年公方家上洛。後水尾院幸於二條城。時爲大路之護衛。利常公將令森列禦二百本。公在大津。逆旅恐難遽辨。榮政承命。馳到于京師。多少經略。不數日而得之。裝飾合于公意。頻稱榮政之才略矣。此時森忠廣賜宴於榮政。且賜利光刀。榮政達之

於利常公。公好其名字偶合。故獻其刀。公此時諱利光公。同七年秋利常公・光高公。光臨于榮政之宅。同八年四月十四日金城火。榮政之宅亦嬰餘燼。先代所傳之口宣。及公家所賜之書判印章。文武器物。茶堂之珍寶。盡燬亡矣。唯餘于先年所嬰定家卿小倉山之色紙一幅耳。近臣抱去而後得無恙。遺物獻之。父子所賜之奉祿之命書。訴其燒失而後更賜之。同十年光高公尙大姫君。清泰院其乘輿。酒井雅樂忠世與利常有受與之禮。榮政爲擯收之。其具桶酒井讚岐守空印與飛騨守利治公有受與之禮。奧村和忠收之。同年除日。光高公令榮政行追讎之儀。賜時服。同十一年公方家上洛。攝州大坂城郭造營功成。遂入御焉。利常公在京師。令榮政爲幣使。獻酒肴以賀之。時列國之侯伯。未有其儀。故當路猶豫。且不達之。榮政述公之敬意。而言意暢達於是啓之。公方家好公之恭勤。允榮政納拜。賜時服。公稱之。其後列侯之幣相貫魚云々。同十二年利常公。承公方家之命。築江府筋違橋之石壁。榮政幹焉。功成而公方家允納拜。賜白銀及時服。同十八年光高公初歸國。令榮政爲使節。到于武陽以拜謝。公方家賜時服。同十九年利常公之第三女。嫁于八條智忠親王。天香院殿是也。榮政爲從衛乘輿。自女院御所入于八條殿。其間榮政扈從之。着烏帽子素襪。合香第三日之賀。賜布衣一裝。既復命于小松。利常公賜秀則刀。同二十年光高公光臨于榮政之第。情意懇款。而懷所安于榻茶器而還矣。後更賜茶器。瀬戸用。同年綱紀公降誕。榮政承光高公之命。行鳴弦慕目之儀七晝夜。公賀之賜白銀五十枚。小君賜白銀三十枚。翌年許歸北越。時綱紀公賜宇津刀。光高公慰其勞。

有徵二男榮從之命。榮政既歸。榮從到于武陽。未仕而卒病死。慶安元年利常公徵三男榮張。同二年賜祿二千十石。其一千一十石者與力領也。四男榮相賞質于武都。到榮政歿後。利常公特賜祿一千石。是皆榮政寵遇之餘澤也。同四年武陽賊徒由比正雪・丸橋忠彌者。將作亂。事發而所族矣。此時利常公在江府。馳使節。令榮政爲留守于金澤城。承應元年疾病。將求醫療於京師。爲請而上洛。然遂不治。八月十四日卒于洛下逆旅。享年六十歲。火葬於紫巖。卜家於野田。浮屠氏追稱永昌院竹巖宗清。女子嫁近藤甲斐光賀。

八月廿七日。前田利常石川郡の十村等に作食米の取扱に關する規定を示す。

〔十村舊記〕

覺

- 一、作食米高、別紙に印を遣候事。
- 一、作食米利足二和利也。切米は藏に入置、百姓共面々之名を指札に仕、奉行人・組十村相符を付置、百姓共に借渡候刻者、指札之通り渡し可申候。利足分者、堂形上奉行に可相渡事。
- 一、作食借渡候時分は、十村共可爲見計事。
- 一、納米あらためて可然与存候時分は、幾度にても奉行人と致相談、様子見届損候におゐて

者、百姓中として早速可爲直之。藏無障候に、米悪敷候てそこね候者其分也。藏の難にて米そこね候におゐては利足之内を以、不足之分たしつかはし可申候。但米そこね候てたし候分は、奉行・十村帳に付上可申事。

一、作食米、十村共催促仕におよばず、早速納候様に心得可仕事。

一、公儀之用ありといふとも、早速百姓隙明候様に可仕旨、郡奉行並代官に申付候條、其通可相心得事。

一、十村肝煎役、第一縮りのために候條、百姓中かたくしめしを仕べし。若公儀にそむき、いたづら者有之者、急度公儀に可申上候。於疎略者可爲曲事に付、小百姓成立候様に可入情候事。

一、十村役之外之儀、郡奉行代官申付候共承引仕間敷者也。

慶安五年八月廿七日

印

石川郡 十村肝煎中

九月二日。加賀石川郡松任古城に建てられたる米藏の勤務に關し村肝煎より誓紙を上つる。

〔日 曆〕

十村肝煎は
十村に同じ

起請文前書之事。

一、松任古城に御藏出來仕に付、晝は村肝煎二人、夜は右之肝煎に人足二人宛、相詰可申候御事。

一、御藏御材木並切はづれ竹木に不寄、少も取隠し申間敷候。其上晝夜ともに、番急度可仕候。若し無沙汰候而、ぬすまれ申に付而は、何分にも曲言に可被仰付候御事。

一、御藏御普請人足出申刻、平夫無油斷情に入、御普請仕候様に可仕候。若平夫油斷仕におゐては、村肝煎越度に可被仰付候御事。

一、御藏御用之釘・かすがい、少も取ちらし不申様に可仕候御事。

一、大工衆道具不寄何、猥に不仕候様に可仕候御事。

右之條々於相背に、忝も八幡大菩薩・天滿自在天神部類、奉願如來保人之御罰可罷蒙者也。依而起請文如件。

慶安五年九月二日

組下 肝煎

御郡御奉行様

九月十五日。前田綱紀能登鹿島郡石動山天平寺に土地を寄進す。

〔能登志〕

加賀藩史料 第三編 承應元年

保人は聖人
なるべし

天正十九年利家卿先判五十石、今又百石附之、引合百五十石、以能州鹿嶋郡多根村之内令寄進訖。全可有領知狀、仍如件。

慶安五年九月十五日

犬 千 代

犬千代就在江戸一判如此

利 常 判

能州 石動山天平寺

九月廿五日。前田利常寺社奉行の職務に關して命を下す。

〔國事雜抄〕

覺

- 一、寺社勤行祭禮無懈怠様可申渡事。
- 一、寺領・社領者、宮寺之祭禮並修理等のために付置事。
- 一、諸寺の住持、不作法成義於有之者、穿鑿之上を以、住持入替申べし。跡出家中みだりなる族無之様可申付事。付、非法執行事、令停止之條可吟味事。
- 一、諸寺之後住並新寺取たつる義、私として不致沙汰。其宗旨之頭寺令吟味、奉行に斷相極候様可申付事。

一、吉利支丹宗門常々可相改、最前彼宗門かはるといふも、色々方便有之候間、念を入べし。初而寺を求め候もの、急度可吟味事。

一、法度をそむくもの、或者分國を追放し、或はゆくゑしらざる牢人、社中抱置べからず、若左様之ものかくし置候者、可爲曲事旨可申付事。

一、佛事法會之外、夜中に人を集、夜談義不執行様に可申付事。

一、山伏勸進之義者、伽耶院札次第可申付事。

一、諸宗出入之義、其頭寺より一宗中令相談、大形之義は下にて濟様に申付べし。若不相濟義者、奉行に相斷候様に可申渡、斷次第遂吟味、早速可埒明事。

一、寺社中一ヶ年に一兩度廻り可申事。

一、寺社方修理普請申付候刻、兩人かはるく折々罷出様子見計、奉行人無油斷様に可申付事。

右條々相守、諸寺社に可申渡者也。

慶安五年九月廿五日

印

岡嶋一郎兵衛殿

葛卷藏人殿

秋。前田利常小松城内葭島に數寄屋を築く。

〔三壺記〕

承應元年江戸より御歸國之節、御大工伊右衛門を山崎へ被遣、遠州の指圖之數寄屋を指圖被仰付、御大工八右衛門を南都へ被遣、利休指圖の數寄屋を寫させ、直に上方より小松へ歸着す。此二つの御數寄屋を、九里覺右衛門と山本清三郎に被仰付、其年秋中へ懸て爲作らる。御横目に篠原大學を被仰渡、作事毎日見廻り申さる。利常公毎日御出被爲成、山崎松屋源三郎すきやを遠州座敷と申けり。其時に山本清三郎に百石の御加増にて、二百五十石に成り、御小姓組に被仰付。

〔越登賀三州志雜纂餘考〕

承應元年壬辰夏四月微妙公還城、葭島に茶室を造事二區、其一は小堀遠州好み、其一は千利休の法に倣ふ。

十月。小松の同心廣田源太夫切腹を命ぜらる。

〔三壺記〕

小松町同心廣田源太夫事

同年十月上旬之頃、小松にて侍屋敷に明家有り。是は子細有て跡目なきの家なり。然る故に

四月は五月なるべし

たや番にいやしき佗人有之、うかれ妻を置き、町人ども四五人出入して酒宴を催す。近所のものは是を見て、人あつめする事にくき仕合とて、幾度もしかりけれども事共せず。見れば町人見えつるとて、源太夫に申けれども其あらためもなく、結句源太夫は、いはれざる吟味哉とあざ笑ふよしを聞いて、近所之もの腹を立、頓て書付を以言上に及ぶ。利常公開召、殊之外成御立腹にて、淺野藤左衛門へ被仰付、町人同類ども四五人取て籠舎被仰付、岡嶋兵庫・平岡志摩に被仰付、家財關所し符を付け、御吟味の處に、町人ども、廣田源太夫も兼而存知之處にて、私どもいたづらに出合仕るに候はず、たや番は日用すぎのものなれば折々やとひ遣申候。又日用を頼度時分は、此者餘人をやとひくれ候ゆゑ、目を懸申候由申上る。淺野藤左衛門は、終に左様之出合仕事不存候由申上らる。廣田源太夫は藤左衛門殿へ申入たる由申上る。色々御吟味候處に源太夫は町中よりまひないを取て、不吟味するよし上聞に達す。にくき仕合なりとて、源太夫父子切腹被仰付、たや番人御追放にて、町人どもいづれも小松にて歴々成ものごもなれば、出頭衆より宜被仰上げるにや、頓て御赦免被仰出、忝奉存けり。此廣田源太夫事、町中より銀子十枚づゝの合力銀を被下、さして分際もなき奉公人にて、町人といへども歴々のものごもを、家來同事のあひしらひ、脇より見ての見ぐるしさ、然れども町人は猶以て頭を地に付けて、ばかいんぎんにうやまひけり。成程位高に大へいなれば、町

人共うやまふと心得たるこそ、おごりのいたす所なれど、諸人にくまぬものはなし。

是歳。金澤城中に時鐘を置く。

〔本藩歴譜〕

承應元年壬辰、時鐘を鑄て城西に置かる。

〔御直言覺書〕

一、承應之比与覺申候。金澤に初而時鐘被仰付候。有時久越於御前申候は、今程金澤にも時鐘被仰付、宜事に御座候由申上候得ば、何之能事有之候哉、時鐘無之候而茂、成々に成申物に候。世の中作法等宜成候故、時鐘茂無之得ば難叶物之様に何茂存候。金澤にて有之、小松には未申付候得共、何とぞ用事の欠候事も有之候哉与御意被遊候。其時久越御尤成儀之由御請申上候。

是歳。大聖寺の足輕盜を爲して捕へられ火刑に行はる。

〔三壺記〕

大正持にて夜盜共捕事

同年大正持御領分在々所へ、五人七人の同類にて夜盜に入り、縛り置きて取て出るもあり、切ころして取て行く時もあり。御吟味有てとらへんとすれどもしれざりけり。有時下粟津村

同年は承應元年

の肝煎へ押よせて切ころし、家に火を懸け立退く時もあり、又湖津村の肝煎兵左衛門所へ七人忍び入る所を、亭主、心得たり、來國光の二尺八寸是に有り、一人もあます間敷とて、刀をぬき出でければ、退散して見えざりけり。有時江戸詰の足輕の家へ亂入、女と子供二人切殺し、家の内に埋て家財を取、まるげ取て行く。玉井市正・織田左近其外、にくき次第どもなり、いかにもしてあらはさんと、日々夜々の談合の處に、下粟津村の百姓、其焼込の夜人かげを見て、大正寺へあとを付入り見てあれば、渡邊八右衛門拜領の足輕町へ入ると見届て、覺束なくはおもへども、卒度家老衆へ内通す。渡邊八右衛門所に馬捕の耳のきこえぬものあり。三年耳ふさがりて更に物を聞く事なし。此もの常に人々の言をきけば、預り足輕どもいたづらするとおもひ入りて、猶耳きこえぬ躰なりけり。盜人共二三人寄合ひて、彼足輕の宿へ馬捕をつれ行きて、道具をもたせ來りけり。猶中間は知らぬ躰にて何を預けておかれたるやとしらぬていにもてなし、是は大事なるべしと、俄に耳あきに成りて、渡邊八右衛門へひそかに品々の事を告知らせ、我此三年の間耳をつぶして罷有るといへども、誠の耳聾にて候はず、それ故言葉の末を聞き請けて、委細に申上るよし申ければ、八右衛門、よくこそ知らせたれ、猶耳をつぶしてをれと、しばし思案せらるゝ所へ、御家老衆より登城あるべきよし申來る。八右衛門いそぎ登城して相談を聞き届け、我等に御まかせ候へとてやどへ歸り、大將

前田利治の
従士を減じ
たることは
承應二年に
出せり

とかしづく戸水長右衛門と云ふ足輕を居間迄呼び、爰へ近くよれ、御用可申渡とて、近くと
呼びければ、足輕脇指をぬいてわきに置き、そばへよりける所を、八右衛門押へて繩を懸け
て、奥の露地へつれ行き、柱にくくり付けて置き、又中林彌七郎を右之通にしてからめ取り、
同所にくくり付け置き、四人迄捕へてくくり付け、又二人は式臺に帳をろばん置き勘定して
有りけるを押ふせ、手わけしてからめ取る。六人之内に盗人の子供二人、是も家々にてから
め取り、十九人籠舎させ、御吟味被仰付處に、一々白狀に及ぶ。然る所にうしほづ兵左衛門
所へ入りたる事を物がたり、いそぎ兵左衛門をめしふを以て呼よせらる。兵左衛門おもひけ
るは、先年金物・土の物にふるき道具有之は、早々可申上との御ふれなり、來國光の御たづ
ねかとおそろしながら罷登り候へば、夜盜の事を尋ねらる。いかにも盗人申す通にて御座
候。則其國光の刀を指上申すとして指上る。手柄をいたし盗人を追返す事、比類なき次第なり。
刀を上ぐる代として、銀子五十枚被下て歸りけり。さて九人の夜盜ども、下口の山際へなら
べて火罪被仰付、幼少の男子を盗人どもの目の前にて首を討ち、おや／＼になげ付ければ、
其首をかへて、くろやきに成りて死にけり。それより盜賊人少しもなく、御領分のものご
も心やすく臥にけり。其翌年は飛驒守利治公、御臺所入不如意にて、中納言様へ御意を得さ
せ給ひて、一萬五千石分御家中金澤へ被召寄人々は、玉井市正・織田織部・由比五兵衛・水越三

右衛門・杉谷九左衛門・平野源左衛門・水野内匠・長屋五郎左衛門・長屋源右衛門に毛利又助・
渡邊八右衛門、綱利公より扶助なし下され、忠勤油断なかりけり。

是歲。前田利常越中新川郡大岩山日石寺を祈願所とす。

〔寺社來歴〕 大岩山日石寺由來

- 一、慶安五年從微妙院様、加賀守様御祈願寺に被仰付御事。
- 一、不動堂並拜殿・奥院・鐘突堂御建立、山林竹木居屋敷並寺領知、從微妙院様被仰付候御事。
- 一、客殿庫裏以下、寛文二年に御建立被仰付候御事。

承應二年

正月十五日。前田利常加賀河北郡大熊村の十村兵右衛門を扶持す。

〔加賀古文書〕

加州河北郡持高之内、一町三反百三十二歩、物成二十俵。
右者所しまりの爲令扶持者也。

承應二年正月十五日

印

十村肝煎 大熊村 兵右衛門

正月十六日。越中新川郡陀羅尼寺村の十村九郎左衛門等扶持を給はりたるを謝す。

〔十村舊記〕

一、三十俵	物成	新川郡 だらにじ村	九郎左衛門
一、二十俵	同	同郡 江上村	三郎左衛門
一、二十俵	同	河北郡 大熊村	兵右衛門
一、二十俵	同	石川郡 熱野村	庄兵衛
一、二十俵	同	中郡 下條村	瀬兵衛
一、二十俵	同	同郡 嶋村	次郎右衛門
一、四十俵	同	利波郡 戸出村	又兵衛
一、二十俵	同	同郡 田中村	角兵衛
一、二十俵	同	石川郡 田井村	五兵衛

右之通、私共持高之内致拜領、御印謹而頂戴仕、難有忝冥加至極奉存候。此上者湯水之中に入候共、身を痛可申与不奉存、難有忝奉存候。乍憚可然様被仰上可被下候、以上。

承應二 正月十六日

伊藤内膳様

山本清三郎様

菊地大學様

正月。十村等郡内巡廻に際し鎧を携ふるを許さる。

〔十村舊記〕

覺

一、御鍵一本	御馬一疋	戸出村	又右衛門
一、御鍵一本		宮九村	次郎四郎
一、御鍵一本		田中村	覺兵衛
一、御馬一疋	御鍵一本	嶋村	次郎右衛門
一、御鍵一本		下條村	瀬兵衛
一、御鍵一本		大熊村	兵右衛門
一、御鍵一本		御供田村	勘四郎
一、御鍵一本		熱野村	少兵衛
一、御鍵一本		田井村	五兵衛

加賀藩史料 第三編 承應二年